

産業競争力強化法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

- 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（第一条関係）・・・・・
- 産業競争力強化法（第二条関係）・・・・・
- 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）（第三条関係）・・・・・
- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）（第四条関係）・・・・・
- 中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）（第五条関係）・・・・・
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第一百四十七号）（第六条関係）・・・・・
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（第七条関係）・・・・・
- 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第十八条関係）・・・・・
- 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（附則第十九条関係）・・・・・
- 情報処理の促進に関する法律（附則第二十条関係）・・・・・
- 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（附則第二十一条関係）・・・・・
- 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（附則第二十二条関係）・・・・・
- 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（附則第二十三条関係）・・・・・
- 株式会社地域経済活性化支援機構法（附則第二十四条関係）・・・・・
- 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）（附則第二十五条関係）・・・・・
- 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（附則第二十六条関係）・・・・・
- 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）（附則第二十七条関係）・・・・・
- 国家戦略特別区域法（附則第二十八条関係）・・・・・
- 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）（附則第二十九条関係）・・・・・
- 復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）（附則第三十条関係）・・・・・

改 正 案

産業競争力強化法

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

現 行

産業競争力強化法

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 産業競争力の強化に関する実行計画（第六条・第七条）

第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進（第六条—第十四条）

第三章 産業活動における新陳代謝の活性化

第一節 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進（第十五条—第二十一条）

第二節 事業再編の円滑化（第二十二条—第四十八条）

第三節 事業再生の円滑化（第四十九条—第六十五条）

第四節 事業活動における知的財産権の活用（第六十六条—第七十五条）

第四章 株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援等

第一節 総則（第七十六条—第八十一条）

第二節 設立（第八十二条—第八十七条）

第三節 管理（第八十八条—第九十六条）

第四節 業務（第九十七条—第一百一条）

第五節 国の援助等（第一百二条）

第六節 財務及び会計（第一百三条—第一百六条）

第七節 監督（第一百七条—第一百九条）

第八節 解散等（第一百十条・第一百十一条）

第五章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援（第一百十二条—第一百二十五条）

第八節 解散等（第一百十条・第一百十一条）

第六章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援（第一百十二条—第一百十九条）

第二節 中小企業承継事業再生の円滑化（第一百二十条—第一百二十五条）

第二節 中小企業再生支援体制の整備（第一百二十六条—第一百三十三条）

第六章 雜則（第一百三十四条—第一百四十三条）

第七章 罰則（第一百四十四条—第一百五十六条）

附則

第三節 中小企業再生支援体制の整備（第一百二十六条—第一百三十三条）

第六章 雜則（第一百三十四条—第一百四十三条）

第七章 罰則（第一百四十四条—第一百五十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務を定めるとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新機構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じ、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（目的）

第一条 この法律は、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務並びに産業競争力の強化に関する実行計画について定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備するとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新機構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じ、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての別に法律で定める法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての政令等で規定する政令等の特例に関する措置であつて、第十一条第二項に規定する認定新事業活動計画に従つて実施する新事業活動について適用されるものをいう。

3 (6) (略)

7 この法律において「特定研究成果活用支援事業」とは、国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十二条）第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。第二十一条において同じ。）における技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者に対し、当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であつて、当該国立大学法人等における研究の進展に資するものをいう。

8・9 (略)

10 この法律において「経営資源」とは、知識及び技能並びに技術、設備、情報システムその他の事業活動に活用される資源をいう。

11 この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての別に法律で定める法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての政令等で規定する政令等の特例に関する措置であつて、第十一條第二項に規定する認定新事業活動計画に従つて実施する新事業活動について適用されるものをいう。

3 (6) (略)

7 この法律において「特定研究成果活用支援事業」とは、国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十二条）第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。第二十二条において同じ。）における技術に関する研究成果を、当該国立大学法人等と連携しつつ、その事業活動において活用する者に対し、当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であつて、当該国立大学法人等における研究の進展に資するものをいう。

8・9 (略)

10 この法律において「経営資源」とは、知識及び技能並びに技術、設備その他の事業活動に活用される資源をいう。

11 この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業

活動であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更（当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む。）を行うものであること。

イヽヘ （略）

ト 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）

チ 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）

リ 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該外国法人が外国関係法人である場合又は当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）

ヌ 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該株式若しくは持分又はこれらに類似するものを配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）

ルヽワ （略）

二 事業者がその経営資源を活用して行う事業の全部又は一部の分野又は方式の変更であつて、次に掲げるもののいずれかを行うものであること。

イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供により、生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る

活動であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更（当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む。）を行うものであること。

イヽヘ （略）

ト 他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）

チ 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）

リ 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）

ヌ 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）

ルヽワ （略）

二 事業者がその経営資源を活用して行う事業の全部又は一部の分野又は方式の変更であつて、次に掲げるもののいずれかを行うものであること。

イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供（次項第二号において「新商品の開発等」という。）により

役務の構成を相当程度変化させること。

口二 (略)

この法律において「特別事業再編」とは、事業再編のうち、事業者が、当該事業者と他の会社又は外国法人の経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用して、その事業の全部又は一部の生産性を著しく向上させることを目指したものであつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更を行うもの（当該事業者（株式会社に限る。）がその株式のみを対価として他の会社又は外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを取得する場合であつて、当該対価の額が当該事業者の有する現金及び預金の額からその事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した額を基礎として経済産業省令で定めるところにより算出される額を上回るときに限る。）であること。

イ 他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）

ロ 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）

二 新事業活動であつて、次に掲げる事業活動のいずれかを行ふことにより、当該事業活動に係る商品又は役務の新たな需要を相当程度開拓するものであること。

イ 前号イ又はロに掲げる措置により関係事業者となる他の会社又は外国関係法人となる外国法人（ロ及びハにおいて

、生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させること。

口二 (略)

この法律において「特定事業再編」とは、事業再編のうち、二以上の事業者が、それぞれの経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用して、当該二以上の事業者のそれぞれの事業の全部又は一部の生産性を著しく向上させることを目指したものであつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更を行うものであること。

イ 当該二以上の事業者のそれぞれの完全子会社（一の事業者）がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社をいう。（以下この号において同じ。）相互間の新設合併又は吸収合併

ロ 当該二以上の事業者が共同して行う新設分割

ハ 当該二以上の事業者のいずれか一の事業者の完全子会社に、当該二以上の事業者のうち他の事業者が、その事業に関する有する権利義務の全部又は一部を承継させる吸収分割

ホ 当該二以上の事業者が共同して行うそのそれぞれの完全子会社の発行済株式の全部を取得する会社の設立

二 次に掲げる会社（第二十六条第三項、第二十七条第二項及び第三十三条第一項において「特定会社」という。）のいず

「関係事業者等」という。)の革新的な技術又は事業の実施の方式(商品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式をいう。)を活用して行う事業活動であつて、第二

十二条第二項第五号に規定する事業分野におけるもの

口 関係事業者等の経営資源を活用して行う事業活動であつて、第二十二条第二項第六号に規定する商品又は役務に係るもの

ハ 関係事業者等の経営資源を活用して行う事業活動であつて、前号イ又はロに掲げる措置により中核的事業(当該事業者が行う他の事業に比して現に生産性が高い事業又は将来において高い生産性が見込まれる事業をいう。)の売上高その他の経済産業省令で定める指標(以下このハにおいて「売上高等」という。)の当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額に対する割合が相当程度増加すると見込まれる場合における当該中核的事業に係るもの

(略)

15 13
• 14 (略)
この法律において「特定認証紛争解決事業者」とは、認証紛争解決事業者(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第二条第四号に規定する者をいう。第四十九条において同じ。)であつて、同条第一項の認定を受けたものをいう。

16 この法律において「特定認証紛争解決手続」とは、認証紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第三号に規定する手続をいう。第四十九条第一項第二号において同じ。)であつて、特定認証紛争解決事業者が事業再生に係る紛争について行うものをいう。

れかが、外国における新たな需要を相当程度開拓し、又は新商品の開発等により国内における新たな需要を相当程度開拓するものであること。

イ 前号イの新設合併により設立された会社又は同号イの吸収合併後存続する会社

ロ 前号ロの新設分割により設立された会社

ハ 前号ハの吸収分割により事業に関して権利義務の全部又は一部を承継した会社

ニ 前号ニの出資の受入れをした会社

ホ 前号ホの会社の設立により設立された会社

15 13
• 14 (略)
この法律において「特定認証紛争解決事業者」とは、認証紛争解決事業者(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第二条第四号に規定する者をいう。第五十一条において同じ。)であつて、同条第一項の認定を受けたものをいう。

16 この法律において「特定認証紛争解決手続」とは、認証紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第三号に規定する手続をいう。第五十一条第一項第二号において同じ。)であつて、特定認証紛争解決事業者が事業再生に係る紛争について行うものをいう。

(略)

(削る)

(削る)

・

(略)

・

(略)

17

(略)

この法律において「先端設備等」とは、先端的な技術を活用した設備、機器又は装置であつて、将来におけるその価格の変動が著しく不確実なものであり、かつ、産業競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定めるものをいう。

この法律において「リース契約」とは、対価を得て先端設備等を使用させる契約であつて、先端設備等を使用させる期間（次項第一号において「使用期間」という。）の開始の日（以下この項及び次項第二号において「使用開始日」という。）以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいう。

この法律において「リース保険契約」とは、次の各号のいずれにも該当する保険契約をいう。

- 一 先端設備等をリース契約（その使用期間が三年以上のもの（次号において「長期リース契約」という。）に限る。）により使用させる事業を行う者（次号において「リース業者」という。）が保険料を支払うことを約するものであること。
- 二 その引受けを行う者が、リース業者が締結した長期リース契約につき、当該リース業者が使用開始日後に到来する支払期日において対価の支払を受けることができなかつたときに、当該リース業者の請求に基づき、その対価の支払を受けることができなかつたことによつて生じた当該リース業者の損害を填補することを約して保険料を收受するものであること

この法律において「創業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 前項第一号に掲げる創業を行おうとする個人であつて、一月以内（認定創業支援等事業計画）（第百十四条第二項に規定する認定創業支援等事業計画をいう。）に記載された特定創業支援等事業（第三号において「認定特定創業支援等事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、六月以内）に当該創業を行う具体的な計画を有するもの

二 （略）

三 前項第二号に掲げる創業を行おうとする個人であつて、二月以内（認定特定創業支援等事業）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、六月以内）に当該創業を行う具体的な計画を有するもの

四（六）（略）

21 この法律において「創業支援等事業」とは、次の各号のいづれかに該当する事業をいう。

一 創業を行おうとする者に対する創業に必要な情報の提供、研修又は創業についての指導若しくは助言、創業者の新たに開始する事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備並びにこれらの賃貸及び管理その他の取組により創業を支援する事業

二 事業を営んでいない個人に対する創業の意義に関する学習の機会を提供するための講座の開設、創業者（前項第一号及

この法律において「創業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 前項第一号に掲げる創業を行おうとする個人であつて、一月以内（認定創業支援事業計画）（第百十四条第二項に規定する認定創業支援事業計画をいう。）に記載された特定創業支援事業（第三号において「認定特定創業支援事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、六月以内）に当該創業を行う具体的な計画を有するもの

二 （略）

三 前項第二号に掲げる創業を行おうとする個人であつて、二月以内（認定特定創業支援事業）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、六月以内）に当該創業を行う具体的な計画を有するもの

四（六）（略）

24 この法律において「創業支援事業」とは、創業を行おうとする者に対する創業に必要な情報の提供、研修又は創業についての指導若しくは助言、創業者の新たに開始する事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備並びにこれらの賃貸及び管理その他の取組により、創業を支援する事業をいう。（新設）

（新設）

び第四号に掲げるものに限る。)の事業の用に供する工場、

事業場、店舗その他の施設において職業を体験する機会の提

供その他の創業に関する普及啓発を行う事業

22 この法律において「特定創業支援等事業」とは、創業支援等

事業(前項第一号に係るものに限る。)のうち、特に創業の促進に寄与するものとして経済産業省令で定めるものをいう。

23 (26) (略)
(削る)

(基本理念)

第三条 産業競争力の強化は、事業者が、経済事情の変動に対応して、経営改革を推進することにより、生産性の向上及び需要の拡大を目指し、新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的に行うことを中心とし、国が、これらとの取組を促進するために、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を行うとともに、事業者に対する支援措置を講ずることを旨として、行わなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念にのっとり、事業者による新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動が積極的に行われるよう、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備及び事業者に対する支援措置を行う責務を有する。

25

この法律において「特定創業支援事業」とは、創業支援事業のうち、特に創業の促進に寄与するものとして経済産業省令で定めるものをいう。

26 (29) (略)

30 この法律において「承継事業者」とは、中小企業承継事業再生により事業を承継する事業者をいう。

(基本理念)

第三条 産業競争力の強化は、事業者が、経済事情の変動に対応して、経営改革を推進することにより、生産性の向上及び需要の拡大を目指し、新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的に行うことを中心とし、国が、これらとの取組を促進するために、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を行うとともに、事業者に対する支援措置を講ずることを旨として、行わなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念にのっとり、産業競争力の強化のための施策を総合的に策定し、及び迅速かつ確実に実施する責務を有する。

2 国は、産業競争力の強化に関する施策の推進に当たっては、平成二十五年度以降の五年度の期間(以下「集中実施期間」と

いう。)を、産業競争力の強化に関する施策を集中的かつ計画的に実施する期間とし、事業者による新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動が積極的に行われるよう、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を行うとともに、事業者に対する支援措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、第三条に定める基本理念にのつとり、当該事業者の属する事業分野における商品若しくは役務に関する需給の動向又は事業者間の競争の状況その他の当該事業者の事業を取り巻く環境を踏まえて、経営改革を推進することにより、生産性の向上及び需要の拡大を目指し、新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始若しくは収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的に行うよう努めなければならない。

(削る)

(削る)

第五条 事業者は、第三条に定める基本理念にのつとり、集中実施期間において、当該事業者の属する事業分野における商品若しくは役務に関する需給の動向又は事業者間の競争の状況その他の当該事業者の事業を取り巻く環境を踏まえて、経営改革を推進することにより、生産性の向上及び需要の拡大を目指し、新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始若しくは収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的に行うよう努めなければならない。

第二章 産業競争力の強化に関する実行計画

(実行計画)

第六条 政府は、集中実施期間における産業競争力の強化に関する施策の総合的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るため、産業競争力の強化に関する実行計画(以下この条において「実行計画」という。)を作成するものとする。
2 実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 産業競争力の強化に関する施策についての基本的な方針

二 産業競争力の強化に関する施策について重点的に講すべき
施策ごとの次に掲げる事項

イ 施策の内容

ロ 施策の実施期限

ハ 担当大臣

三 その他産業競争力の強化に関する施策の総合的な推進及び
迅速かつ確実な実施を図るために必要な事項

3| 前項第二号ハの「担当大臣」とは、実行計画に定められた同
号に規定する施策（以下この条及び次条において「重点施策」
という。）についての内閣法（昭和二十二年法律第五号）にい
う主任の大臣をいう。

4| 実行計画は、その作成の日から起算して三年を超えない期間
について定めるものとする。

5| 内閣総理大臣は、実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。

6| 政府は、実行計画を作成したときは、これを公表するものと
する。

7| 政府は、集中実施期間中、平成二十六年度以降の各年度にお
いて少なくとも一回、重点施策の進捗及び実施の状況を取りま
とめ、重点施策の進捗及び実施の効果に関する評価を行い、そ
の評価の結果及び経済事情の変動を勘案し、実行計画に検討を
加え、必要があると認めるときは、これを改定するものとする
。

8| 第四項から第六項までの規定は、実行計画の改定について準
用する。

9| 政府は、第七項の規定による評価を行ったときは、同項の重

点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果を公表するものとする。

10 政府は、第七項の重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果について、各年度ごとに、報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(削る)

(担当大臣の責務)

第七条 担当大臣（前条第三項に規定する担当大臣をいう。以下この条において同じ。）は、重点施策を、その実施期限までに実施するものとする。

2 担当大臣は、重点施策をその実施期限までに実施できないおそれがあるときは、当該実施期限を遵守するために、必要な措置を講ずるものとする。

3 担当大臣は、重点施策をその実施期限までに実施できなかつたときは、前条第七項の規定による評価のときまでに、その理由を明らかにするとともに、可能な限り早い時期に当該重点施策を実施するために、必要な措置を講ずるものとする。

第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進

第六条 (略)

(解釈及び適用の確認)

第七条 新事業活動を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その実施しようとする新事業

第三章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進

第八条 (略)

(解釈及び適用の確認)

第九条 新事業活動を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その実施しようとする新事業

活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下この条及び第十四条において同じ。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈及び適用の有無の確認がその所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、遅滞なく、当該求めをした者に理由を付して回答するとともに、その回答の内容を公表するものとする。

3 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈及び適用の有無の確認が他の関係行政機関の長の所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、当該主務大臣に理由を付して回答するとともに、その回答の内容を公表するものとする。

4 （略）

（情報の提供等）

第八条 主務大臣は、第六条第一項又は前条第一項の規定による求めをしようとする者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

（新事業活動計画の認定）

第九条 新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようと

活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下この条及び第十五条において同じ。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈及び適用の有無の確認がその所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、遅滞なく、当該求めをした者に回答するものとする。

3 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈及び適用の有無の確認が他の関係行政機関の長の所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、当該主務大臣に回答するものとする。

4 （略）

（新設）

第十条 新事業活動計画の認定

新事業活動計画を実施しようとする者は、その実施しようと

する新事業活動に関する計画（以下この条、次条及び第一百四十二条において「新事業活動計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

（略）

3 新事業活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三 （略）

四 第十一條の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあつては、当該規制の特例措置の内容

五 （略）

5 主務大臣は、新事業活動計画に第三項第四号に掲げる事項（他の関係行政機関の長が所管する第十一條の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置に係るものに限る。）が記載されている場合において、第一項の認定をしようとするときは、同号に掲げる事項について当該他の関係行政機関の長の同意を得るものとする。この場合において、当該関係行政機関の長は、当該事項が、当該政令又は主務省令で定めるところに適合すると認められるときは、同意をするものとする。

6 （略）

第十一条・第十二条 （略）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新事業活動円滑化

する新事業活動に関する計画（以下この条、次条及び第一百四十二条において「新事業活動計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

（略）

3 新事業活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三 （略）

四 第十二條の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあつては、当該規制の特例措置の内容

五 （略）

5 主務大臣は、新事業活動計画に第三項第四号に掲げる事項（他の関係行政機関の長が所管する第十二條の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置に係るものに限る。）が記載されている場合において、第一項の認定をしようとするときは、同号に掲げる事項について当該他の関係行政機関の長の同意を得るものとする。この場合において、当該関係行政機関の長は、当該事項が、当該政令又は主務省令で定めるところに適合すると認められるときは、同意をするものとする。

6 （略）

第十一条・第十二条 （略）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新事業活動円滑化

（業務）

第十二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、新事業活動を円滑化するため、認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画に従つて新事業活動の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第三十六条及び第九十七条第一項第六号において同じ。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

（規制の特例措置の見直し）

第十三条 第六条第二項の主務大臣及び同条第三項の関係行政機関の長は、第百三十七条第一項及び第二項の報告を踏まえ、当該報告に係る規制の特例措置について、必要があると認めるとときは、その見直しその他必要な措置を講ずるものとする。

（規制改革の推進）

第十四条 第六条第二項の主務大臣及び同条第三項の関係行政機関の長は、新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に基づく規制の在り方について、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における規制の状況、技術の進歩の状況その他の事情を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（業務）

第十五条 第八条第二項の主務大臣及び同条第三項の関係行政機関の長は、新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に基づく規制の在り方について、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における規制の状況、技術の進歩の状況その他の事情を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（規制の特例措置の見直し）

第十六条 第八条第二項の主務大臣及び同条第三項の関係行政機関の長は、第百三十七条第一項及び第二項の報告を踏まえ、当該報告に係る規制の特例措置について、必要があると認めるとときは、その見直しその他必要な措置を講ずるものとする。

（規制改革の推進）

第十七条 第八条第二項の主務大臣及び同条第三項の関係行政機関の長は、新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に基づく規制の在り方について、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における規制の状況、技術の進歩の状況その他の事情を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第一節 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用
支援事業の促進

第一節 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用
支援事業の促進

(特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針)

第十五条 経済産業大臣及び文部科学大臣（文部科学大臣にあっては、次項第二号に掲げる事項に限る。）は、特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針（以下この条、次条第三項第一号及び第十九条第三項第一号において「実施指針」という。）を定めるものとする。

2 (5) (略)

(特定新事業開拓投資事業計画の認定)

第十六条 特定新事業開拓投資事業を実施しようとする投資事業有限責任組合は、当該特定新事業開拓投資事業に関する計画（以下この条、次条及び第一百四十二条において「特定新事業開拓投資事業計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 (4) (略)

第十七条・第十八条 (略)

(特定研究成果活用支援事業計画の認定)

(特定新事業開拓投資事業計画の認定)

第十七条 特定新事業開拓投資事業を実施しようとする投資事業有限責任組合は、当該特定新事業開拓投資事業に関する計画（以下この条、次条及び第一百四十二条において「特定新事業開拓投資事業計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを集中実施期間中に経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 (4) (略)

第十八条・第十九条 (略)

(特定研究成果活用支援事業計画の認定)

第十九条 特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者（特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者並びに特定研究成果活用支援事業を実施しようとする投資事業有限責任組合及び特定研究成果活用支援事業を実施する投資事業有限責任組合を投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によつて成立させようとする者を含む。）は、その実施しようとする特定研究成果活用支援事業に関する計画（以下この条、次条及び第一百四十条第一項第二号において「特定研究成果活用支援事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 ～ 4 （略）

第二十条・第二十一条 （略）

第二節 事業再編の円滑化

（事業再編の実施に関する指針）

第二十二条 経済産業大臣及び財務大臣（財務大臣にあつては、次項第七号に掲げる事項に限る。）は、事業再編の実施に関する指針（以下この節において「実施指針」という。）を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 （略）

第二十条 特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者（特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者並びに特定研究成果活用支援事業を実施しようとする投資事業有限責任組合及び特定研究成果活用支援事業を実施する投資事業有限責任組合を投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によつて成立させようとする者を含む。）は、その実施しようとする特定研究成果活用支援事業に関する計画（以下この条、次条及び第一百四十条第一項第二号において「特定研究成果活用支援事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 ～ 4 （略）

第二十一条・第二十二条 （略）

第二節 事業再編の円滑化

（事業再編の実施に関する指針）

第二十三条 経済産業大臣及び財務大臣（財務大臣にあつては、次項第五号に掲げる事項に限る。）は、事業再編の実施に関する指針（以下この節において「実施指針」という。）を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 （略）

三 特別事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

四 特別事業再編の実施方法に関する事項

五 国内外の市場において著しい成長発展が見込まれる事業分野及び当該事業分野に係る特別事業再編に関し留意すべき事項

六 相当数の事業者の事業活動に広く用いられる商品又は役務及び当該商品又は役務に係る特別事業再編に関し留意すべき事項

(新設)

七 事業再編のための措置のうち生産性向上設備等の導入を行い、又は特別事業再編のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関する株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)及び指定金融機関(第三十九条第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。第三十七条第一項第一号及び第二号において同じ。)が果たすべき役割に関する事項

八 (略)
3 (5) (略)

(事業再編計画の認定)

第二十三条 事業者は、その実施しようとする事業再編(当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。)に関する計画(以下「事業再編計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 (4) (略)

三 特定事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

四 特定事業再編の実施方法に関する事項

(新設)

五 事業再編のための措置のうち生産性向上設備等の導入を行い、又は特定事業再編のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関する株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)及び指定金融機関(第四十一条第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。第三十九条第一項第一号及び第二号において同じ。)が果たすべき役割に関する事項

六 (略)
3 (5) (略)

(事業再編計画の認定)

第二十四条 事業者は、その実施しようとする事業再編(当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。)に関する計画(以下「事業再編計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 (4) (略)

5 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一〇三 (略)

四 当該事業再編計画に係る事業の属する事業分野が過剰供給構造（供給能力が需要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる状態をいう。第二十五条第五項第四号及び第四十八条第一号において同じ。）にある場合には、当該事業再編計画に係る事業再編が、当該事業分野の過剰供給構造の解消に資するものであること。

五 (略)

六 次のイ及びロに適合するものであること。

イ・ロ (略)

第二十四条 (略)

(特別事業再編計画の認定)

第二十五条 事業者は、その実施しようとする特別事業再編に関する計画（以下「特別事業再編計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の事業者がその特別事業再編のための措置を共同して

5 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一〇三 (略)

四 当該事業再編計画に係る事業の属する事業分野が過剰供給構造（供給能力が需要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる状態をいう。第二十六条第四項第四号及び第五十条において同じ。）にある場合には、当該事業再編計画に係る事業再編が、当該事業分野の過剰供給構造の解消に資するものであること。

五 (略)

六 二以上の事業者の申請に係る事業再編計画又は他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る事業再編計画にあつては、次のイ及びロに適合すること。

イ・ロ (略)

第二十五条 (略)

(特定事業再編計画の認定)

第二十六条 二以上の事業者は、その実施しようとする特定事業再編に関する計画（以下「特定事業再編計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

(新設)

行おうとする場合にあつては、当該二以上の事業者は共同して

特別事業再編計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 | 特別事業再編計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特別事業再編の目標

二 特別事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標

三 特別事業再編の内容及び実施時期

四 特別事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 特別事業再編に伴う労務に関する事項

4 | 特別事業再編計画には、関係事業者及び外国関係法人が当該事業者の特別事業再編のために行う措置に関する計画を含めることができる。

5 | 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特別事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該特別事業再編計画が実施指針に照らし適切なものであること。

二 当該特別事業再編計画に係る特別事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該特別事業再編計画に係る特別事業再編による生産性の向上が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

四 当該特別事業再編計画に係る事業の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあつては、当該特別事業再編計画に係

2 | 特定事業再編計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定事業再編の目標

二 特定事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標

三 特定事業再編の内容及び実施時期

四 特定事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 特定事業再編に伴う労務に関する事項

3 | 特定事業再編計画には、特定会社が当該事業者の特定事業再編のために行う措置に関する計画を含めることができる。

4 | 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該特定事業再編計画が実施指針に照らし適切なものであること。

二 当該特定事業再編計画に係る特定事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該特定事業再編計画に係る特定事業再編による生産性の向上が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

四 当該特定事業再編計画に係る事業の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあつては、当該特定事業再編計画に係

る特別事業再編が、当該事業分野の過剰供給構造の解消に資するものであること。

五 当該特別事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

六 次のイ及びロに適合するものであること。

イ・ロ (略)

6 | 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特別事業再編計画の内容を公表するものとする。

(特別事業再編計画の変更等)

第二十六条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定特別事業再編事業者」という。）は、当該認定に係る特別事業再編計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定特別事業再編事業者又はその関係事業者若しくは外国関係法人が当該認定に係る特別事業再編計画（前項再編事業者）という。）は、当該認定に係る特別事業再編計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

3 主務大臣は、認定特別事業再編計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定特別事業再編事業者に対し、当該認定特別事業再編計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 (略)

る特定事業再編が、当該事業分野の過剰供給構造の解消に資するものであること。

五 当該特定事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

六 次のイ及びロに適合すること。

イ・ロ (略)

5 | 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特定事業再編計画の内容を公表するものとする。

(特定事業再編計画の変更等)

第二十七条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定特定事業再編事業者」という。）は、当該認定に係る特定事業再編計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定特定事業再編事業者又は特定会社が当該認定に係る特定事業再編計画（前項の規定による変更の認定がされたときは、その変更後のもの。以下「認定特定事業再編計画」という。）に従つて特定事業再編のための措置を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定特定事業再編計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定特定事業再編事業者に対し、当該認定特定事業再編計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 (略)

5 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の認定について準用する。

(公正取引委員会との関係)

第二十七条 主務大臣は、事業再編計画について第二十三条第一項の認定（第二十四条第一項）の変更の認定を含む。第三項において同じ。）をしようとする場合又は特別事業再編計画について第二十五条第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。）をしようとする場合において、当該事業再編計画に従つて行おうとする事業再編のための措置又は当該特別事業再編計画に従つて行おうとする特別事業再編のための措置（以下この項において「事業再編関連措置」という。）が、当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されないおそれがある場合として政令で定める場合に該当するときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、あらかじめ公正取引委員会に協議するものとする。この場合において、主務大臣は、事業再編関連措置が当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるとともに、当該事業分野における内外の市場の状況、事業再編関連措置を講ずることによる生産性の向上の程度その他の当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。

3 2 (略)
主務大臣及び公正取引委員会は、第一項の規定による送付に

5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(公正取引委員会との関係)

第二十八条 主務大臣は、二以上の事業者の申請に係る事業再編計画若しくは他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る事業再編計画について第二十四条第一項の認定（第二十五条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。）をしようとする場合又は特定事業再編計画について第二十六条第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。）をしようとする場合において、当該事業再編計画に従つて行おうとする事業再編のための措置又は当該特定事業再編計画に従つて行おうとする特定事業再編のための措置（以下この項において「事業再編関連措置」という。）が、当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されないおそれがある場合として政令で定める場合に該当するときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、あらかじめ公正取引委員会に協議するものとする。この場合において、主務大臣は、事業再編関連措置が当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるとともに、当該事業分野における内外の市場の状況、事業再編関連措置を講ずることによる生産性の向上の程度その他の当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。

3 2 (略)
主務大臣及び公正取引委員会は、第一項の規定による送付に

係る事業再編計画又は特別事業再編計画であつて主務大臣が第二十三条第一項の認定又は第二十五条第一項の認定をしたものに従つてする行為について、当該認定後の経済事情の変動により事業者間の適正な競争関係を阻害し、並びに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

(現物出資及び財産引受の調査に関する特例)

第二十八条 事業者が認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画（以下この節において「認定計画」という。）に従つてその財産の全部又は一部を出資し、又は譲渡することにより新たに株式会社を設立する場合における当該新たに設立される株式会社の発起人に係る会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十三条第十項第一号の規定の適用については、同号中「超えない場合」とあるのは、「超えない場合並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十八条第一項に規定する場合」とする。

2 前項の場合における商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五条）第四十七条第二項の規定の適用については、同項中「次の書面」とあるのは、「次の書面（第四号に掲げる書面を除く。）及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十八条第一項に規定する認定計画に従つた財産の出資又は譲渡であることを証する書面」とする。

(株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例)

第二十九条 （略）

係る事業再編計画又は特定事業再編計画であつて主務大臣が第二十四条第一項の認定又は第二十六条第一項の認定をしたものに従つてする行為について、当該認定後の経済事情の変動により事業者間の適正な競争関係を阻害し、並びに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

(現物出資及び財産引受の調査に関する特例)

第二十九条 事業者が認定事業再編計画又は認定特定事業再編計画（以下この節において「認定計画」という。）に従つてその財産の全部又は一部を出資し、又は譲渡することにより新たに株式会社を設立する場合における当該新たに設立される株式会社の発起人に係る会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十三条第十項第一号の規定の適用については、同号中「超えない場合」とあるのは、「超えない場合並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十九条第一項に規定する場合」とする。

2 前項の場合における商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五条）第四十七条第二項の規定の適用については、同項中「次の書面」とあるのは、「次の書面（第四号に掲げる書面を除く。）及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十九条第一項に規定する認定計画に従つた財産の出資又は譲渡であることを証する書面」とする。

(株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例)

第三十条 （略）

2

前項の場合における商業登記法第五十六条及び第五十七条の規定の適用については、これらの規定中「次の書面」とあるのは、「次の書面（第三号イ及び第四号に掲げる書面を除く。）及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十八条第一項に規定する認定計画に従つた財産の出資であることを証する書面」とする。

（削る）

前項の場合における商業登記法第五十六条及び第五十七条の規定の適用については、これらの規定中「次の書面」とあるのは、「次の書面（第三号イ及び第四号に掲げる書面を除く。）及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十九条第一項に規定する認定計画に従つた財産の出資であることを証する書面」とする。

第三十一条 前条第一項の規定は、技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第六十一条第二項に規定する組織変更をする技術研究組合が同法第六十七条第一号に規定する組織変更時発行株式を発行する際に、事業者が認定計画に従つてその財産の全部又は一部を出資する場合について準用する。この場合において、前条第一項中「会社法第二百七条第一項から第八項まで及び第二百八十四条第一項から第八項までの規定」とあるのは、「技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第七十五条において準用する会社法第二百七条第一項から第八項までの規定」と読み替えるものとする。

2 前条第一項の規定は、技術研究組合法第百十八条第二項に規定する新設分割をする技術研究組合が同法第百二十二条第一号に規定する新設分割時発行株式を発行する際に、事業者が認定計画に従つてその財産の全部又は一部を出資する場合について準用する。この場合において、前条第一項中「会社法第二百七条第一項から第八項まで及び第二百八十四条第一項から第八項までの規定」とあるのは、「技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第一百三十条において準用する会社法第二百七条第一項から第八項までの規定」と読み替えるものとする。

前二項の場合における技術研究組合法第百六十九条第一項及び第百七十一条第一項の規定の適用については、同法第百六十九条第一項第九号及び第百七十条第一項第十号中「発行したときは、次に掲げる書面」とあるのは、「発行したときは、次に掲げる書面（ハ(1)及びニに掲げる書面を除く。）及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十九条第一項に規定する認定計画に従つた財産の出資であることを証する書面」とする。

（特別支配会社への事業譲渡等に関する特例）

第三十条 認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者（以下この節において「認定事業者」という。）の特定関係事業者（関係事業者であつて、当該認定事業者及び当該認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社並びに認定計画に係る他の認定事業者及び当該認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社がその総株主の議決権の三分の二以上を有しているものをいう。以下この条において同じ。）である株式会社であつて認定計画に従つて次に掲げる行為（第四号から第七号までに掲げるものにあっては、株式会社とするものに限る。）をするものに係る会社法第四百六十八条第一項、第七百八十四条第一項及び第七百九十六条第一項の規定の適用については、同法第四百六十八条第一項中「特別支配会社（ある株式会社の総株主の議決権の十分の九（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）以上を他の会社及び当該他の会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）」とあるのは、「特定特別支配会社（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十五条第二項に規

（特別支配会社への事業譲渡等に関する特例）

第三十二条 認定事業再編事業者の特定関係事業者（関係事業者であつて、当該認定事業再編事業者及び当該認定事業再編事業者が発行済株式の全部を有する株式会社がその総株主の議決権の三分の二以上を有しているものをいう。以下この条において同じ。）である株式会社であつて認定事業再編計画に従つて次に掲げる行為（第三号から第六号までに掲げるものにあっては、株式会社とするものに限る。）をするものに係る会社法第四百六十八条第一項、第七百八十四条第一項及び第七百九十六条第一項の規定の適用については、同法第四百六十八条第一項中「特別支配会社（ある株式会社の総株主の議決権の十分の九（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）以上を他の会社及び当該他の会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）」とあるのは、「特定特別支配会社（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十五条第二項に規

び当該他の会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。)」とあるのは「特定特別支配会社(産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十八条第一項に規定する認定計画においてある株式会社が特定関係事業者(同法第三十条第一項に規定する特定関係事業者をいう。以下この条において同じ。)である場合における当該特定関係事業者若しくは当該認定事業再編事業者の他の特定関係事業者は当該認定事業再編計画に係る他の認定事業再編事業者若しくは当該他の認定事業再編事業者の特定関係事業者をいう。以下同じ。)」と、同法第七百八十四条第一項及び第七百九十六条第一項中「特別支配会社」とあるのは「特定特別支配会社」とする。

一 (略)

二 その子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。)の株式又は持分の譲渡

三(八) (略)

二 その子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。)の株式又は持分の譲渡

2 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが認定計画に従つて次に掲げる行為をする場合においては、当該特定関係事業者については、会社法第八百四条第一項の規定は、適用しない。

一 新設合併(当該認定事業者若しくは当該認定事業者の他の特定関係事業者又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者の特定関係事業者とするものであつ

定する認定事業再編計画においてある株式会社が特定関係事業者(同法第三十二条第一項に規定する特定関係事業者をいう。以下この条において同じ。)である場合における当該特定関係事業者に係る同法第二十五条第一項に規定する認定事業再編事業者若しくは当該認定事業再編事業者の他の特定関係事業者は当該認定事業再編計画に係る他の認定事業再編事業者若しくは当該他の認定事業再編事業者の特定関係事業者をいう。以下同じ。)」と、同法第七百八十四条第一項及び第七百九十六条第一項中「特別支配会社」とあるのは「特定特別支配会社」とする。

一 (略)

二 (新設)

三(七) (略)

2 認定事業再編事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定事業再編計画に従つて次に掲げる行為をする場合においては、当該特定関係事業者については、会社法第八百四条第一項の規定は、適用しない。

一 新設合併(当該認定事業再編事業者若しくは当該認定事業再編事業者の他の特定関係事業者又は当該認定事業再編計画に係る他の認定事業再編事業者若しくは当該他の認定事業再

て、新設合併により設立する会社が株式会社である場合に限る。）

二 （略）

（削る）

3 |

前項の場合における会社法第八百六条第三項及び第八百八条第三項の規定の適用については、同法第八百六条第三項中「決議の日」とあるのは「決議の日（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十条第二項）に規定する場合にあっては、新設合併契約の日又は新設分割計画の作成の日」と、同法第八百八条第三項中「作成の日」とあるのは「作成の日、産業競争力強化法第三十条第二項に規定する場合にあっては新設合併契約の日又は新設分割計画の作成の日」とする。

4 |

前二項の場合における会社法第八百六条第三項及び第八百八条第三項の規定の適用については、同法第八百六条第三項中「決議の日」とあるのは「決議の日（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十二条第二項）に規定する場合にあっては、新設合併契約の日又は新設分割計画の作成の日」と、同法第八百八条第三項中「作成の日」とあるのは「作成の日、産業競争力強化法第三十二条第二項に規定する場合にあっては新設合併契約の日又は新設分割計画の作成の日」とする。

前項に規定する場合において、同項各号の行為が法令又は定款に違反する場合であつて、特定関係事業者の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、当該特定関係事業者の株主は、当該特定関係事業者に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

二 （略）

編事業者の特定関係事業者とするものであつて、新設合併により設立する会社が株式会社である場合に限る。）

第八十条	次の書面
	次の書面並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）
第二十三条第一項又は第二十五条第一項の認	

	第六号 第八十一条	第八十一条	
事録)	書面 書面又は取締役会の議 取締役の過半数の一致 があつたことを証する	次の書面 書面（産業競争力強化 法第三十条第二項に規定する場合にあつては 、当該場合に該当する ことを証する書面及び 取締役の過半数の一致 があつたことを証する	次の書面並びに認定を 受けたことを証する書 面及び認定を受けた計 画に従つた新設合併で あることを証する書面 を証する書面

			第八十六条		第八十五条
	議事録	、当該場合	次の書面		次の書面
が あつたことを証する 取締役の過半数の一 致	議事録、産業競争力強 化法第三十条第二項に 規定する場合にあつて は当該場合に該当する ことを証する書面及び 取締役の過半数の一 致	当該場合	次の書面並びに認定を 受けたことを証する書 面及び認定を受けた計 画に従つた新設分割で あることを証する書面	面 であることを証する書 面	次の書面並びに認定を 受けたことを証する書 面及び認定を受けた計 画に従つた吸收分割又 は吸收分割による他の 会社がその事業に関し て有する権利義務の全 部若しくは一部の承継 であることを証する書 面

第八十九条	書面又は取締役会の議事録
次の書面	次の書面並びに認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従つた株式交換又は株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得であることを証する書面

<p>5 認定事業者が認定計画に従つてその特定関係事業者であつて株式会社であるものの株主（当該特定関係事業者及び当該認定事業者（この項の規定により読み替えて適用する会社法第百七十九条第一項ただし書の規定により当該認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社に対してこの項の規定による請求をしないこととする場合にあっては、当該者を含む。）を除く。）の全員に対しその有する当該特定関係事業者の株式の全部を当該認定事業者に売り渡すことを請求する場合における同法第百五十一条第二項、第一百五十四条第三項、第一百七十九条、第一百七十九条の二第一項第一号、第四号イ及び第五号並びに第二項、第一百七十九条の三第一項、第二項及び第四項、第一百七十九条の四第一項各号、第三項及び第四項、第一百七十九条の五第一項第一号、第一百七十</p>	<p>5 第一項及び第二項の場合における商業登記法第八十条、第八十一条、第八十五条、第八十六条及び第八十九条の規定の適用については、同法第八十条中「次の書面」とあるのは「次の書面並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項の認定（同法第二十五条第一項の変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従つた吸収合併であることを証する書面」と、同法第八十一条中「次の書面」とあるのは「次の書面並びに認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従つた新設合併であることを証する書面」と、同条第六号中「書面」とあるのは「書面（産業競争力強化法第三十二条第二項に規定する場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録）」と、同法第八十五条中「次の書面」とあ</p>
---	--

九条の六第一項、第三項及び第七項、第一百七十九条の七、第一百七十九条の八第二項及び第三項、第一百七十九条の九、第一百七十九条の十第一項、第二百十九条第二項第二号及び第四項、第二百七十二条第四項、第二百九十三条第二項第一号及び第四項、第二百八十六条の三並びに第八百七十七条第二項第五号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百五十一 条第二項	特別支配株主（第一百七十九条第一項に規定する特別支配株主をいう。第一百五十四条第三項において同じ。）	特定特別支配株主（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十八条第一項に規定する認定計画においてある株式会社が特定関係事業者（同法第三十条第一項に規定する特定関係事業者をいう。以下この条において同じ。）である場合における当該特定關係事業者に係る同法第三十条第一項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。）
----------------	--	--

るのは「次の書面並びに認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従つた吸収分割又は吸収分割による他の会社がその事業に関する権利義務の全部若しくは一部の承継であることを証する書面」と、同法第八十六条中「次の書面」とあるのは「次の書面並びに認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従つた新設分割であることを証する書面」と、同条第六号中「当該場合」とあるのは「当該場合」と、「議事録」とあるのは「議事録、産業競争力強化法第三十二条第二項に規定する場合につては当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録」と、同法第八十九条中「次の書面」とあるのは「次の書面並びに認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従つた株式交換又は株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得であることを証する書面」とする。

条第一項	第一百七十九条	第一百五十四條第三項
当該特別支配株主	<p>当該特別支配株主（株式会社の総株主の議決権の十分の九（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合）以上を當該株式会社以外の者及び当該者が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人（以下この条及び次条第一項において「特別支配株主完全子法人」という。）が有している場合における当該者をいう。以下同じ。）</p>	特別支配株主（株式会社の総株主の議決権の十分の九（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合）以上を當該株式会社以外の者及び当該者が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人（以下この条及び次条第一項において「特別支配株主完全子法人」という。）が有している場合における当該者をいう。以下同じ。）
当該特定特別支配株主		特定特定特別支配株主

項第一号及 条の二第一	第一百七十九	条第三項	第一百七十九	第一百七十九	第一百七十九 第二項		特別支配株主完全子 法人に
法人	特別支配株主完全子	特別支配株主	法人	特別支配株主完全子	当該特別支配株主	特別支配株主は	
子法人	特定特別支配株主完全 法人	特定特別支配株主	子法人	特定特別支配株主完全	当該特定特別支配株主	特定特別支配株主は	

の八第二項	百七十九条の七、第	第七十九条	第一項、第三項及	の六第一項	百七十九条	第一号、第一項	の五第一項	百七十九条	第四項、第一項	第三項及び	一項各号、	九条の四第	、第一百七十	項、第二項	及び第四項	条の三第一	条の二第一	第一百七十九	び第四号イ
																		特別支配株主	

																		特定特別支配株主	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------	--

第三十一条	認定事業者又はその関係事業者である株式会社が認定計画に従つて資本金、資本準備金又は利益準備金の額の減少と同時に行う株式の併合であつて次の各号のいづれにも該当す	（株式の併合に関する特例）															
		<table border="1"> <tr> <td>項第五号</td> <td>第七十条第二</td> <td>六条の三並びに第八百四十</td> <td>項第一号及び第四項、</td> <td>二条第四項、</td> <td>、第二百九</td> <td>十三条第二</td> <td>第二百七十</td> <td>十九条第二</td> <td>項第二百</td> <td>項、第二百</td> <td>条の十第一</td> <td>第百七十九</td> <td>九条の九、</td> <td>及び第三項</td> </tr> </table>	項第五号	第七十条第二	六条の三並びに第八百四十	項第一号及び第四項、	二条第四項、	、第二百九	十三条第二	第二百七十	十九条第二	項第二百	項、第二百	条の十第一	第百七十九	九条の九、	及び第三項
項第五号	第七十条第二	六条の三並びに第八百四十	項第一号及び第四項、	二条第四項、	、第二百九	十三条第二	第二百七十	十九条第二	項第二百	項、第二百	条の十第一	第百七十九	九条の九、	及び第三項			

第三十二条	認定事業再編事業者若しくはその関係事業者（以下「認定事業再編事業者等」という。）又は認定特定事業再編事業者若しくは当該認定に係る特定会社（以下「認定特定事業再	（株式の併合に関する特例）
-------	---	---------------

る場合における会社法第二百八十九条第一項の規定の適用について
は、同項中「株主総会」とあるのは、「株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とする。

一・二（略）

2 前項の場合における商業登記法第六十一条の規定の適用について、同条中「掲げる書面」とあるのは、「掲げる書面及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十八条第一項に規定する認定計画に従つた株式の併合であることを証する書面」とする。

（株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例）

第三十二条 認定事業者である株式会社が認定計画に従つて譲渡により他の株式会社の株式（外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。以下この項において同じ。）を取得する場合（当該他の株式会社又は当該外国法人がその関係事業者又は外国関係法人でない場合にあつては、当該取得により当該他の株式会社又は当該外国法人をその関係事業者又は外国関係法人としようとする場合に限る。以下この項において同じ。）であつて当該取得の対価として株式の発行若しくは自己株式の処分をするとき、又は認定事業者である株式会社が認定計画に従つてその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいい、会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他こ

（編事業者等）という。）である株式会社が認定計画に従つて資金、資本準備金又は利益準備金の額の減少と同時に行う株式の併合であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る会社法第二百八十九条第二項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とする。

一・二（略）

2 前項の場合における商業登記法第六十一条の規定の適用については、同条中「掲げる書面」とあるのは、「掲げる書面及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十九条第一項に規定する認定計画に従つた株式の併合であることを証する書面」とする。

（株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例）

第三十四条 認定事業再編事業者である株式会社が認定事業再編計画に従つて公開買付け（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合（外国における公開買付けの方法に相当するものによる外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得により当該外国法人をその外国関係法人としようとする場合を含む。以下この項において同じ。）であつて当該取得の対価として株式の発行若しくは自己株式の処分をするとき又は認定事業者である株式会社が認定

れに準ずるものとして主務省令で定める法人に限る。以下この項において同じ。)に対して株式の発行若しくは自己株式の処分をするとともに当該子会社が当該認定計画に従つて譲渡により他の株式会社の株式を取得する場合であつて当該取得の対価として当該認定事業者である株式会社の株式(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で当該株式に係る権利を表示するもの及び当該有価証券に表示されるべき権利を含む。)を交付するときにおける当該認定事業者に係る会社法(百九十九条、第二百一条(第一項及び第二項を除く。)、第二百八条及び第四百四十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百九十九条第一項各号列記以外の部分	株式会社は、 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第三十条第一項に規定する認定事業者である株式会社は、同法第二十八条第一項に規定する認定計画に従つて譲渡による他の株式会社の株式(金融商品取引法(人)の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。以下この
--------------------	--

編計画に従つてその子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいい、会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして主務省令で定める法人に限る。以下この項において同じ。)に対して株式の発行若しくは自己株式の処分をするとともに当該子会社が当該認定事業再編計画に従つて当該株式を対価とする公開買付けの方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合における当該認定事業再編事業者に係る同法(第九十九条、第二百一条(第一項及び第二項を除く。)、第二百八条及び第四百四十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百九十九条第一項各号列記以外の部分	株式会社は、 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十五条第一項に規定する認定事業再編事業者である株式会社は、同条第二項に規定する認定事業再編計画に従つて公開買付け(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十七条の二第六項に規定する公
--------------------	--

第百九十九 条第一項第 二号	(略)			項目において同じ。)の 取得の対価として
募集株式の払込金額 (募集株式一株と引 換えに払い込む金銭 又は給付する金銭以 外の財産の額をいう 。以下この節におい て同じ。)	(略)	(略)	(略)	

第百九十九 条第一項第 二号	(略)			開買付けをいう。以下 同じ。)の方法による 他の株式会社の株式の 取得の対価として
募集株式の払込金額 (募集株式一株と引 換えに払い込む金銭 又は給付する金銭以 外の財産の額をいう 。以下この節におい て同じ。)	(略)	(略)	(略)	

2 前項の規定により認定事業者である株式会社が行う株式の発行又は自己株式の処分については、会社法第百三十五条第一項

（略）	（略）	（略）			第三項	第二百一条	四号	第一百九十九条第一項第 号の財産
								金銭の払込み又は前 号の財産
								特定株式等
（略）	（略）	（略）			第三項	第二百一条	四号	第一百九十九条第一項第 号の財産
								当該認定事業者である 株式会社
								特定株式等
（略）	（略）	（略）			第三項	第二百一条	四号	第一百九十九条第一項第 号の財産
								当該他の株式会社の特 定株式等
								当該他の株式会社の特 定株式等

2 前項の規定により認定事業再編事業者である株式会社が行う株式の発行又は自己株式の処分については、会社法第百三十五条第一項

（略）	（略）	（略）			第三項	第二百一条	四号	第一百九十九条第一項第 号の財産
								当該他の株式会社の特 定株式等
								当該他の株式会社の特 定株式等
（略）	（略）	（略）			第三項	第二百一条	四号	第一百九十九条第一項第 号の財産
								当該他の株式会社の特 定株式等
								当該他の株式会社の特 定株式等
（略）	（略）	（略）			第三項	第二百一条	四号	第一百九十九条第一項第 号の財産
								当該他の株式会社の特 定株式等
								当該他の株式会社の特 定株式等

、第二百条、第二百一条第一項及び第二項、第二百六条の二並びに第二百十二条の規定は、適用しない。

3

会社法第二百三十四条、第三百九条第二項、第七百九十六条第二項及び第三項、第七百九十七条、第七百九十八条、第八百六十八条から第八百七十六条まで並びに第九百四十条の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条第二項 第七百九十 第二百三十 四条第一項	(略)	当該株式会社の株式 の数	次の各号に掲げる行為に際して当該各号に定める者に当該株式会社の株式を交付する場合
	(略)	当該認定事業者である株式会社の株式の数	産業競争力強化法第三十二条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分（以下「特定株式発行等」という。）に際してこれらの株式の引受けの申込みをした者にこれらの株式を交付する場合

条第一項、第二百条、第二百一条第一項及び第二項並びに第二百十二条の規定は、適用しない。

3

会社法第二百三十四条、第三百九条第二項、第七百九十六条第二項及び第三項、第七百九十七条、第七百九十八条、第八百六十八条から第八百七十六条まで並びに第九百四十条の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条第二項 第七百九十 第二百三十 四条第一項	(略)	当該株式会社の株式 の数	次の各号に掲げる行為に際して当該各号に定める者に当該株式会社の株式を交付する場合
	(略)	当該認定事業者である株式会社の株式の数	産業競争力強化法第三十四条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分（以下「特定株式発行等」という。）に際してこれらの株式の引受けの申込みをした者にこれらの株式を交付する場合

各号列記以外の部分	同条第二項各号に掲げる場合又は前項ただし書に規定する場合
第七百九十 六条第二項 第一号	合計額
イ 吸収合併消滅株式会社若しくは株式交換完全子会社の株主、吸収合併消滅持分会社の社員又は吸収分割会社（以下この号において「消滅会社等の株主等」という。）に対して交付する存続株式会社等の株式の数に	次に掲げる額の合計額
業者である株式会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額	特定株式発行等に際してこれらの株式の引受けの申込みをした者に交付する当該認定事業者である株式会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額

各号列記以外の部分	同条第二項各号に掲げる場合又は前項ただし書に規定する場合
第七百九十 六条第二項 第一号	合計額
イ 吸収合併消滅株式会社若しくは株式交換完全子会社の株主、吸収合併消滅持分会社の社員又は吸収分割会社（以下この号において「消滅会社等の株主等」という。）に対して交付する存続株式会社等の株式の数に	次に掲げる額の合計額
業再編事業者である株式会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額	特定株式発行等に際してこれらの株式の引受けの申込みをした者に交付する当該認定事業再編事業者である株式会社が公開会社でないとき

					一株当たり純資産額を乗じて得た額
					□ 消滅会社等の株主等に對して交付する存続株式会社等の社債、新株予約権又は新株予約権付社債の帳簿価額の合計額
	存続株式会社等に	(略)	(略)	存続株式会社等	ハ 消滅会社等の株主等に對して交付する存続株式会社等の株式等以外の財産の帳簿価額の合計額

					一株当たり純資産額を乗じて得た額
					□ 消滅会社等の株主等に對して交付する存続株式会社等の社債、新株予約権又は新株予約権付社債の帳簿価額の合計額
	存続株式会社等に	(略)	(略)	存続株式会社等	ハ 消滅会社等の株主等に對して交付する存続株式会社等の株式等以外の財産の帳簿価額の合計額

第七百九十 三条第三項	存続株式会社等	当該認定事業者である							
(略)	存続株式会社等	株式会社	(略)						

第七百九十 三条第三項	存続株式会社等	当該認定事業再編事業者である株式会社							
(略)	存続株式会社等	株式会社	(略)						
(略)	当該認定事業者である株式会社	当該認定事業再編事業者である株式会社	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	当該認定事業再編事業者である株式会社

			(略)	
第七百九十 八条第四項	存続株式会社等	当該認定事業者である 株式会社	(略)	
第七百九十 八条第五項	存続株式会社等は 当該存続株式会社等	当該認定事業者である 株式会社は	当該認定事業者である 株式会社	(略)
第七百九十 八条第六項	効力発生日	当該認定事業者である 株式会社	当該認定事業者である 株式会社	(略)

4 第一項の場合における商業登記法第五十六条の規定の適用については、同条中「次の書面」とあるのは、「次の書面（第三号イ及び第四号に掲げる書面を除く。）及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項又は第二十五条第一項の認定（同法第二十四条第一項又は第二十六条第一項の変更の認定を含む。）を受けた計画に従つた株式の発行であることを証する書面」とする。

5 社債、株式等の振替に関する法律第一百五十五条（第八項を除く。）の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第一項中「会社法第一百六条第一項各号の行為、同法第

			(略)	
第七百九十 八条第四項 及び第五項	存続株式会社等	当該認定事業再編事業者である株式会社	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

4 第一項の場合における商業登記法第五十六条の規定の適用については、同条中「次の書面」とあるのは、「次の書面（第三号イ及び第四号に掲げる書面を除く。）及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項の認定（同法第二十五条第一項の変更の認定を含む。）を受けた計画に従つた株式の発行であることを証する書面」とする。

5 社債、株式等の振替に関する法律第一百五十五条（第八項を除く。）の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第一項中「会社法第一百六条第一項各号の行為、同法第

百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等（同法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等をいう。第四項において同じ。）、合併、吸收分割契約、新設分割、株式交換契約又は株式移転をしようとする場合は「産業競争力強化法第三十二条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分をしようとする場合」と、同条第四項中「会社法第六十六条第一項各号の行為、同法第一百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等、吸收合併、吸收分割若しくは株式交換がその効力を生ずる日又は新設合併、新設分割若しくは株式移転により設立する会社の成立の日」とあるのは「産業競争力強化法第三十二条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分をしようとする場合」と、同条第四項中「会社法第六十六条第一項各号の行為、同法第一百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等、吸收合併、吸收分割若しくは株式交換がその効力を生ずる日又は新設合併、新設分割若しくは株式移転により設立する会社の成立の日」とあるのは「産業競争力強化法第三十四条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第一百九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間の初日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（剩余额の配当に関する特例）

第三十三条 認定事業者である株式会社が認定計画に従つて特定剩余额配当（剩余额の配当であつて、配当財産が当該認定事業者の関係事業者の株式又は外国関係法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものであるものをいう。次項において同じ。）をする場合における会社法第三百九条第二項、第四百五十九条第一項及び第四百六十条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等（同法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等をいう。第四項において同じ。）、合併、吸收分割契約、新設分割、株式交換契約又は株式移転をしようとする場合は「産業競争力強化法第三十四条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分をしようとする場合」と、同条第四項中「会社法第六十六条第一項各号の行為、同法第一百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等、吸收合併、吸收分割若しくは株式交換がその効力を生ずる日又は新設合併、新設分割若しくは株式移転により設立する会社の成立の日」とあるのは「産業競争力強化法第三十四条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第一百九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間の初日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

第三百九条	第二項第十号	第四百五十 第一項に規定する金 額分配請求権を与 え、株主に対して同項 の財産であり、かつ ないこととする場合 に限る。	第四百五十 第一項に規定する金 額分配請求権を与 え、株主に対して同項 の財産であり、かつ ないこととする場合 に限る。
第四百六十 同項各号に掲げる事 する場合を除く。	第四百五十 第一項に規定する金 額分配請求権を与 え、株主に対して同項 の財産であり、かつ ないこととする場合 に限る。	会計監査人設置会社	会計監査人設置会社
同項各号に掲げる事項	第四百五十四 項各号及び同条第 二項各号に掲げる事 項。ただし、配当財 産が金銭以外の財産で あり、かつ、株主に 対して金銭分配請求 権を与えないことと する場合を除く。	会計監査人設置会社	会計監査人設置会社
同項各号に掲げる事項	第四百五十四 項各号及び同条第 二項各号に掲げる事 項。ただし、配当財 産が金銭以外の財産で あり、かつ、株主に 対して金銭分配請求 権を与えないことと する場合を除く。	特定期余金配当に係る 第四百五十四 項各号及び同条第 二項各号に掲げる事 項。	特定期余金配当に係る 第四百五十四 項各号及び同条第 二項各号に掲げる事 項。

条第一項

項

(産業競争力強化法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項第四号に掲げる事項を除く。)

2 前項の場合において、認定事業者である株式会社（会社法第四百五十九条第一項の規定による定款の定めがあるものに限る。）の定款には、特定剰余金配当に係る同法第四百五十四条第一項各号及び同条第四項各号に掲げる事項を取締役会が定めることができる旨の定めがあるものとみなす。

（削る）

（全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例）

第三十五条 認定事業再編事業者が認定事業再編計画に従つて公開買付けの方法により他の株式会社の株式を取得した場合（当該他の株式会社の総株主の議決権の十分の九以上の数の議決権及び会社法第一百八条第一項第七号に掲げる事項についての定款の定めを設けようとする種類の株式の種類株主の議決権の十分の九以上の数の議決権の保有者になった場合に限る。）における当該他の株式会社が行う全部取得条項付種類株式（同法第七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。以下この項において同じ。）の発行のために必要な定款の変更及び当該全部取得条項付種類株式の全部の取得（その取得に際して当該他の株式会社の株主に対し交付しなければならない当該他の株式会社の株式の数に一株に満たない端数がある場合にあ

つては、当該端数の合計数（その合計数に一に満たない端数があるときには、当該端数の合計数（その合計数に一に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。）に相当する数の株式の競売以外の方法による売却を含む。）であつて次の各号のいずれにも該当するものとして主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものに係る同法第百十一条第二項、第百五十五条、第百七十二条、第百七十三条第二項、第二百三十四条及び第四百六十六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

一 法令又は定款に違反していないこと。

二 当該全部取得条項付種類株式の取得に際して、当該他の株式会社の株主に対し、当該公開買付けにおける買付け等の価格（金融商品取引法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。）に相当する取得対価（会社法第百七十一條第一項に規定する取得対価をいう。）が割り当てられること。

第二項	第一百十一条	次に掲げる種類株主	次に掲げる種類株主（ 産業競争力強化法（平 成二十五年法律第九十 八号）第三十五条第一 項の主務大臣の認定を 受けた場合にあつては 第二号又は第三号に 掲げる種類株主に限る
-----	--------	-----------	---

第二百三十一条 第二項		第一百七十三条 第二項	第一百七十二条 第一項	第一百七十一 条第一項	第一百七十一 条第一項	
競売以外の方法によ る定め	裁判所の許可を得 て	の株主総会の決議に よる定め	次に掲げる株主	い 定めなければならな い	定めなければならな い。ただし、産業競争力 強化法第三十五条第一 項の主務大臣の認定を 受けた場合には、株主 総会の決議によらない で、その認定に係る全 部取得条項付種類株式 を取得すること及び次 に掲げる事項を定める ことができる	。)
十五条第一項の主務大 臣	産業競争力強化法第三 項	の規定により定めたと ころ	る第一百七十三条第一項 より読み替えて適用す る第百七十二条第一項 の規定により定めたと ころ	全ての株主	産業競争力強化法第三 十五条第一項の規定に より読み替えて適用す る第百七十二条第一項 の規定により定めたと ころ	

2 |

る。	前項の場合における商業登記法第四十六条第一項、第二項、第三項及び第五項の規定の適用については、同条第一項、第四項及び第五項中「書面」とあるのは「書面及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十五条第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」と、同条第二項中「その議事録」とあるのは「その議事録及び産業競争力強化法第三十条第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」とす	六条 第四百六十 る	変更することができ る	同意によつてしなければならない	り、これを売却することができる。この場合において、当該許可の申立ては、取締役が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない
			変更することができる。 ただし、産業競争力強化法第三十五条第一項の主務大臣の認定を受けた定款の変更については、株主総会の決議によらないで、これをすることができる		臣の認定に係る競売以外の方法により、これを売却することができます

第三十四条（略）

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例）

第三十五条 投資事業有限責任組合の組合員は、事業再編を円滑化するため、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の組合契約において、同項各号に掲げる事業のほか、各当事者が共同で、外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券（同項第三号に規定する指定有価証券をいう。）若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものであつて、外国関係法人（認定計画において外国関係法人が行う措置に関する計画が含まれている場合における当該外国関係法人に限る。）に係るもののが取得及び保有の事業を営むことを約することができる。

2 前項に規定する事業を営むことを約した投資事業有限責任組合の組合員に対する投資事業有限責任組合契約に関する法律第七条第四項の規定の適用については、同項中「第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十五条第一項に規定する事業以外の行為」と、「同項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び同法第三十五条第一項に規定する事業以外の行為」とする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編円滑化業務）

第三十六条（略）

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例）

第三十七条 投資事業有限責任組合の組合員は、事業再編を円滑化するため、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の組合契約において、同項各号に掲げる事業のほか、各当事者が共同で、外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券（同項第三号に規定する指定有価証券をいう。）若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものであつて、外国関係法人（認定事業再編計画において外国関係法人が行う措置に関する計画が含まれている場合における当該外国関係法人に限る。）に係るもののが取得及び保有の事業を営むことを約することができる。

2 前項に規定する事業を営むことを約した投資事業有限責任組合の組合員に対する投資事業有限責任組合契約に関する法律第七条第四項の規定の適用については、同項中「第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十五条第一項に規定する事業以外の行為」と、「同項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び同法第三十七条第一項に規定する事業以外の行為」とする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編円滑化業務）

第三十六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再編を

第三十七条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再編円滑化業務

円滑化するため、次の各号に掲げる者が当該各号に定める資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

一 認定事業再編事業者等

（以下「認定事業再編計画に従つて事業再編のための措置を行うために必要な資金

- 二 認定特別事業再編事業者又はその関係事業者（以下「認定特別事業再編事業者等」という。）認定事業再編計画に従つて事業再編のための措置を行うために必要な資金
- 三 認定特別事業再編事業者又はその関係事業者（以下「認定特別事業再編事業者等」という。）認定特別事業再編計画に従つて特別事業再編のための措置を行うために必要な資金

（公庫の行う事業再編促進円滑化業務）

第三十七条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。次項において「公庫法」という。）第一条及び第十二条の規定にかかると、次に掲げる業務（以下「事業再編促進円滑化業務」という。）を行うことができる。

- 一 指定金融機関に対し、認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従つて行う事業再編のための措置のうち生産性向上設備等の導入その他政令で定めるもの（第三十九条第一項において「認定事業再編関連措置」という。）を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務

- 二 指定金融機関に対し、認定特別事業再編事業者等が認定特別事業再編計画に従つて行う特別事業再編のための措置のうち政令で定めるもの（第三十九条第一項において「認定特別事業再編関連措置」という。）を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務

円滑化するため、次の各号に掲げる者が当該各号に定める資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

一 認定事業再編事業者等

（認定事業再編計画に従つて事業再編のための措置を行うのに必要な資金

- 二 認定特定事業再編事業者等 認定特定事業再編計画に従つて特定事業再編のための措置を行うのに必要な資金

（公庫の行う事業再編促進円滑化業務）

第三十九条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。次項において「公庫法」という。）第一条及び第十二条の規定にかかると、次に掲げる業務（以下「事業再編促進円滑化業務」という。）を行うことができる。

- 一 指定金融機関に対し、認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従つて行う事業再編のための措置のうち生産性向上設備等の導入その他政令で定めるもの（第四十一条第一項において「認定事業再編関連措置」という。）を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務

- 二 指定金融機関に対し、認定特定事業再編事業者等が認定特定事業再編計画に従つて行う特定事業再編のための措置のうち政令で定めるもの（第四十一条第一項において「認定特定事業再編関連措置」という。）を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務

事業再編促進円滑化業務が行われる場合には、事業再編促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなし、かつ、同法第十一条の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句（次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句を除く。）は、それぞれ同条の表の下欄に掲げる字句として、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第七十三条 第三号	第七十三条 第一号	第七十三条 第一号	第七十一条	（略）
第十一條	この法律	第五十九条第一項	（略）	（略）
力強化法第三十七条第 一項	この法律（産業競争力 強化法第三十七条第二 項の規定により読み替 えて適用する場合を含 む。）	第七十一条 第十九条第二項の規定に より読み替えて適用す る第五十九条第一項	第七十一条 第五十九条第一項	（略）

事業再編促進円滑化業務が行われる場合には、事業再編促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなし、かつ、同法第十一条の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句（次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句を除く。）は、それぞれ同条の表の下欄に掲げる字句として、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第七十三条 第三号	第七十三条 第一号	第七十三条 第一号	第七十一条	（略）
第十一條	この法律	第五十九条第一項	（略）	（略）
力強化法第三十九条第 一項	この法律（産業競争力 強化法第三十九条第二 項の規定により読み替 えて適用する場合を含 む。）	第七十一条 第十九条第二項の規定に より読み替えて適用す る第五十九条第一項	第七十一条 第五十九条第一項	（略）

第七十三条 第七号	第五十八条第二項	
附則第四十 七条第一項	公庫の業務	一項

（事業再編促進円滑化業務実施方針）

第三十八条 公庫は、実施指針（第二十二条第二項第七号に掲げる事項に限る。次条第一項第二号及び第二項において同じ。）に即して、主務省令で定めるところにより、事業再編促進円滑化業務の方法及び条件その他事業再編促進円滑化業務を実施するための方針（以下この条並びに次条第一項第二号及び第二項において「事業再編促進円滑化業務実施方針」という。）を定めなければならない。

2 (4) (略)

(指定金融機関の指定)

第七十三条 第七号	第五十八条第二項	
附則第四十 七条第一項	公庫の業務	一項

（事業再編促進円滑化業務実施方針）

第四十条 公庫は、実施指針（第二十三条第二項第五号に掲げる事項に限る。次条第一項第二号及び第二項において同じ。）に即して、主務省令で定めるところにより、事業再編促進円滑化業務の方法及び条件その他事業再編促進円滑化業務を実施するための方針（以下この条並びに次条第一項第二号及び第二項において「事業再編促進円滑化業務実施方針」という。）を定めなければならない。

2 (4) (略)

(指定金融機関の指定)

第三十九条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従つて認定事業再編関連措置を行うのに必要な資金又は認定特別事業再編事業者等が認定特別事業再編計画に従つて認定特別事業再編関連措置を行つて行おうとするもの（以下「事業再編促進業務」という。）に關し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、指定金融機関として指定することができる。

一～三　（略）

2 前項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い、実施指針及び事業再編促進円滑化業務実施方針に即して事業再編促進業務に関する規程（次項及び第四十一条において「業務規程」という。）を定め、これを指定申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。

3　（略）

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一　（略）

二 第四十六条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ　（略）

ロ 指定金融機関が第四十六条第一項又は第二項の規定によ

第四十一条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従つて認定事業再編関連措置を行うのに必要な資金又は認定特定事業再編事業者等が認定特定事業再編計画に従つて認定特定事業再編関連措置を行つて行おうとするもの（以下「事業再編促進業務」という。）に關し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、指定金融機関として指定することができる。

一～三　（略）

2 前項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い、実施指針及び事業再編促進円滑化業務実施方針に即して事業再編促進業務に関する規程（次項及び第四十三条において「業務規程」という。）を定め、これを指定申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。

3　（略）

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一　（略）

二 第四十八条第一項又は第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ　（略）

ロ 指定金融機関が第四十八条第一項又は第二項の規定によ

り指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

第四十条～第四十五条 (略)

(指定の取消し等)

第四十六条 主務大臣は、指定金融機関が第三十九条第四項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2・3 (略)

(指定の取消し等)

第四十七条 指定金融機関について、第四十五条第三項の規定により指定が効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であつた者又はその一般承継人は、当該指定金融機関が行つた事業再編促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

(調査等)

第四十八条 政府は、事業者による事業再編の実施の円滑化のために必要があると認めるときは、次に掲げる調査を行い、その結果を公表するものとする。

り指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

第四十二条～第四十七条 (略)

(指定の取消し等)

第四十八条 主務大臣は、指定金融機関が第四十一条第四項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2・3 (略)

(指定の取消し等)

第四十九条 指定金融機関について、第四十七条第三項の規定により指定が効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であつた者又はその一般承継人は、当該指定金融機関が行つた事業再編促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

(調査等)

第五十条 政府は、事業者による事業再編の実施の円滑化のために必要があると認めるときは、商品若しくは役務の需給の動向又は各事業分野が過剰供給構造にあるか否かその他の市場構造に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

一 商品若しくは役務の需給の動向又は各事業分野が過剰供給構造にあるか否かその他の市場構造に関する調査

(新設)

二 国内外における経営資源活用の共同化（研究若しくは開発を行うための施設若しくは設備を共同して整備すること又は情報システムを共同して構築することその他の事業者が経営資源を有効に組み合わせることをいう。）に関する調査

(新設)

第三節 事業再生の円滑化

(認証紛争解決事業者の認定)

第四十九条 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の認定を受けた認証紛争解決事業者が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は第五十四条第一項の償還すべき社債の金額の減額に係る確認、第五十六条第一項の資金の借入れに係る確認若しくは第五十九条第一項の債権に係る確認を適切に行つていないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

第三節 事業再生の円滑化

(認証紛争解決事業者の認定)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の認定を受けた認証紛争解決事業者が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は第五十六条第一項の償還すべき社債の金額の減額に係る確認若しくは第五十八条第一項の資金の借入れに係る確認を適切に行つていないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

第五十条 (略)

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再生円滑化業務)

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再生円滑化業務)

第五十一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、次の各号に掲げる者が関与する事業再生について、それぞれ当該各号に定める期間（当該期間内に破産手続開始、再生手続開始、更生手

第五十三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、次の各号に掲げる者が関与する事業再生について、それぞれ当該各号に定める期間（当該期間内に破産手続開始、再生手続開始、更生手

続開始又は特別清算開始の申立てがあつたときは、当該申立ての時までの期間。次条第一項において「事業再生準備期間」という。)における事業再生を行おうとする事業者の事業の継続に欠くことができない資金の借入れに係る債務の保証を行う。

一 (略)

二 独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関（第一百二十七条第二項に規定する認定支援機関をいう。第五十三条第一項及び第一百二十六条第一項において同じ。）事業再生を行おうとする中小企業者に係る事業再生の計画の作成についての指導又は助言（特定認証紛争解決手続において行うものを除く。）を開始した時から当該計画に係る債権者全員の当該計画についての合意が成立し、又は合意が成立しないことが明らかになるまでの間

(中小企業信用保険法の特例)

第五十二条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、事業再生円滑化関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、事業再生を行おうとする中小企業者の原材料の購入のための費用その他の事業の継続に欠くことができない費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金の借入れ（事業再生準備期間における資金の借入れに限る。）に係るものと

続開始又は特別清算開始の申立てがあつたときは、当該申立ての時までの期間。次条第一項において「事業再生準備期間」という。)における事業再生を行おうとする事業者の事業の継続に欠くことができない資金の借入れに係る債務の保証を行う。

一 (略)

二 独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関（第一百二十七条第二項に規定する認定支援機関をいう。第五十五条第一項及び第一百二十六条第一項において同じ。）事業再生を行おうとする中小企業者に係る事業再生の計画の作成についての指導又は助言（特定認証紛争解決手続において行うものを除く。）を開始した時から当該計画に係る債権者全員の当該計画についての合意が成立し、又は合意が成立しないことが明らかになるまでの間

(中小企業信用保険法の特例)

第五十四条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、事業再生円滑化関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、事業再生を行おうとする中小企業者の原材料の購入のための費用その他の事業の継続に欠くことができない費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金の借入れ（事業再生準備期間における資金の借入れに限る。）に係るものと

いう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

項	第三条第一 保険価額の合計額が
2・3 (略)	(略)
第五十三条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、事業再生計画実施関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関による指導若しくは助言を受けて作成した第五	産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証（以下「事業再生円滑化関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ

項	第三条第一 保険価額の合計額が
2・3 (略)	(略)
第五十五条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、事業再生計画実施関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関による指導若しくは助言を受けて作成した第五	産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第五十四条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証（以下「事業再生円滑化関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ

いう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

十一條第一号の事業再生の計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）その他経済産業省令で定めるところにより作成された事業再生の計画に従つて行われる事業再生に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が
（略）	（略）
（略）	産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証（以下「事業再生計画実施関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ

第五十四条～第五十六条（略）
2・3（略）

十三條第二号の事業再生の計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）その他経済産業省令で定めるところにより作成された事業再生の計画に従つて行われる事業再生に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が
（略）	（略）
（略）	産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第五十五条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証（以下「事業再生計画実施関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ

第五十六条～第五十八条（略）
2・3（略）

(資金の借入れに関する再生手続の特例)

第五十七条 裁判所（再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第六十条から第六十二条までにおいて同じ。）は、前条第一項の規定による確認を受けた資金の借入れをした事業者について再生手続開始の決定があつた場合において、同項の規定による確認を受けた資金の借入れに係る再生債権（同項第二号の債権者に同号と他の再生債権に同号の同意の際保有されていた再生債権に限る。）との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案（民事再生法（平成十一年法律第二百二十九号）第一百六十三条第一項の再生計画案をいう。第六十二条において同じ。）が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが前条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該再生計画案が同法第百五十五条第一項ただし書に規定する再生債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

(資金の借入れに関する更生手続の特例)

第五十八条 裁判所（更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第六十三条から第六十五条までにおいて同じ。）は、第五十六条第一項の規定による確認を受けた資金の借入れをした事業者について更生手続開始の決定があつた場合において、同項の規定による確認を受けた資金の借入れに係る再生債権等（会社更生法（平成十四年法律第二百五十四条）第二条第十二項の更生債権等をいう。第六十四条及び第六十五条において同じ。）とこれと同一の種類の他の更生債権等（第五十六条第一項第二号の債権者に同号の同意の際保有されていた更

(再生手続の特例)

第五十九条 裁判所（再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。）は、前条第一項の規定による確認を受けた資金の借入れをした事業者について再生手続開始の決定があつた場合において、同項の規定による確認を受けた資金の借入れに係る再生債権と他の再生債権（同項第二号の債権者に同号の同意の際保有されていた再生債権に限る。）との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案（民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第一百六十三条第一項の再生計画案をいう。）が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが前条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該再生計画案が同法第百五十五条第一項ただし書に規定する差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

(更生手続の特例)

第六十条 裁判所（更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。）は、第五十八条第一項の規定による確認を受けた資金の借入れをした事業者について更生手続開始の決定があつた場合において、同項の規定による確認を受けた資金の借入れに係る更生債権とこれと同一の種類の他の更生債権（同項第二号の債権者に同号の同意の際保有されていた更生債権に限る。）との間に権利の変更の内容に差を設ける更生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが同項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した

生債権等に限る。）との間に権利の変更の内容に差を設ける更生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入者が同項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該更生計画案が同法第百六十八条规定ただし書に規定する同一の種類の権利を有する更生債権者等（同法第二条第十三項の更生債権者等をいう。第六十五条において同じ。）の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

（債権に関する特定認証紛争解決事業者の確認）

第五十九条 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対し、当該特定認証紛争解決手続の終了に至るまでの間の原因に基づいて生じた債権が次の各号のいずれにも適合することの確認を求めることができる。

- 1 | 一 当該債権が少額であること。
二 当該債権を早期に弁済しなければ当該事業者の事業の継続に著しい支障を来すこと。
- 2 | 特定認証紛争解決事業者は、前項の確認を行つたときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた事業者に通知するものとする。

（債権の弁済に関する再生手続の特例）

第六十条 裁判所は、前条第一項の規定による確認を受けた債権（この条から第六十五条までにおいて「確認債権」という。）に係る債務を負担した事業者について再生手続開始の申立てが

上で、当該更生計画案が会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第百六十八条第一項ただし書に規定する差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

（新設）

あつた場合において、民事再生法第三十条第一項の規定による保全処分を命ずるときは、当該確認債権が前条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済を当該保全処分で禁止するかどうかを判断するものとする。

(削る)

第六十一条 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について再生手続開始の決定があつた場合において、当該確認債権について、民事再生法第八十五条第五項の規定に基づき、少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すものとして弁済の許可の申立てがなされたときは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済が同法第八十五条第五項に規定する少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すときに該当するかどうかを判断するものとする。

(設備導入促進法人の指定)

第六十一条 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、先端設備等の導入の促進のための事業を行うことを目的とする一般社団法人、一般財團法人その他政令で定める法人であつて、次項に規定する業務（以下「設備導入促進業務」という。）に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められるものを、その申請により、設備導入促進法人として指定することができる。

- 一 設備導入促進業務を的確に実施するために必要と認められる経済産業省令で定める基準に適合する財産的基礎を有し、かつ、設備導入促進業務に係る収支の見込みが適正であること。
- 二 職員、業務の方法その他の事項についての設備導入促進業務の実施に関する計画が、設備導入促進業務を的確に実施するためには適切なものであること。
- 三 役員又は構成員の構成が、設備導入促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 設備導入促進業務以外の業務を行つてゐる場合には、その

第四節 設備導入促進法人

業務を行うことによつて設備導入促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

2 | 設備導入促進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。
一 リース保険契約の引受けを行うこと。

2 | 二 先端設備等をリース契約により使用させる事業を行う者に対する情報の提供、助言、指導その他の援助を行うこと。

3 | 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 | 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）を受けることができない。

一 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第七十二条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者
イ 第一号に該当する者

ロ 第六十三条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

（指定の公示等）

第六十二条 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について再生手続開始の決定があつた場合において、当該確認債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されてい

2 | 第六十二条 経済産業大臣は、指定をしたときは、設備導入促進法人の名称、住所、設備導入促進業務を行う事務所の所在地及び設備導入促進業務の開始の日を公示するものとする。
2 | 設備導入促進法人は、その名称、住所又は設備導入促進業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しよう

ることを考慮した上で、当該再生計画案が民事再生法第百五十一条第一項ただし書に規定する少額の再生債権について別段の定めをし、その他再生債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

(債権の弁済に関する更生手続の特例)

第六十三条 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について更生手続開始の申立てがあつた場合において、会社更生法第二十八条第一項の規定による保全処分を命ずるときは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済を当該保全処分で禁止するかどうかを判断するものとする。

とする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
3 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

(役員の選任及び解任)

第六十三条 設備導入促進法人の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 経済産業大臣は、設備導入促進法人の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく处分若しくは次条第一項に規定する業務規程に違反する行為をしたとき、又は設備導入促進業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、設備導入促進法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(業務規程)

第六十四条 設備導入促進法人は、設備導入促進業務の開始前に、設備導入促進業務に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設備導入促進業務の実施の方法その他の業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が設備導入促進業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第六十四条 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について更生手続開始の決定があつた場合において、当該確認債権について、会社更生法第四十七条第五項の規定に基づき、少額の更生債権等を早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障を來すものとして弁済の許可の申立てがなされたときは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済が同法第四十七条第五項に規定する少額の更生債権等を早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障を來すときに該当するかどうかを判断するものとする。

(事業計画等)

第六十五条 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について更生手続開始の決定があつた場合において、当該確認債権とこれと同一の種類の他の更生債権等との間に権利の変更の内容に差を設ける更生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該更生計画案が会社更生法第二百六十八条第一項ただし書に規定する少額の更生債権等について別段の定めをしても衡平を害しない場合その他同一の種類の権利を有する更生債権者等の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうか判断するものとする。

第四節 事業活動における知的財産権の活用

(新設)

(区分経理)

第六十六条 設備導入促進法人は、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画及び收支予算を作成し、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 | 設備導入促進法人は、事業年度ごとに、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

第六十六条 特許庁長官は、産業競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める技術の分野に属する発明に係る特許出願に係る特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第二百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が新たな産業の創出による産業競争力の強化に対する寄与の程度及び資力を考慮して政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 | 特許庁長官は、前項に規定する発明に係る自己の特許出願について出願審査の請求をする者が同項に規定する要件に該当す

第六十六条 設備導入促進法人は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。
一 第六十一条第二項第一号の業務及びこれに附帯する業務
二 前号に掲げる業務以外の業務

る者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

3 特許庁長官は、第一項に規定する発明に係る日本語でされた国際出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二条に規定する国際出願をいう。）をする者が同項に規定する要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、同法第十八条第二項（同項の表二の項に掲げる部分を除く。）の規定により納付すべき手数料（同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。）を軽減し、又は免除することができる。

第六十七条から第七十五条まで 削除

（責任準備金）

第六十七条 設備導入促進法人は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を積み立てなければならない。

（帳簿の記載）

第六十八条 設備導入促進法人は、設備導入促進業務について、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（財務及び会計に関する必要な事項の経済産業省令への委任）

第六十九条 この節に定めるもののほか、設備導入促進法人が設備導入促進業務を行う場合における設備導入促進法人の財務及

び会計に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(監督命令)

第七十条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、設備導入促進法人に対し、設備導入促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第七十一条 設備導入促進法人は、経済産業大臣の許可を受けなければ、設備導入促進業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 経済産業大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示するものとする。

3 経済産業大臣が設備導入促進業務の全部の廃止を許可したときは、当該設備導入促進法人の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第七十二条 経済産業大臣は、設備導入促進法人が第六十一条第三項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2 経済産業大臣は、設備導入促進法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて設備導入促進業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 設備導入促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

(削る)

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

3 | 経済産業大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により設備導入促進業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示するものとする。

(指定の取消しに伴う措置)

第七十三条 設備導入促進法人は、前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消されたときは、その設備導入促進業務の全部を、当該設備導入促進業務の全部を承継するものとして経済産業大臣が指定する設備導入促進法人に引き継がなければならない。

2 | 前項に定めるもののほか、前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合における設備導入促進業務の引継ぎその他の必要な事項は、経済産業省令で定める。

(情報の提供等)

第七十四条 経済産業大臣は、設備導入促進法人に対し、設備導入促進業務の実施に関し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

第五節 事業活動における知的財産権の活用

第七十五条 特許庁長官は、産業競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める技術の分野に属する発明に係る特許出

願（集中実施期間中に出願審査の請求がされたものに限る。）

に係る特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が新たな産業の創出による産業競争力の強化に対する寄与の程度及び資力を考慮して政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 特許庁長官は、前項に規定する発明に係る自己の特許出願について出願審査の請求（集中実施期間中に行うものに限る。）をする者が同項に規定する要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

3 特許庁長官は、第一項に規定する発明に係る日本語でされた国際出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二条に規定する国際出願をいい、集中実施期間中にされたものに限る。）をする者が同項に規定する要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、同法第十八条第二項（同項の表二の項に掲げる部分を除く。）の規定により納付すべき手数料（同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。）を軽減し、又は免除することができる。

第七十六条～第一百十一条（略）

第五章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援

（創業支援等事業の実施に関する指針）

第一百十二条 経済産業大臣及び総務大臣は、創業支援等事業により創業を適切に支援し、及び創業に関する普及啓発を積極的にを行い、中小企業の活力の再生に資するため、創業支援等事業の実施に関する指針（以下この条及び次条第四項第一号において「実施指針」という。）を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 創業支援等事業による創業の促進に関する目標の設定に関する事項
- 二 創業支援等事業の実施方法に関する事項
- 三 創業支援等事業の実施に関して市町村（特別区を含む。以下同じ。）が果たすべき役割に関する事項
- 四 その他創業支援等事業に関する重要事項

3 (5) (略)

（創業支援等事業計画の認定）

第一百十三条 市町村は、その実施しようとする創業支援等事業（これと連携して市町村以外の者が実施しようとする創業支援等事業を含む。以下同じ。）に関する計画（以下「創業支援等事

第七十六条～第一百十一条（略）

第六章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援

（創業支援事業の実施に関する指針）

第一百十二条 経済産業大臣及び総務大臣は、創業支援事業により創業を適切に支援し、中小企業の活力の再生に資するため、創業支援事業の実施に関する指針（以下この条及び次条第四項第一号において「実施指針」という。）を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 創業支援事業による創業の促進に関する目標の設定に関する事項
- 二 創業支援事業の実施方法に関する事項
- 三 創業支援事業の実施に関して市町村（特別区を含む。以下同じ。）が果たすべき役割に関する事項
- 四 その他創業支援事業に関する重要事項

3 (5) (略)

（創業支援事業計画の認定）

第一百十三条 市町村は、その実施しようとする創業支援事業（これと連携して市町村以外の者が実施しようとする創業支援事業を含む。以下同じ。）に関する計画（以下「創業支援事業計画

「業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の市町村がその創業支援等事業を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の市町村は共同して創業支援等事業計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 創業支援等事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 創業支援等事業の目標

二 当該市町村が実施する創業支援等事業の内容（当該創業支援等事業の全部又は一部が特定創業支援等事業に該当する場合にあっては、その旨を含む。）及び実施方法に関する事項

三 当該市町村が実施する創業支援等事業と連携して市町村以外の者が実施する創業支援等事業がある場合にあっては、次に掲げる事項

イ 当該創業支援等事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 当該創業支援等事業の内容（当該創業支援等事業の全部又は一部が特定創業支援等事業に該当する場合にあっては、その旨を含む。）及び実施方法に関する事項

ハ 当該市町村が実施する創業支援等事業との連携に関する事項

二 創業支援等事業（第二条第二十一項第二号に係るものに限る。）の実施に当たり、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校その他の教育機関との連携を図る場合にあっては、当該連携に関する事項

「という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の市町村がその創業支援事業を共同して実施しようとするとする場合にあっては、当該二以上の市町村は共同して創業支援事業計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 創業支援事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 創業支援事業の目標

二 当該市町村が実施する創業支援事業の内容（当該創業支援事業の全部又は一部が特定創業支援事業に該当する場合にあっては、その旨を含む。）及び実施方法に関する事項

三 当該市町村が実施する創業支援事業と連携して市町村以外の者が実施する創業支援事業がある場合にあっては、次に掲げる事項

イ 当該創業支援事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 当該創業支援事業の内容（当該創業支援事業の全部又は一部が特定創業支援事業に該当する場合にあっては、その旨を含む。）及び実施方法に関する事項

ハ 当該市町村が実施する創業支援事業との連携に関する事項

（新設）

四 (略)

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その創業支援等事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該創業支援等事業計画が実施指針に照らし適切なものであること。

二 当該創業支援等事業計画に係る創業支援等事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る創業支援等事業計画の内容を公表するものとする。

(創業支援等事業計画の変更等)

第一百四条 前条第一項の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、当該認定に係る創業支援等事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定市町村（当該認定に係る創業支援等事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定創業支援等事業計画」という。）において認定市町村が実施する創業支援等事業と連携して市町村以外の者が実施する事業（第一百六条において「認定連携創業支援等事業」と事業」という。）を実施する者（第一百七条第一項及び第一百三十四条第一項において「認定連携創業支援等事業者」という。）を含む。）が認定創業支援等事業計画に従つて創業支援等事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すこと

四 (略)

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その創業支援事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該創業支援事業計画が実施指針に照らし適切なものであること。

二 当該創業支援事業計画に係る創業支援事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る創業支援事業計画の内容を公表するものとする。

(創業支援事業計画の変更等)

第一百四条 前条第一項の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、当該認定に係る創業支援事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定市町村（当該認定に係る創業支援事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定創業支援事業計画」という。）において認定市町村が実施する創業支援事業と連携して市町村以外の者が実施する事業（第一百六条において「認定連携創業支援事業」と事業」という。）を実施する者（第一百七条第一項及び第一百三十四条第一項において「認定連携創業支援等事業者」という。）を含む。）が認定創業支援事業計画に従つて創業支援事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

ができる。

3 主務大臣は、認定創業支援等事業計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定市町村に対し、当該認定創業支援等事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4・5 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第一百五条 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証（中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する債務の保証）であつて、創業者の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた創業者である中小企業者（第二条第二十項第一号、第二号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。）に係るものについての同法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者の」とあるのは「中小企業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。）」の「と、『保険価額の合計額が八千万円』とあるのは「同法第一百五条第一項に規定する創業関連保証（以下「創業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ二千万円及び八千万円と、同条第三項中「当該借入金の額のうち保証をした額が八千万円（当該債務者」とあるのは「創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該借入金の額のうち保証をした額がそれぞれ二千万円及び八千万円（創業関連保証及びその他の保証ごとに、当

3

れかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定市町村に対して、当該認定創業支援事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4・5 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第一百五条 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証（中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する債務の保証）であつて、創業者の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた創業者である中小企業者（第二条第二十項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。）に係るものについての同法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者の」とあるのは「中小企業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。）」の「と、『保険価額の合計額が八千万円』とあるのは「同法第一百五条第一項に規定する創業関連保証（以下「創業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ二千万円及び八千万円と、同条第三項中「当該借入金の額のうち保証をした額が八千万円（当該債務者」とあるのは「創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該借入金の額のうち保証をした額がそれぞれ二千万円及び八千万円（創業関連保証及びその他の保証ごとに、当

該債務者」と、「八千万円から」とあるのは「それぞれ二千円及び八千万円から」とする。

2 第二条第二十項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者で

あつて、創業関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。

3 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証に係るもの

うち、次の各号のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条の二第二項中「百分の八十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の九十」とする。

一次のいずれかに該当すること。

イ 第二条第二十項第一号から第三号までに掲げる者に該当

する場合において、過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったこと。

ロ 第二条第二十項第四号に掲げる者に該当する場合において、当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業

、当該債務者」と、「八千万円から」とあるのは「それぞれ二千万円及び八千万円から」とする。

2 第二条第二十三項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者

であつて、創業関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。

3 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証に係るもの

うち、次の各号のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条の二第二項中「百分の八十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の九十」とする。

一次のいずれかに該当すること。

イ 第二条第二十三項第一号から第三号までに掲げる者に該当

する場合において、過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったこと。

ロ 第二条第二十三項第四号に掲げる者に該当する場合において、当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業

務を執行する役員であつたこと。

二 (略)

4・5 (略)

第百六条 認定連携創業支援等事業を実施する一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限り、かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）であつて、当該認定連携創業支援等事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの（以下この条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百六条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第一百四十二条第二項に規定する認定連携創業支援等事業の実施に必要な資金の借り入れ」とする。

業務を執行する役員であつたこと。

二 (略)

4・5 (略)

第百六条 認定連携創業支援事業を実施する一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限り、かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）であつて、当該認定連携創業支援事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの（以下この条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百六条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第一百四十二条第二項に規定する認定連携創業支援等事業の実施に必要な資金の借り入れ」とする。

(認定市町村に対する情報の提供等)

第百十七条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定市町村又は認定連携創業支援等事業者の依頼に応じて、その行う創業支援等事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

2 都道府県は、創業支援等事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援等事業に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

(中小企業信用保険法の特例)

第一百十八条 中小企業者の特定信用状発行契約に基づく債務については、当該債務を中小企業信用保険法第三条第一項に規定する借り入れによる債務とみなして、同法第三条及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証（特定信用状発行契約に基づく債務の保証をいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条第一項の規定の適用については、同項中「保険価額の合計額が」とあるのは「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第一百十八条第一項に規定する特定信用状関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、「借入金」とあるのは「特定信用状発行契約（同法第二条第二十四項）の特定信用状発行契約をいう。」に基づく債務の額（当該中小企業者の外国関係法人（同法第二条第九項の外国関係法人をいう。）の外国銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第三項の外国銀行等をいう。）からの借

(認定市町村に対する情報の提供等)

第百十七条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定市町村又は認定連携創業支援事業者の依頼に応じて、その行う創業支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

2 都道府県は、創業支援事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

(中小企業信用保険法の特例)

第一百十八条 中小企業者の特定信用状発行契約に基づく債務については、当該債務を中小企業信用保険法第三条第一項に規定する借り入れによる債務とみなして、同法第三条及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証（特定信用状発行契約に基づく債務の保証をいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条第一項の規定の適用については、同項中「保険価額の合計額が」とあるのは「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第一百十八条第一項に規定する特定信用状関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、「借入金」とあるのは「特定信用状発行契約（同法第二条第二十七項）の特定信用状発行契約をいう。」に基づく債務の額（当該中小企業者の外国関係法人（同法第二条第九項の外国関係法人をいう。）の外国銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第三項の外国銀行等をいう。）からの借

入金の額に相当する額に限る。) のうち保証をした額 (特殊保証の場合は限度額) の総額と借入金」と、「総額が」とあるのは「総額とがそれぞれ」とする。

2 普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

項 第三条第三	(略)	(略)
借入金の額	(略)	(略)
特定信用状発行契約(産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二条第二十四項の特定信用状発行契約をいう。以下同じ。)に基づく債務の額(中小企業者の外国関係法人(同法第二条第九項の外国関係法人をいう。以下同じ。)の外国銀行等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四条第三項の外国銀行等をいう。以下同じ。)からの借入	特定信用状発行契約(産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二条第二十七項の特定信用状発行契約をいう。以下同じ。)に基づく債務の額(中小企業者の外国関係法人(同法第二条第九項の外国関係法人をいう。以下同じ。)の外国銀行等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四条第三項の外	

入金の額に相当する額に限る。) のうち保証をした額 (特殊保証の場合は限度額) の総額と借入金」と、「総額が」とあるのは「総額とがそれぞれ」とする。

2 普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

項 第三条第三	(略)	(略)
借入金の額	(略)	(略)
特定信用状発行契約(産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二条第二十七項の特定信用状発行契約をいう。以下同じ。)に基づく債務の額(中小企業者の外国関係法人(同法第二条第九項の外国関係法人をいう。以下同じ。)の外国銀行等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四条第三項の外	特定信用状発行契約(産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二条第二十四項の特定信用状発行契約をいう。以下同じ。)に基づく債務の額(中小企業者の外国関係法人(同法第二条第九項の外国関係法人をいう。以下同じ。)の外	

(略)		
(略)	(略)	
(略)	(略)	

金の額に相当する額に
限る。以下同じ。)

第一百十九条から第二百一十五条まで 削除

(新業の開拓の成果を有する中小企業者の国等の契約における受注機会の増大への配慮)

(略)	(略)	
(略)	(略)	

金の額に相当する額に
限る。以下同じ。)

第一百九条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第二条第三項に規定する国等は、中小企業の活力の再生を速やかに実現するため、同法第三条に規定する国等の契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者であつて新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化、需要の開拓その他の新たな事業の開拓の成果を有する者の受注の機会の増大を図るよう配慮するものとする。

第二節 中小企業承継事業再生の円滑化

(中小企業承継事業再生の実施に関する指針)

第一百二十条 経済産業大臣は、中小企業承継事業再生による中小企業の事業の再生を適切に支援し、その活力の再生に資するため、中小企業承継事業再生の実施に関する指針（以下この条及び次条第四項第一号において「実施指針」という。）を定める

(削る)

ものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 中小企業承継事業再生による事業の強化に関する目標の設定に関する事項

2 中小企業承継事業再生の実施方法に関する事項

3 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。

4 経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴くものとする。

5 経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(中小企業承継事業再生計画の認定)

第一百二十二条 特定中小企業者及び承継事業者（承継事業者となる法人を設立しようとする者を含む。）は、共同で（特定中小企業者が承継事業者となる法人を設立しようとする者である場合においては、特定中小企業者は、単独で）、その実施しようとする中小企業承継事業再生に関する計画（以下「中小企業承継事業再生計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 中小企業承継事業再生計画には、次に掲げる事項を記載しな

ければならない。

-
- 一 中小企業承継事業再生の目標
- 二 特定中小企業者の業務及び財務の状況に関する事項
- 三 承継事業者に関する事項
- 四 中小企業承継事業再生による事業の強化の程度を示す指標
- 五 中小企業承継事業再生の内容及び実施時期
- 六 中小企業承継事業再生の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 七 中小企業承継事業再生に伴う労務に関する事項
- 3 |
- （平成五年法律第八十八号）第二条第三号の許認可等であつて、それに基づく地位を特定中小企業者が有する場合において当該地位が承継事業者に承継されることが中小企業承継事業再生の円滑化に特に資するものとして政令で定めるものをいう。以下この条から第百二十三条までにおいて同じ。）に基づく特定中小企業者の地位であつて、当該中小企業承継事業再生のために承継事業者が承継しようとするものを記載することができる。
- 4 |
- 一 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その中小企業承継事業再生計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 当該中小企業承継事業再生計画が実施指針に照らし適切なものであること。
- 二 当該中小企業承継事業再生計画に係る中小企業承継事業再生が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

三| 当該中小企業承継事業再生計画に係る中小企業承継事業再生により、承継事業者が承継する事業に係る特定中小企業者の経営資源が著しく損なわれ、又は失われるものでないこと。

四| 当該中小企業承継事業再生計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

五| 当該中小企業承継事業再生計画が特定中小企業者の取引の相手方である事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

5| 主務大臣は、中小企業承継事業再生計画に第三項の特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、当該特定許認可等をした行政庁に協議し、その同意を得るものとする。

6| 行政庁は、主務大臣及び第一項の認定の申請を行つた者に対して、同意に必要な情報の提供を求めることができる。

7| 行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、同意をするかどうかを判断するものとする。

8| 前三項に定めるもののほか、同意に関し必要な事項は、政令で定める。

(中小企業承継事業再生計画の変更等)

第一百二十二条 前条第一項の認定を受けた者（当該認定を受けた者が当該認定に係る中小企業承継事業再生計画に従つて設立した承継事業者となる法人を含む。以下「認定中小企業承継事業再生事業者」という。）は、当該認定に係る中小企業承継事業再生計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところ

により、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 | 認定中小企業承継事業再生事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 | 第一項の変更の認定の申請及び前項の規定による変更の届出は、認定中小企業承継事業再生事業者が、共同で（当該申請又は届出が、前条第一項の認定を単独で受けた特定中小企業者に係る中小企業承継事業再生計画に係るものである場合であつて、当該中小企業承継事業再生計画に従つて承継事業者となる法人を設立する前に行われるときは、当該特定中小企業者が、単独で）行うものとする。ただし、同条第一項の認定に係る中小企業承継事業再生計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定中小企業承継事業再生計画」という。）に従つて承継事業者が事業を承継した後においては、当該承継事業者が単独で行うことができる。

4 | 主務大臣は、認定中小企業承継事業再生計画に従つて承継事業者が事業を承継する前に第一項の規定による変更の認定の申請がされ、かつ、その変更が次の各号のいずれかに該当するものである場合において、同項の認定をしようとするときは、当該各号に定める行政庁に協議し、その同意を得るものとする。

一 | 主務大臣が前条第五項の規定により行政庁の同意を得てし
た同条第四項の認定に係る中小企業承継事業再生計画の変更
当該行政庁（当該変更が特定許認可等に基づく特定中小企
業者の地位の全部又は一部の記載を削除しようとするもので

ある場合においては、当該削除に係る特定許認可等をした行政
府を除く。)

二 新たに特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を記載
しようとする変更 当該特定許認可等をした行政
府

5| 主務大臣は、認定中小企業承継事業者が当該認定中
小企業承継事業再生計画に従つて中小企業承継事業再生を実施
していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる
。

6| 主務大臣は、認定中小企業承継事業再生計画が前条第四項各
号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定
中小企業承継事業再生事業者に対して、当該認定中小企業承継
事業再生計画の変更を指示し、又はその認定を取り消す能够
である。

7| 前条第四項の規定は第一項の認定について、同条第六項から
第八項までの規定は第四項の同意についてそれぞれ準用する。

(特定許認可等に基づく地位の承継等)

第一百二十三条 認定中小企業承継事業再生計画に第一百二十二条第
三項の特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位が記載され
ている場合において、当該認定中小企業承継事業再生計画に従
つて承継事業者が事業を承継したときは、当該承継事業者は、
当該特定許認可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該
特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を承継する。

2| 認定中小企業承継事業再生事業者は、当該認定中小企業承継
事業再生計画に従つて承継事業者が事業を承継したときは、遅
滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に

報告しなければならない。

- 3 | 主務大臣は、第一項の規定により承継事業者が特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を承継した場合において、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を当該特定許認可等に係る行政庁に通知するものとする。
- 4 | この法律に定めるもののほか、特定許認可等に基づく地位の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

(中小企業信用保険法の特例)

第一百二十四条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、中小企業承継事業再生関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定中小企業承継事業再生計画に従つて行われる中小企業承継事業再生に必要な資金に係るもの）を受けた中小企業者（承継事業者（認定中小企業承継事業再生計画に従つて設立される法人を除く。）に限る。）に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

項目	第三条第一項	保険価額の合計額が
事業再生関連保証（以	産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第一百二十四条に規定する中小企業承継	

				第三条の二	第一項	
				第三条の二	第一項及び 第三条の三	
				第三条の二	第一項	
当該債務者	当該債務者	当該借入金の額のうち	保険価額の合計額が	中小企業承継事業再生	保険価額の合計額とそ	下「中小企業承継事業 再生関連保証」という
者	保証者	中小企業承継事業再生 関連保証及びその他の 保証ごとに、当該債務	当該借入金の額のうち 保証ごとに、それぞれ 当該借入金の額のうち	中小企業承継事業再生 関連保証及びその他の 保証ごとに、それぞれ 当該借入金の額のうち	とその他の保険関係の 保険価額の合計額とが それぞれ	。)に係る保険関係の 保険価額の合計額とそ の他の保険関係の保険 価額の合計額とがそれ ぞれ

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第一百二十五条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第二百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定中小企業承継事業再生計画に従つて中小企業承継事業再生を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社（承継事業者に限る。）が認定中小企業承継事業再生計画に従つて中小企業承継事業再生を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

第二節 中小企業再生支援体制の整備

第三節 中小企業再生支援体制の整備

第一百二十六条（略）

（認定支援機関）

第一百二十七条（略）

2
（略）

3 認定支援機関は、他の法令に定める業務及び前項各号に掲げる業務のほか、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の認証を受け、かつ、第四十九条第一項の認定を受けて、事業再生に係る紛争について民間紛争解決手続（同法第二条第一号に規定する手続をいう。）を実施することができる。

4・5
（略）

第一百二十八条～第一百三十三条（略）

第六章 雜則

（資金の確保）

第一百三十四条 国は、認定事業再編事業者等若しくは認定特別事業再編事業者等が認定事業再編計画若しくは認定特別事業再編計画に従つて事業再編若しくは特別事業再編のための措置を行い、又は認定新事業活動実施者、認定特定新事業開拓投資事業組合、認定特定研究成果活用支援事業者、認定市町村若しくは認定連携創業支援等事業者が認定新事業活動計画、認定特定新

第一百二十六条（略）

（認定支援機関）

第一百二十七条（略）

2
（略）

3 認定支援機関は、他の法令に定める業務及び前項各号に掲げる業務のほか、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の認証を受け、かつ、第五十一条第一項の認定を受けて、事業再生に係る紛争について民間紛争解決手続（同法第二条第一号に規定する手続をいう。）を実施することができる。

4・5
（略）

第一百二十八条～第一百三十三条（略）

第七章 雜則

（資金の確保）

第一百三十四条 国は、認定事業再編事業者等若しくは認定特定事業再編事業者等が認定事業再編計画若しくは認定特定事業再編計画に従つて事業再編若しくは特定事業再編のための措置を行い、又は認定新事業活動実施者、認定特定新事業開拓投資事業組合、認定特定研究成果活用支援事業者、認定市町村若しくは認定連携創業支援事業者若しくは認定中小企業承継事業再生事

事業開拓投資事業計画、認定特定研究成果活用支援事業計画若しくは認定創業支援等事業計画に従つて新事業活動、特定新事業開拓投資事業、特定研究成果活用支援事業若しくは創業支援等事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

2 国は、特定投資事業有限責任組合が事業再編を実施する事業者の自己資本の充実を行うのに必要な資金の確保に努めるものとする。

(雇用の安定等)

第一百三十五条 認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者（以下この条及び第一百三十九条において「認定事業者」という。）は、認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画に従つて事業再編又は特別事業再編を実施するに当たっては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2(5) (略)

(中小企業者への配慮)

第一百三十六条 国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工会及び商工会議所は、他の事業者の事業再編の実施によりその経営に著しい影響を受ける中小企業者の経営基盤の強化を図るため、当該中小企業者の行う事業に関する経営方

業者が認定新事業活動計画、認定特定新事業開拓投資事業計画、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定創業支援事業計画若しくは認定中小企業承継事業再生計画に従つて新事業活動、特定新事業開拓投資事業、特定研究成果活用支援事業、創業支援事業若しくは中小企業承継事業再生を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

2 国は、特定投資事業有限責任組合が事業再編又は中小企業承継事業再生を実施する事業者の自己資本の充実を行うのに必要な資金の確保に努めるものとする。

(雇用の安定等)

第一百三十五条 認定事業再編事業者、認定特定事業再編事業者又は認定中小企業承継事業再生事業者（以下この条及び第一百三十九条において「認定事業者」という。）は、認定事業再編計画、認定特定事業再編計画又は認定中小企業承継事業再生計画に従つて事業再編、特定事業再編又は中小企業承継事業再生を実施するに当たっては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2(5) (略)

(中小企業者への配慮)

第一百三十六条 国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工会及び商工会議所は、他の事業者の事業再編又は中小企業承継事業再生の実施によりその経営に著しい影響を受ける中小企業者の経営基盤の強化を図るため、当該中小企業者の行う事業に関する経営方

法又は技術に関する助言、研修又は情報提供その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第一百三十七条 主務大臣は、認定新事業活動実施者、認定特定研究成果活用支援事業者（当該認定特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員）、認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者に対し、認定新事業活動計画、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 第六条第三項の関係行政機関の長は、認定新事業活動実施者に対し、当該規制の特例措置の適用の状況について報告を求めることができる。

3 主務大臣は、認定市町村に対し、認定創業支援等事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

4・5 (略)

6 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定認証紛争解決事業者に対し、特定認証紛争解決手続の業務、第五十四条第一項に規定する償還すべき社債の金額の減額に係る確認の業務、第五十六条第一項に規定する資金の借入れに係る確認の業務又は第五十九条第一項に規定する債権に係る確認の業務の実施状況について報告を求めることができる。

の行う事業に関する経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第一百三十七条 主務大臣は、認定新事業活動実施者、認定特定研究成果活用支援事業者（当該認定特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員）、認定事業再編事業者、認定特定事業再編事業者又は認定中小企業承継事業再生事業者に対し、認定新事業活動計画、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定事業再編計画、認定特定事業再編計画又は認定中小企業承継事業再生計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 第八条第三項の関係行政機関の長は、認定新事業活動実施者に対し、当該規制の特例措置の適用の状況について報告を求めることができる。

3 主務大臣は、認定市町村に対し、認定創業支援事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

4・5 (略)

6 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定認証紛争解決事業者に対し、特定認証紛争解決手続の業務、第五十六条第一項に規定する償還すべき社債の金額の減額に係る確認の業務又は第五十八条第一項に規定する資金の借入れに係る確認の業務の実施状況について報告を求める能够である。

(指定金融機関等に対する報告の徴収等)

第一百三十八条 (略)

(削る)

3 | 2 | (略)

前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 | 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第一百三十九条 (略)

(主務大臣等)

第一百四十二条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣とする。

1 | 3 | (略)

4 | 特別事業再編計画に関する事項 特別事業再編計画に係る事業を所管する大臣

5 | (略)

六 創業支援等事業計画に関する事項 経済産業大臣、総務大臣及び創業支援等事業計画に係る創業支援等事業を所管する大臣

(削る)

(指定金融機関等に対する報告の徴収等)

第一百三十八条 (略)

2 | 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、設備導入促進法人から設備導入促進業務に關し報告をさせ、又はその職員に、設備導入促進法人の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 | 4 | (略)

前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 | 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第一百三十九条 (略)

(主務大臣等)

第一百四十二条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣とする。

1 | 3 | (略)

4 | 特定事業再編計画に関する事項 特定事業再編計画に係る事業を所管する大臣

5 | (略)

六 創業支援事業計画に関する事項 経済産業大臣、総務大臣及び創業支援事業計画に係る創業支援事業を所管する大臣

七 中小企業承継事業再生計画に関する事項 経済産業大臣及

び中小企業承継事業再生計画に係る事業を所管する大臣

(略)

3 2 前項の規定にかかわらず、第二条第二項、第六条第二項及び第三項、第九条第三項及び第五項並びに第十一條における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

規則とする。

第一百四十二条 (略)

(機構と事業活動の計画の認定等との関係)

第一百四十二条 機構は、特定事業活動支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し、第九条第一項の新事業活動計画の認定、第十六条第一項の特定新事業開拓投資事業計画の認定、第二十三条第一項の事業再編計画の認定又は第二十五条第

び中小企業承継事業再生計画に係る事業を所管する大臣

(略)

3 2 前項の規定にかかわらず、第二条第二項、第八条第二項及び第三項、第十条第三項及び第五項並びに第十二條における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

第一百四十二条 (略)

(機構と事業活動の計画の認定等との関係)

第一百四十二条 機構は、特定事業活動支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し、第十条第一項の新事業活動計画の認定、第十七条第一項の特定新事業開拓投資事業計画の認定、第二十四条第一項の事業再編計画の認定又は第二十六条第

一項の特別事業再編計画の認定の申請を促すことその他の措置を講ずることにより、これらの施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めなければならない。

第一百四十三条（略）

第七章 罰則

第一百四十四条～第一百四十六条（略）

第一百四十七条 削除

第一百四十七条 第七十二条第二項の規定による設備導入促進業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした設備導入促進法人の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百四十八条（略）

第一百四十八条（略）

第一百四十九条 第百三十八条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第一百五十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第一百五十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第一百四十三条（略）

第八章 罰則

第一百四十四条～第一百四十六条（略）

第一百四十七条 第七十二条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第四十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第百三十七条第一項、第二項又は第四項から第六項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 (略)

第一百五十二条 削除

第一百五十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした設備導入促進法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六十八条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第七十二条第一項の規定による許可を受けないで、設備導入促進業務の全部を廃止したとき。

三 第百三十八条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第一百五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百五十二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

第一百五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

一 第四十五条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第百二十三条第二項又は第一百三十七条第一項、第二項若しくは第四項から第六項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 (略)

第一百五十二条 削除

第一百五十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした設備導入促進法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六十八条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第七十二条第一項の規定による許可を受けないで、設備導入促進業務の全部を廃止したとき。

三 第百三十八条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第一百五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百五十二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

第一百五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第一百五十三条 第三十二条第三項において読み替えて準用する会

社法第七百九十七条第三項又は第四項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたときは、その違反行為をした株式会社の取締役、執行役、清算人、清算人代理、民事保全法（平成元年法律第九十一号）

第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、執行若しくは清算人の職務を行なう者、会社法第九百六十条第一項第五号に規定する一時取締役、代表取締役、執行役若しくは代表執行役の職務を行なうべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行なうべき者又は支配人は、百万円以下の過料に処する。

第一百五十四条 第三十八条第二項又は第四十二条第二項の規定に違反して、主務大臣の認可を受けなかつた場合には、その違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

第一百五十三条 第三十四条第三項において読み替えて準用する会

社法第七百九十七条第三項又は第四項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたときは、その違反行為をした株式会社の取締役、執行役、清算人、清算人代理、民事保全法（平成元年法律第九十一号）

第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、執行若しくは清算人の職務を行なう者、会社法第九百六十条第一項第五号に規定する一時取締役、代表取締役、執行役若しくは代表執行役の職務を行なうべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行なうべき者又は支配人は、百万円以下の過料に処する。

第一百五十四条 第四十一条第二項又は第四十四条第二項の規定に違反して、主務大臣の認可を受けなかつた場合には、その違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

第一百五十五条・第一百五十六条 （略）

第一百五十五条・第一百五十六条 （略）

○産業競争力強化法（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

産業競争力強化法

目次

第一章 総則（第一条～第五条）

第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進（第六条～第十四条）

第三章 産業活動における新陳代謝の活性化

第一節 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進（第十五条～第二十一条）

第二節 事業再編の円滑化（第二十二条～第四十八条）

第三節 事業再生の円滑化（第四十九条～第六十五条）

第四節 事業活動における知的財産権の活用（第六十六条）

第五節 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進（第六十七条～第七十九条）

第四章 株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等

第一節 総則（第八十条～第八十五条）

第二節 設立（第八十六条～第九十一条）

第三節 管理（第九十二条～第一百条）

第四節 業務（第一百一条～第一百十四条）

第五節 国の援助等（第一百十五条）

第六節 財務及び会計（第一百十六条～第一百二十条）

第七節 監督（第一百二十一～第一百二十三条）

現 行

産業競争力強化法

目次

第一章 総則（第一条～第五条）

第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進（第六条～第十四条）

第三章 産業活動における新陳代謝の活性化

第一節 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進（第十五条～第二十一条）

第二節 事業再編の円滑化（第二十二条～第四十八条）

第三節 事業再生の円滑化（第四十九条～第六十五条）

第四節 事業活動における知的財産権の活用（第六十六条～第七十五条）

第四章 株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援等

第一節 総則（第七十六条～第八十一条）

第二節 設立（第八十二条～第八十七条）

第三節 管理（八十八～九十六条）

第四節 業務（九十七～一百一条）

第五節 国の援助等（第一百二条）

第六節 財務及び会計（第一百三～第一百六条）

第七節 監督（第一百七～第一百九条）

第八節 解散等（第百二十四条・第百二十五条）

第五章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援（第百二十六条—第百三十二条）

第二節 中小企業再生支援体制の整備（第百二十二条—第百四十四条）

四十条

第六章 雑則（第百四十一条—第百五十条）

第七章 罰則（第百五十一条—第百六十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務を定めるとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新投資機構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第八節 解散等（第百十条・第百十一条）

第五章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援（第百十二条—第百二十五条）

第二節 中小企業再生支援体制の整備（第百二十六条—第百三十三条）

三十三条

第六章 雑則（第百三十四条—第百四十三条）

第七章 罚則（第百四十四条—第百五十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務を定めるとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新機構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 （略）

（定義）

第二条 （略）

11 2
10 (略)

この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更（当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む。）を行うものであること。

イヽル (略)

ヲ 有限责任事業組合（有限责任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限责任事業組合をいう。第二十一項において同じ。）に対する出資

ワ (略)

12
17 (略)

二 (略)
18
17 (略)

この法律において「技術等情報漏えい防止措置」とは、技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいの防止のために事業者が実施する措置をいう。

19

この法律において「技術等情報漏えい防止措置認証業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 他の事業者が実施する技術等情報漏えい防止措置が、技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要なものとして主務大臣が定める基準に適合している旨の認証を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯して、技術等情報漏えい防止措置

11 2
10 (略)

この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更（当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む。）を行うものであること。

イヽル (略)

ヲ 有限责任事業組合（有限责任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限责任事業組合をいう。第九十七条第一項第一号において同じ。）に対する出資

ワ (略)

12
17 (略)
(新設)

(新設)

12
17 (略)

19

二 (略)

この法律において「技術等情報漏えい防止措置認証業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 他の事業者が実施する技術等情報漏えい防止措置が、技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要なものとして主務大臣が定める基準に適合している旨の認証を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯して、技術等情報漏えい防止措置

を適切に実施するためには必要な指導及び助言を行うこと。

この法律において「特定事業活動」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うことと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動をいう。

21 この法律において「特定投資事業者」とは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によつて成立する匿名組合、投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合若しくは外国に所在するこれらの組合に類似する団体又は株式会社、合同会社、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社若しくは投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人であつて、特定事業活動に対する資金供給その他の支援又は特定事業活動に対する資金供給その他の支援を行う事業活動に対する資金供給その他の支援を行ふものをいう。

22 この法律において「特定政府出資会社」とは、政府がその発行している株式の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有する株式会社であつて、出資を行うことを主たる業務とするもののうち、株式会社産業革新投資機構がその業務の遂行に支障のない範囲内で、その株式を保有する株式会社の業務の支援を行うことにより、当該株式会社が行う出資に係る業務のより効果的な実施を図ることが必要なものとして政令で定めるものをいう。

18

この法律において「特定事業活動」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うことと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動をいう。

（新設）

（新設）

(略)

この法律において「創業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 前項第一号に掲げる創業を行おうとする個人であつて、一月以内（認定創業支援等事業計画（第百二十八条第二項）に規定する認定創業支援等事業計画をいう。）に記載された特定創業支援等事業（第三号において「認定特定創業支援等事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、六月以内）に当該創業を行う具体的な計画を有するもの

25|
30 (略)

第三条～第五条 (略)

第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進

第六条～第八条 (略)

(新事業活動計画の認定)

第九条 新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動に関する計画（以下この条、次条及び第百四十九条において「新事業活動計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

25|
30 (略)

(略)

この法律において「創業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 前項第一号に掲げる創業を行おうとする個人であつて、一月以内（認定創業支援等事業計画（第百十四条第二項）に規定する認定創業支援等事業計画をいう。）に記載された特定創業支援等事業（第三号において「認定特定創業支援等事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、六月以内）に当該創業を行う具体的な計画を有するもの

21|
26 (略)

第三条～第五条 (略)

第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進

第六条～第八条 (略)

(新事業活動計画の認定)

第九条 新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動に関する計画（以下この条、次条及び第百四十九条において「新事業活動計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

25|
30 (略)

第十条・第十一条（略）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新事業活動円滑化業務）

第十二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、新事業活動を円滑化するため、認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画に従つて新事業活動の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第三十六条及び第一百一条第一項第六号において同じ。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

（規制の特例措置の見直し）

第十三条 第六条第二項の主務大臣及び同条第三項の関係行政機関の長は、第一百四十四条第一項及び第二項の報告を踏まえ、当該報告に係る規制の特例措置について、必要があると認めるときは、その見直しその他必要な措置を講ずるものとする。

（規制改革の推進）

第十四条（略）

2 主務大臣は、第一百四十四条第一項の報告を踏まえ、前項に規定する規制の在り方について、必要があると認めるときは、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令を所管する関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

第十条・第十一条（略）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新事業活動円滑化業務）

第十二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、新事業活動を円滑化するため、認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画に従つて新事業活動の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第三十六条及び第九十七条第一項第六号において同じ。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

（規制の特例措置の見直し）

第十三条 第六条第二項の主務大臣及び同条第三項の関係行政機関の長は、第一百三十七条第一項及び第二項の報告を踏まえ、当該報告に係る規制の特例措置について、必要があると認めるときは、その見直しその他必要な措置を講ずるものとする。

（規制改革の推進）

第十四条（略）

2 主務大臣は、第一百三十七条第一項の報告を踏まえ、前項に規定する規制の在り方について、必要があると認めるときは、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令を所管する関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

第三章 産業活動における新陳代謝の活性化

第三章 産業活動における新陳代謝の活性化

第一節 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用 支援事業の促進

第一節 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用 支援事業の促進

第十五条 (略)

第十五条 (略)

(特定新事業開拓投資事業計画の認定)

第十六条 特定新事業開拓投資事業を実施しようとする投資事業有限責任組合は、当該特定新事業開拓投資事業に関する計画（以下この条、次条及び第百四十九条において「特定新事業開拓投資事業計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

254 (略)

254 (略)

第十七条・第十八条 (略)

第十七条・第十八条 (略)

(特定新事業開拓投資事業計画の認定)

第十六条 特定新事業開拓投資事業を実施しようとする投資事業有限責任組合は、当該特定新事業開拓投資事業に関する計画（以下この条、次条及び第百四十二条において「特定新事業開拓投資事業計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

(特定研究成果活用支援事業計画の認定)

第十九条 特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者（特定研究成果转化支援事業を実施する法人を設立しようとする者並びに特定研究成果活用支援事業を実施しようとする投資事業有限責任組合及び特定研究成果活用支援事業を実施する投資事業有限責任組合を投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によつて成立させようとする者を含む。）は、その実施しようとする特定研究

(特定研究成果活用支援事業計画の認定)

第十九条 特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者（特定研究成果转化支援事業を実施する法人を設立しようとする者並びに特定研究成果活用支援事業を実施しようとする投資事業有限責任組合及び特定研究成果活用支援事業を実施する投資事業有限責任組合を投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によつて成立させようとする者を含む。）は、その実施しようとする特定研究

成果活用支援事業に関する計画（以下この条、次条及び第一百四十七条第一項第二号において「特定研究成果活用支援事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

254 (略)

第二十条・第二十一条 (略)

第二節 事業再編の円滑化

第二十二条～第二十三条 (略)

(株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例)

第三十二条 認定事業者である株式会社が認定計画に従つて譲渡により他の株式会社の株式（外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。以下この項において同じ。）を取得する場合（当該他の株式会社又は当該外国法人がその関係事業者又は外国関係法人でない場合にあっては、当該取得により当該他の株式会社又は当該外国法人をその関係事業者又は外国関係法人としようとする場合に限る。以下この項において同じ。）であつて当該取得の対価として株式の発行若しくは自己株式の処分をするとき、又は認定事業者である株式会社が認定計画に従つてその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいい、会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして主務省令で定める法人に限る。以下この

成果活用支援事業に関する計画（以下この条、次条及び第一百四十七条第一項第二号において「特定研究成果活用支援事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

254 (略)

第二十条・第二十一条 (略)

第二節 事業再編の円滑化

第二十二条～第二十三条 (略)

(株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例)

第三十二条 認定事業者である株式会社が認定計画に従つて譲渡により他の株式会社の株式（外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。以下この項において同じ。）を取得する場合（当該他の株式会社又は当該外国法人がその関係事業者又は外国関係法人でない場合にあっては、当該取得により当該他の株式会社又は当該外国法人をその関係事業者又は外国関係法人としようとする場合に限る。以下この項において同じ。）であつて当該取得の対価として株式の発行若しくは自己株式の処分をするとき、又は認定事業者である株式会社が認定計画に従つてその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいい、会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして主務省令で定める法人に限る。以下この

項において同じ。) に対して株式の発行若しくは自己株式の処分をするとともに当該子会社が当該認定計画に従つて譲渡により他の株式会社の株式を取得する場合であつて当該取得の対価として当該認定事業者である株式会社の株式(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で当該株式に係る権利を表示するもの及び当該有価証券に表示されるべき権利を含む。)を交付するときにおける当該認定事業者に係る会社法第一百九十九条、第二百一条(第一項及び第二項を除く。)、第二百八条及び第四百四十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	産業競争力強化法第百四十七条第二項に規定する主務省令(以下単に「主務省令」という。)	産業競争力強化法第百四十七条第二項に規定する主務省令(以下単に「主務省令」という。)

3 2 (略)
会社法第二百三十四条、第三百九条第二項、第七百九十六条
第二項及び第三項、第七百九十七条、第七百九十八条、第八百

項において同じ。) に対して株式の発行若しくは自己株式の処分をするとともに当該子会社が当該認定計画に従つて譲渡により他の株式会社の株式を取得する場合であつて当該取得の対価として当該認定事業者である株式会社の株式(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で当該株式に係る権利を表示するもの及び当該有価証券に表示されるべき権利を含む。)を交付するときにおける当該認定事業者に係る会社法第一百九十九条、第二百一条(第一項及び第二項を除く。)、第二百八条及び第四百四十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	産業競争力強化法第百四十条第二項に規定する主務省令(以下単に「主務省令」という。)	産業競争力強化法第百四十条第二項に規定する主務省令(以下単に「主務省令」という。)

3 2 (略)
会社法第二百三十四条、第三百九条第二項、第七百九十六条
第二項及び第三項、第七百九十七条、第七百九十八条、第八百

六十八条から第八百七十六条まで並びに第九百四十条の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	産業競争力強化法第百四十七条第二項に規定する主務省令（以下単に「主務省令」という。）	法務省令	第七百九十 六条第二項 第二号

4・5 (略)

第三十三条～第四十八条 (略)

第三節 事業再生の円滑化

第四十九条・第五十条 (略)

六十八条から第八百七十六条まで並びに第九百四十条の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	産業競争力強化法第百四十条第二項に規定する主務省令（以下単に「主務省令」という。）	法務省令	第七百九十 六条第二項 第二号
(略)	産業競争力強化法第百四十七条第二項に規定する主務省令（以下単に「主務省令」という。）	法務省令	第七百九十 六条第二項 第二号

4・5 (略)

第三十三条～第四十八条 (略)

第三節 事業再生の円滑化

第四十九条・第五十条 (略)

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再生円滑化業務)

第五十一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、次の各号に掲げる者が関与する事業再生について、それぞれ当該各号に定める期間（当該期間内に破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったときは、当該申立ての時までの期間。次条第一項において「事業再生準備期間」という。）における事業再生を行おうとする事業者の事業の継続に欠くことができない資金の借入れに係る債務の保証を行う。

一 （略）

二 独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関（第一百三十四条第二項）に規定する認定支援機関をいう。第五十三条第一項及び第一百三十三条第一項において同じ。）事業再生を行おうとする中小企業者に係る事業再生の計画の作成についての指導又は助言（特定認証紛争解決手続において行うものを除く。）を開始した時から当該計画に係る債権者全員の当該計画についての合意が成立し、又は合意が成立しないことが明らかになるまでの間

第五十二条～第六十五条 （略）

第四節 事業活動における知的財産権の活用

第六十六条 （略）

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再生円滑化業務)

第五十一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、次の各号に掲げる者が関与する事業再生について、それぞれ当該各号に定める期間（当該期間内に破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったときは、当該申立ての時までの期間。次条第一項において「事業再生準備期間」という。）における事業再生を行おうとする事業者の事業の継続に欠くことができない資金の借入れに係る債務の保証を行う。

一 （略）

二 独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関（第一百二十七条第二項）に規定する認定支援機関をいう。第五十三条第一項及び第一百二十六条第一項において同じ。）事業再生を行おうとする中小企業者に係る事業再生の計画の作成についての指導又は助言（特定認証紛争解決手続において行うものを除く。）を開始した時から当該計画に係る債権者全員の当該計画についての合意が成立し、又は合意が成立しないことが明らかになるまでの間

第五十二条～第六十五条 （略）

第四節 事業活動における知的財産権の活用

第六十六条 （略）

第五節 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進

（新設）

(技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針)

第六十七条 主務大臣は、技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針（以下「促進指針」という。）を定めるものとする。

2| 促進指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一| 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進の基本的な方向
- 二| 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する次に掲げる施策に関する基本的な事項
 - イ| 技術等情報漏えい防止措置の実施に関する理解を深めるための施策
 - ロ| 技術等情報漏えい防止措置の適切な実施に関し必要な知識及び能力の向上を図るための施策
 - ハ| その他技術等情報漏えい防止措置の促進を図るために必要な施策
- 三| 技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法について次条第一項の認定の基準となるべき事項
- 四| 中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に關し配慮すべき事項
- 五| 技術等情報漏えい防止措置の実施を特に促進すべき技術の分野を定める場合にあつては、その技術の分野
主務大臣は、促進指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定)

第六十八条 技術等情報漏えい防止措置認証業務を行う者は、主

第六十七条から第七十五条まで 削除

削除

務大臣の認定を受けることができる。

2 | 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

一 | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 | 技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲（その範囲を中小企業者に対して行うものに限定して認定を受けようとする場合にあつては、その旨）及びその実施の方法

3 | 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法が促進指針において定められた前条第二項第三号に規定する基準に適合していると認めるときは、その認定をするものとする。

4 | 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。

一 | この法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 | 第七十五条第一項の規定により第一項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 | 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

5 | 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、氏名又は名称、住所、業務の範囲その他主務省令で定める事項を公表するものとする。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定の更新)

第六十九条 前条第一項の認定は、三年を超えない範囲内で政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 2 | 前条第二項、第三項及び第四項（第二号を除く。）の規定は、前項の認定の更新について準用する。
- 3 | 主務大臣は、第一項の規定により前条第一項の認定がその効力を失つたときは、その旨を公表するものとする。

（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の承継）

第七十条 第六十八条第一項の認定を受けた者（以下「認定技術等情報漏えい防止措置認証機関」という。）が当該認定に係る技術等情報漏えい防止措置認証業務を行う事業の全部を譲渡し、又は認定技術等情報漏えい防止措置認証機関について相続、合併若しくは分割（当該認定に係る技術等情報漏えい防止措置認証業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項において同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が同条第四項各号のいず

れかに該当するときは、この限りでない。

2 | 前項の規定により認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の地位を承継した者は、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 | 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の変更の認定等)

第七十一条 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、第六十八条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 | 第六十八条第二項、第三項及び第四項（第二号を除く。）の規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあつては、変更に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

3 | 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、第六十八条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 | 主務大臣は、第一項の変更の認定をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関における秘密保持義務）

第七十二条

認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の役員若し

(新設)

くは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がある場合を除き、技術等情報漏えい防止措置認証業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に対する改善命令)

第七十三条 主務大臣は、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の技術等情報漏えい防止措置認証業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(技術等情報漏えい防止措置認証業務の廃止の届出)

第七十四条 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、技術等情報漏えい防止措置認証業務を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

(新設)

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定の取消し)

第七十五条 主務大臣は、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 その技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法が促進指針において定められた第六十七条第二項第三号に規定す

る基準に適合しなくなつたとき。

- 二 第六十八条第四項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 第七十一条第一項の規定に違反して、第六十八条第二項第二号に掲げる事項を変更したとき。
- 四 第七十三条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第六十八条第一項の認定、第六十九条第一項の認定の更新又は第七十一条第一項の変更の認定を受けたとき。
- 六 主務大臣は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

(中小企業信用保険法の特例)

第七十六条 技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲を中小企業者に対して行うものに限定して第六十八条第一項の認定を受けた一般社団法人又は一般財團法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財團法人にあつてはその設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。以下この条において「認定一般社団法人等」という。）であつて、技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及

(新設)

び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十六条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第二条第十九項に規定する技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

（独立行政法人情報処理推進機構の行う認定技術等情報漏えい防止措置認証機関協力業務）

第七十七条 独立行政法人情報処理推進機構は、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の依頼に応じて、当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関が行う技術等情報漏えい防止措置認証業務に関する情報の提供その他必要な協力の業務（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティに関する情報の提供その他技術等情報漏えい防止措置認証業務に係る情報処理の高度化を推進するものに限る。）を行う。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定技術等情報漏えい防止措置認証機関協力業務）

第七十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施の促進のため、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の依頼に応じて、当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関が行う第二条第十九項第二号に掲げる業務に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関以外の者の表示の制

（新設）

（新設）

(限)

(新設)

第七十九条 技術等情報漏えい防止措置認証業務を行う者は、当該技術等情報漏えい防止措置認証業務について、第六十八条第一項の認定を受けていないのに、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

第四章 株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等

第一節 総則

(機構の目的)

第八十条 株式会社産業革新投資機構は、最近における産業構造及び国際的な競争条件の変化に我が国産業が的確に対応するためには、自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新産業活動の革新が重要となつてていること及びその業務が民間投資の拡大に寄与することに鑑み、特定投資事業者及び特定事業活動に対し投資をはじめとする資金供給その他の支援を行うことにより、我が国において特定事業活動を推進することを目的とする株式会社とする。

(数)

第八十一条 株式会社産業革新投資機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。

第七十六条 株式会社産業革新機構は、最近における国際経済の構造的な変化に我が国産業が的確に対応するためには、自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新が重要となつていることに鑑み、特定事業活動に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、我が国において特定事業活動を推進することを目的とする株式会社とする。

(機構の目的)

(数)

第七十七条 株式会社産業革新機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。

(株式の政府保有)

第八十二条 政府は、常時、機構が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。）の総数の三分の二以上に当たる数の株式を保有するものとする。

(株式、社債及び借入金の認可等)

第八十三条 機構は、会社法第百九十九条第一項に規定する募集株式（第一百六十条第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（第一百二十二条及び同号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

(商号)

第八十四条 (略)

(株式の政府保有)

第七十八条 政府は、常時、機構が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。）の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有するものとする。

(株式、社債及び借入金の認可等)

第七十九条 機構は、会社法第百九十九条第一項に規定する募集株式（第一百五十五条第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（第一百八条及び同号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

(商号)

第八十条 (略)

(株式の政府保有)

第八十五条 機構は、その商号中に株式会社産業革新投資機構という文字を用いなければならない。
2 機構でない者は、その名称中に産業革新投資機構という文字を用いてはならない。

第八十一条 機構は、その商号中に株式会社産業革新機構という文字を用いなければならない。
2 機構でない者は、その名称中に産業革新機構という文字を用いてはならない。

第二節 設立

(定款の記載又は記録事項)

第八十六条 機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一〇五 (略)

六 第百一条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨

2 (略)

第八十七条～第八十九条 (略)

(会社法の規定の読み替え)

第九十条 会社法第三十条第二項、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは「産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第八十八条第二項の認可の後株式会社産業革新投資機構の成立前は、定款」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは「産業競争力強化法第八十八条第二項の認可の」と、同法第五十九条第一項第一号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは「産業競争力強化法第八十八条第二項の認可の年月日」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十四条第一項

第二節 設立

(定款の記載又は記録事項)

第八十二条 機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一〇五 (略)

六 第九十七条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨

2 (略)

第八十三条～第八十五条 (略)

(会社法の規定の読み替え)

第八十六条 会社法第三十条第二項、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは「産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第八十四条第二項の認可の後株式会社産業革新機構の成立前は、定款」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは「産業競争力強化法第八十四条第二項の認可の」と、同法第五十九条第一項第一号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは「産業競争力強化法第八十四条第二項の認可の年月日」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十四条第一項

「とあるのは「第三十四条第一項（産業競争力強化法第九十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第九十一条（略）

第三節 管理

第九十二条・第九十三条（略）

（産業革新投資委員会の設置）

第九十四条 機構に、産業革新投資委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

（委員会の権限）

第九十五条 委員会は、次に掲げる決定及び評価を行う。

第八十八条・第八十九条（略）

（産業革新委員会の設置）

第九十条 機構に、産業革新委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

（委員会の権限）

第九十一条 委員会は、次に掲げる決定（特定事業活動の支援）（第九十七条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「特定事業活動支援」という。）の内容が出资（その額が一定額以下のものその他の経済産業省令で定めるものに限る。）のみである場合にあつては、第一号に掲げる決定を除く。）を行う。

（新設）

- 一 第百三十三条第一項の特定資金供給（機構が第二百二十九条第一号から第七号までに掲げる業務により特定投資事業者に対して行う資金供給をいう。以下同じ。）の対象となる事業者及び当該特定資金供給の内容の決定
- 二 認可特定投資事業者（第二百二十九条第一項に規定する認可特定投資事業者をいう。次号及び第二百二十九条第一項第十二号において）

とあるのは「第三十四条第一項（産業競争力強化法第八十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第八十七条（略）

第三節 管理

第八十八条・第八十九条（略）

（産業革新委員会の設置）

第九十条 機構に、産業革新委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

（委員会の権限）

第九十一条 委員会は、次に掲げる決定（特定事業活動の支援）（第九十七条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「特定事業活動支援」という。）の内容が出资（その額が一定額以下のものその他の経済産業省令で定めるものに限る。）のみである場合にあつては、第一号に掲げる決定を除く。）を行う。

（新設）

- 一 第百三十三条第一項の特定資金供給（機構が第二百二十九条第一号から第七号までに掲げる業務により特定投資事業者に対して行う資金供給をいう。以下同じ。）の対象となる事業者及び当該特定資金供給の内容の決定
- 二 認可特定投資事業者（第二百二十九条第一項に規定する認可特定投資事業者をいう。次号及び第二百二十九条第一項第十二号において）

て同じ。) の業務の実績に関する評価

三 保有する認可特定投資事業者の有価証券(金融商品取引法

第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。第一百一条第一項第七号を除き、以下同じ。) 又は債権の譲渡その他の処分の決定

四 第百八条第一項の直接資金供給(機構が第百一条第一項第一号から第七号までに掲げる業務により特定事業活動を行う事業者に対して直接行う資金供給をいう。以下同じ。) の対象となる事業者及び当該直接資金供給の内容の決定(直接資金供給の内容が第一百一条第一項第一号に掲げる出資のみであつて、その額が一定額以下である場合その他経済産業省令で定める場合を除く。)

五 第百十条第一項の有価証券又は債権の譲渡その他の処分の決定

六 前各号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

2 委員会は前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項の決定並びに同項第二号に掲げる評価について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

(新設)

一 第九十九条第一項の特定事業活動支援の対象となる事業者及び当該特定事業活動支援の内容の決定

二 第百一条第一項の株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定

三 前二号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

2 委員会は前項第一号に掲げる事項の決定(特定事業活動支援の内容が出資(その額が一定額以下のものその他の経済産業省令で定めるものに限る。)のみである場合を除く。)及び同項第二号に掲げる事項の決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

(委員会の組織)

第九十六条 (略)

2 委員の過半数は、社外取締役でなければならない。

(委員会の組織)

第九十二条 (略)

(新設)

3 委員の中には、代表取締役が、一人以上含まれなければなら
ない。

4 (5) 9 (略)

(委員会の運営)
第九十七条 (略)

2 (5) (略)

6 監査役は、委員会に出席し、委員会が第九十五条第一項第二号に掲げる評価を行おうとするときその他必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

7 (5) 10 (略)

第九十八条～第一百条 (略)

第四節 業務

(業務の範囲)

第一百一条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を當むものとする。

一 対象事業者（特定投資事業者及び特定事業活動を行う事業者をいう。以下同じ。）に対する出資

2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役が、それぞれ一人以上含まれなければならない。

3 (5) 8 (略)

(委員会の運営)
第九十三条 (略)

2 (5) (略)

6 監査役は、委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

7 (5) 10 (略)

第九十四条～第九十六条 (略)

第四節 業務

(業務の範囲)

第九十七条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を當むものとする。

一 対象事業者（第九十条第一項の規定により支援の対象となつた事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によつて成立する匿名組合、投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合又は外国に所在するこれら組合に類似する团体を含む。以下この章において同じ。）

二・三 (略)

四 対象事業者が発行する有価証券及び対象事業者が保有する有価証券の取得

五・十一 (略)

十二 認可特定投資事業者の業務の実績に関する評価

十三 保有する有価証券の譲渡その他の処分

十四・十七 (略)

(削る)

2

一 機構は、前項各号に掲げる業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。

一 特定政府出資会社が行う出資に係る業務の効果的な実施に関する基本方針の策定

二 特定政府出資会社が発行する株式の譲受け及び保有

三 特定政府出資会社が行う出資に係る業務の効果的な実施を確保するための専門家の派遣 助言その他の支援

四 主務大臣に対する、その行う特定政府出資会社の業務の実績の評価に関する必要な情報の提供

3 | 機構は、前二項に規定するもののほか、機構の目的に資する業務を営もうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けて、当該業務を行うことができる。

をいう。以下同じ。) に対する出資

二・三 (略)

四 対象事業者が発行する有価証券（金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。以下この号及び第十二号において同じ。）及び対象事業者が保有する有価証券の取得

五・十一 (略)

(新設)

十二 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券（第一百一条第一項及び第二項において「株式等」という。）の譲渡その他の処分

十三・十六 (略)

十七 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

(新設)

2 | 機構は、前項第十七号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

(機構が従うべき投資基準)

第一百二条 経済産業大臣は、特定資金供給の対象となる特定投資事業者及び当該特定資金供給の内容を決定するに当たつて機構が従うべき基準（以下この章において「投資基準」という。）を定めるものとする。

2 投資基準においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定資金供給を特に重点的に実施すべき事業分野の選定に関する事項

二 特定資金供給の内容に関する事項

三 取得する特定投資事業者の有価証券及び債権の譲渡その他の処分の期限に関する事項

四 人材の育成及び活用その他の資金供給以外の支援を行う場合にあつては、その内容

3 経済産業大臣は、第一項の規定により投資基準を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣（特定投資事業者による特定事業活動に対する資金供給その他の支援又は特定事業活動に対する資金供給その他の支援を行う事業活動に対する資金供給その他の支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣をいう。第一百四条第三項において同じ。）の意見を聴くものとする。

4 経済産業大臣は、第一項の規定により投資基準を定めたときは、これを公表するものとする。

5 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、投資基準を変更するものとする。

(新設)

第三項及び第四項の規定は、前項の規定による投資基準の変更について準用する。

(特定資金供給の決定)

第一百三条 機構は、特定資金供給を行おうとするときは、投資基準に従つて、その対象となる特定投資事業者及び当該特定資金供給の内容を決定しなければならない。

2 機構は、特定資金供給を行うかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

3 機構は、前項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 特定資金供給の内容
- 二 特定投資事業者による特定事業活動に対する資金供給その他の支援又は特定事業活動に対する資金供給その他の支援を行いう事業活動に対する資金供給その他の支援の内容及び実施体制に関する事項
- 三 取得する特定投資事業者の有価証券及び債権の譲渡その他の処分の期限に関する事項
- 四 人材の育成及び活用その他の資金供給以外の支援を行う場合にあつては、その内容

第一百四条 経済産業大臣は、前条第三項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合するかどうかを審査するものとする。

(新設)

(新設)

一 投資基準に適合するものであること。

二 特定投資事業者による特定事業活動に対する資金供給その他の支援又は特定事業活動に対する資金供給その他の支援を行なう事業活動に対する資金供給その他の支援が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

3 経済産業大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前条第二項の認可をするものとする。

3 経済産業大臣は、前条第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣の意見を聴くものとする。

(特定資金供給に関する認可の変更)

第一百五条 機構は、第百三條第三項各号に掲げる事項を変更しようとするとときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の認可について準用する。

(認可特定投資事業者の業務の実績に関する評価)

第一百六条 機構は、認可特定投資事業者（機構が第百三條第二項の認可を受けて、特定資金供給を行う特定投資事業者をいう。以下同じ。）の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行なわなければならぬ。

2 機構は、前項の評価を行つたときは、遅滞なく、認可特定投資事業者に対し評価の結果を通知するとともに、当該評価の結果に応じて、認可特定投資事業者に対し、特定資金供給に係る資金の回収その他必要な措置をとらなければならない。

(新設)

3 機構は、第一項の評価を行い、又は前項の措置をとつたときは、経済産業大臣に当該評価の結果又は当該措置の内容を報告しなければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、投資基準を変更するものとする。

(機構が従うべき支援基準)

第一百七条 経済産業大臣は、直接資金供給の対象となる事業者及び当該直接資金供給の内容を決定するに当たつて機構が従うべき基準（次項及び第三項並びに次条第一項において「支援基準」という。）を定めるものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣（直接資金供給の対象となる活動に係る事業を所管する大臣をいう。次条第四項及び第五項において同じ。）の意見を聴くものとする。

(略)

4 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、支援基準を変更するものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による支援基準の変更について準用する。

(直接資金供給の決定)

第一百八条 機構は、直接資金供給を行おうとするときは、支援基準に従つて、その対象となる事業者及び当該直接資金供給の内容を決定しなければならない。

(支援基準)

第九十八条 経済産業大臣は、特定事業活動支援の対象となる事業者及び当該特定事業活動支援の内容を決定するに当たつて従うべき基準（次項及び第三項並びに次条第一項において「支援基準」という。）を定めるものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、特定事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣（次条第四項及び第五項において「事業所管大臣」という。）の意見を聴くものとする。

(略)

(新設)

第九十九条 機構は、特定事業活動支援を行おうとするときは、支援基準に従つて、その対象となる事業者及び当該特定事業活動支援の内容を決定しなければならない。

2 機構は、直接資金供給を行うかどうかを決定しようとするとときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えるなければならない。ただし、直接資金供給の内容が出資（その額が一定額以下のものその他他の政令で定めるものに限る。）のみである場合は、この限りでない。

3 機構は、前項ただし書に規定する場合において、直接資金供給をする旨の決定を行つたときは、速やかに、経済産業大臣にその旨及びその内容を報告しなければならない。

4・5 （略）

（直接資金供給の決定の撤回）

第一百九条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、直接資金供給の決定を撤回しなければならない。

一 直接資金供給の対象である事業者が特定事業活動を行わないとき。

二 直接資金供給の対象である事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2 機構は、前項の規定により直接資金供給の決定を撤回したときは、直ちに、当該直接資金供給の対象である事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

（有価証券の譲渡その他の処分等）

第一百十条 機構は、その保有する直接資金供給の対象である事業者に係る有価証券又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おう

2 機構は、特定事業活動支援をするかどうかを決定しようとするとときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えるなければならない。ただし、特定事業活動支援の内容が出資（その額が一定額以下のものその他他の政令で定めるものに限る。）のみである場合は、この限りでない。

3 機構は、前項ただし書に規定する場合において、特定事業活動支援をする旨の決定を行つたときは、速やかに、経済産業大臣にその旨及びその内容を報告しなければならない。

4・5 （略）

（支援決定の撤回）

第一百条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、支援決定を撤回しなければならない。

一 対象事業者が特定事業活動を行わないとき。

二 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

（株式等の譲渡その他の処分等）

第一百一条 機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじ

とするときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えるなければならない。

2 機構は、経済事情、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、平成四十六年三月三十一日までに、保有する全ての有価証券及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

3 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、平成四十六年三月三十一日まででなければならない。

(特定政府出資会社の主務大臣からの株式の譲受けの求め)

第一百十一条 主務大臣は、財務大臣に協議の上、機構に対し、政府が保有する特定政府出資会社の株式（次条及び第一百四十四条において「特定株式」という。）の全部を、次条第三項の評価委員が評価した価額で譲り受けるよう求めるものとする。

(機構による特定株式の譲受け)

第一百十二条 前条の規定による求めを受けた機構は、当該求めから三月を超えない範囲内において経済産業大臣が指定する期間内に、当該特定株式の全部を譲り受けなければならない。この場合において、機構が譲り受けた当該特定株式は、第二条第二十二項の規定及び当該特定株式について政府が保有すべき旨を定めている他の法令の規定の適用については、なお政府が保有するものとみなす。

2 機構が前項の規定による譲受けを行う場合であつて、当該譲

め、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えるなければならない。

2 機構は、経済事情、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、平成三十七年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

3 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、平成三十七年三月三十一日まででなければならない。

(新設)

(新設)

受けの対価として株式の発行又は自己株式の処分をするときに
おける機構に係る会社法第百九十九条第二項の規定の適用につ
いては、同項中「株主総会」とあるのは「取締役会」と、「な
らない。」とあるのは「ならない。ただし、取締役会は、産業
競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百十二条第三
項の評価委員の評価を踏まえて前項第二号に掲げる払込金額又
はその算定方法を決定しなければならない。」とする。

3 第一項の規定により機構が譲り受ける特定株式の価額は、評
価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員（第百四十四条第二項及び第三項において単に
「評価委員」という。）は、前項の評価をしようとするときは
、当該特定株式の全部の譲受けがその効力を生ずる日における
当該特定株式の時価を基準とするものとする。ただし、当該特
定株式の種類その他の事項を勘案して時価によることが適当で
ないと認めるときは、当該特定株式の時価によらないことがで
きる。

5 前各項に規定するもののほか、機構による特定株式の譲受け
に関し必要な事項は、政令で定める。

第一百十三条 会社法第四百六十九条第一項（各号列記以外の部分
に限る。）、第三項及び第五項から第九項まで、第四百七十二条
並びに第八百六十八条から第八百七十六条までの規定は、前条
第一項の場合について準用する。この場合において、次の表の
上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ
れ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読
替えは、政令で定める。

（新設）

前条第一項に規定す	効力発生日	事業譲渡等をしようとする株式会社	事業譲渡等をする株式会社	反対株主	合（次に掲げる場合を除く。）	事業譲渡等をする場合	株式会社産業革新投資機構（以下「機構」という。）が産業競争力強化法第百十二条第一項の規定による同法第一百十一条の特定株式の全部の譲受け（以下「特定株式譲受け」という。）をする場合	機構（以下「機構」という。）が産業競争力強化法第百十二条第一項の規定による同法第一百十一条の特定株式の全部の譲受け（以下「特定株式譲受け」という。）をする場合	株式会社産業革新投資機構（以下「機構」という。）が産業競争力強化法第百十二条第一項の規定による同法第一百十一条の特定株式の全部の譲受け（以下「特定株式譲受け」という。）をする場合
政府	「譲受け効力発生日」 といふ。）	特定株式譲受けがその効力を生ずる日（以下「譲受け効力発生日」 といふ。）	機構	機構	機構の株主のうち政府以外のもの				

及び第七項	第四百六十項	九条第六項	第四百六十	九条第五項	第四百六十	第一項の規定による請求（以下この章において「株式買取請求」という。）	産業競争力強化法第百十三条において準用する第一項の規定による請求（以下「機構株式買取請求」という。）	事業譲渡等をする旨（第四百六十七条第二項に規定する場合にあっては、同条第一項第三号に掲げる行為をする旨及び同条第二項の株式に関する事項）	二項に規定する場合にあっては、同条第一項第三号に掲げる行為をする旨及び同条第二項の株式に関する事項）	事業譲渡等をする旨（第四百六十七条第二項に規定する場合にあっては、同条第一項第三号に掲げる行為をする旨及び同条第二項の株式に関する事項）	特定支配株主	る場合における当該
式会社	事業譲渡等をする株	株式買取請求	株式買取請求に	効力発生日	機構株式買取請求に	機構株式買取請求に	讓受け効力発生日				旨	
機構		機構株式買取請求										

第四百六十項	九条第八項	第四百六十一項	九条第九項	第四百六十項	第四百七十項	第四百七十項	第四百七十項	第四百七十項	第四百七十項	第四百七十項	第四百七十項
事業譲渡等	特定株式譲受け	機構株式買取請求	機構株式買取請求	機構株式買取請求	機構	機構	機構	機構	機構	機構	機構
株式買取請求	株式買取請求	株式買取請求	株式買取請求	株式買取請求	当該株式会社	前項の株式会社	前条第七項	効力発生日	効力発生日	前条第三項	第四百七十項
効力発生日	前条第七項	前項の株式会社	機構	機構	讓受け効力発生日	讓受け効力発生日	十三条において準用する前条第七項	産業競争力強化法第百三十条において準用す	産業競争力強化法第百三十条において準用す	前条第三項	第四百七十項

2	（機構による特定株式の譲渡）	第百四十七条	第四百七十一条	第四百七十二条	第四百七十三条	第四百七十四条	第四百七十五条	第四百七十六条
合における当該特定株式の価額は、評価委員が評価した価額と前項の認可を受けて機構が特定株式の譲渡を行おうとする場合における当該特定株式の価額は、評価委員が評価した価額と	済産業大臣の認可を受けなければならない。	機構は、特定株式の譲渡を行おうとするときは、経	株式買取請求	効力発生日	株式買取請求	当該株式会社	第一項の株式会社	同項

(新設)

する。

- 3 | 評価委員は、前項の評価をしようとするときは、当該特定株式の譲渡がその効力を生ずる日における当該特定株式の時価を基準とするものとする。ただし、当該特定株式の種類その他の事項を勘案して時価によることが適当でないと認めるとときは、当該特定株式の時価によらないことができる。
- 4 | 前三項に規定するもののほか、機構による特定株式の譲渡に関する必要な事項は、政令で定める。

第五節 国の援助等

第一百十五条 (略)

第六節 財務及び会計

第一百六条～第一百十八条 (略)

(政府保証)

第一百十九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第八十三条第一項の社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

(取締役の報酬等及び職員の給与)

第一百二十条 機構は、その取締役の報酬及び退職手当並びに職員

第五節 国の援助等

第一百二条 (略)

第六節 財務及び会計

第一百三条～第一百五条 (略)

(政府保証)

第一百六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第七十九条第一項の社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

(新設)

の給与の支給の基準を定め、これを経済産業大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 機構は、専ら出資を行う業務に従事する職員（この項において「出資専従者」という。）の給与その他の処遇については、第百六条第一項の規定による認可を受けた予算の範囲内において、優秀な人材の確保並びに若年の出資専従者の育成及び活躍の推進に配慮して行うものとする。

第七節 監督

（監督）

第百二十二条（略）
2 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、機構に対し、機構及び認可特定投資事業者の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（財務大臣との協議）

第百二十二条 経済産業大臣は、第八十三条第一項（募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。）、第八十八条第二項、第一百四十四条第一項、第一百六十六条第一項、第一百七十七条若しくは第二百五十五条の認可をしようとするとき、第二百二条第一項の規定により投資基準を定めるとき、又は同条第五項若しくは第二百六十四条の規定により投資基準を変更するときは、財務大

第七節 監督

（監督）

第百八条（略）
2 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（財務大臣との協議）

第百八条 経済産業大臣は、第七十九条第一項（募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。）、第八十四条第二項、第九十六条、第九十七条第二項、第一百三条第一項、第一百四十四条第一項、第一百六十六条第一項、第一百七十七条若しくは第二百五十五条の認可をしようとするときは、財務大臣に協議するものとする。

臣に協議するものとする。

(業務の実績に関する評価)

第一百二十三条 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の評価を行うに当たつては、機構の業務が、産業構造及び国際的な競争条件の変化に対応するための高度に専門的かつ実践的な知見を活用することが求められるものであることを考慮するものとする。

第八節 解散等

(機構の解散)

第一百二十四条 機構は、第一百一条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

第一百二十五条 (略)

第五章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援

第一百二十六条 (略)

(業務の実績に関する評価)

第一百九条 (略)

2 経済産業大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表するものとする。

(新設)

第八節 解散等

(機構の解散)

第一百十条 機構は、第九十七条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

第一百十一条 (略)

第五章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援

第一百十二条 (略)

(創業支援等事業計画の認定)

第一百二十七条 (略)

2 (略)

- 3 創業支援等事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない

一・二 (略)

- 三 当該市町村が実施する創業支援等事業と連携して市町村以外の者が実施する創業支援等事業がある場合にあっては、次に掲げる事項

イ・ハ (略)

- ニ 創業支援等事業（第二条第二十五項第二号に係るものに限る。）の実施に当たり、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校その他の教育機関との連携を図る場合にあっては、当該連携に関する事項

四 (略)

4・5 (略)

(創業支援等事業計画の変更等)

第一百二十八条 (略)

- 2 主務大臣は、認定市町村（当該認定に係る創業支援等事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定創業支援等事業計画」という。）において認定市町村が実施する創業支援等事業と連携して市町村以外の者が実施する事業（第一百三十条において「認定連携創業支援等事業」という。）を実施する者（第一百三十一条第一項及び第一百四十二条第一項において「認定連携創業支援等事業者」という。

(創業支援等事業計画の認定)

第一百十三条 (略)

2 (略)

- 3 創業支援等事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

- 三 当該市町村が実施する創業支援等事業と連携して市町村以外の者が実施する創業支援等事業がある場合にあっては、次に掲げる事項

イ・ハ (略)

- ニ 創業支援等事業（第二条第二十一項第二号に係るものに限る。）の実施に当たり、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校その他の教育機関との連携を図る場合にあっては、当該連携に関する事項

四 (略)

4・5 (略)

(創業支援等事業計画の変更等)

第一百十四条 (略)

- 2 主務大臣は、認定市町村（当該認定に係る創業支援等事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定創業支援等事業計画」という。）において認定市町村が実施する創業支援等事業と連携して市町村以外の者が実施する事業（第一百十六条において「認定連携創業支援等事業」という。）を実施する者（第一百七条第一項及び第一百四十二条第一項において「認定連携創業支援等事業者」という。

。）を含む。）が認定創業支援等事業計画に従つて創業支援等事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

35 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第百二十九条 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証（

中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、創業者の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るもの）をいう。以下この条において同じ。）を受けた創業者である中小企業者（**第二条第二十四項第一号**、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。）に係るものについての同法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者の」とあるのは「中小企業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）**第二条第二十四項第一号**、第二号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。）」の」と、「保険価額の合計額が八千万円」とあるのは「同法第二百二十九条第一項に規定する創業関連保証（以下「創業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ二千万円及び八千万円」と、同条第三項中「当該借入金の額のうち保証をした額が八千万円（当該債務者」とあるのは「創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該借入金の額のうち保証をした額がそれぞれ二千万円及び八千万円（創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、「八千万円から」とあるのは「それぞれ二千万円及び八千万円から」とする。

。）を含む。）が認定創業支援等事業計画に従つて創業支援等事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

35 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第百十五条 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証（中

小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、創業者の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るもの）をいう。以下この条において同じ。）を受けた創業者である中小企業者（**第二条第二十項第一号**、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。）に係るものについての同法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者の」とあるのは「中小企業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）**第二条第二十項第一号**、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。）」の」と、「保険価額の合計額が八千万円」とあるのは「同法第一百五十五条第一項に規定する創業関連保証（以下「創業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ二千万円及び八千万円」と、同条第三項中「当該借入金の額のうち保証をした額が八千万円（当該債務者」とあるのは「創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該借入金の額のうち保証をした額がそれぞれ二千万円及び八千万円（創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、「八千万円から」とあるのは「それぞれ二千万円及び八千万円から」とする。

2 第二条第二十四項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者であつて、創業関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。

3 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証に係るものうち、次の各号のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条の二第二項中「百分の八十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の九十」とする。

一次のいずれかに該当すること。

イ 第二条第二十四項第一号から第三号までに掲げる者に該当する場合において、過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたこと。

ロ 第二条第二十四項第四号に掲げる者に該当する場合において、当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたこと。

二 (略)

2 第二条第二十項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者であつて、創業関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。

3 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証に係るものうち、次の各号のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条の二第二項中「百分の八十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の九十」とする。

一次のいずれかに該当すること。

イ 第二条第二十項第一号から第三号までに掲げる者に該当する場合において、過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたこと。

ロ 第二条第二十項第四号に掲げる者に該当する場合において、当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたこと。

二 (略)

第一百三十条 認定連携創業支援等事業を実施する一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限り、かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）であつて、当該認定連携創業支援等事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの（以下この条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第一百二十八条第二項に規定する認定連携創業支援等事業の実施に必要な資金の借り入れ」とする。

第一百三十二条 （略）

（中小企業信用保険法の特例）

第一百十六条 認定連携創業支援等事業を実施する一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限り、かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）であつて、当該認定連携創業支援等事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの（以下この条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第一百四十四条第二項に規定する認定連携創業支援等事業の実施に必要な資金の借り入れ」とする。

第一百十七条 （略）

（中小企業信用保険法の特例）

第一百三十二条 中小企業者の特定信用状発行契約に基づく債務に

ついては、当該債務を中小企業信用保険法第三条第一項に規定する借入れによる債務とみなして、同法第三条及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、普通保険の保険関係であって、特定信用状関連保証（特定信用状発行契約に基づく債務の保証をいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条第一項の規定の適用については、同項中「保険価額の合計額が」とあるのは「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）」第一百三十二条第一項に規定する特定信用状関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、「借入金」とあるのは「特定信用状発行契約（同法第二条第二十八項）の特定信用状発行契約をいう。」に基づく債務の額（当該中小企業者の外国関係法人（同法第二条第九項の外国関係法人をいう。）の外国銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第三項の外国銀行等をいう。）からの借入金の額に相当する額に限る。）のうち保証をした額（特殊保証の場合は限度額）の総額と借入金」と、「総額が」とあるのは「総額とがそれぞれ」とする。

2 普通保険の保険関係であって、特定信用状関連保証に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

	(略)
	(略)
	(略)

第一百十八条 中小企業者の特定信用状発行契約に基づく債務に

ついては、当該債務を中小企業信用保険法第三条第一項に規定する借入れによる債務とみなして、同法第三条及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、普通保険の保険関係であって、特定信用状関連保証（特定信用状発行契約に基づく債務の保証をいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条第一項の規定の適用については、同項中「保険価額の合計額が」とあるのは「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）」第一百三十二条第一項に規定する特定信用状関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、「借入金」とあるのは「特定信用状発行契約（同法第二条第二十四項）の特定信用状発行契約をいう。」に基づく債務の額（当該中小企業者の外国関係法人（同法第二条第九項の外国関係法人をいう。）の外国銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第三項の外国銀行等をいう。）からの借入金の額に相当する額に限る。）のうち保証をした額（特殊保証の場合は限度額）の総額と借入金」と、「総額が」とあるのは「総額とがそれぞれ」とする。

2 普通保険の保険関係であって、特定信用状関連保証に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

	(略)
	(略)
	(略)

第三条第三項 借入金の額

(略)		
(略)	(略)	
(略)	(略)	特定信用状発行契約（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十八項の特定信用状発行契約をいう。以下同じ。 （）に基づく債務の額（中小企業者の外国関係法人（同法第二条第九項の外国関係法人をいう。以下同じ。）の外國銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第三項の外国銀行等をいう。以下同じ。）からの借入金の額に相当する額に限る。以下同じ。）

第一百九条から第一百二十五条まで

削除

第三条第三項 借入金の額

(略)		
(略)	(略)	
(略)	(略)	特定信用状発行契約（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十四項の特定信用状発行契約をいう。以下同じ。 （）に基づく債務の額（中小企業者の外国関係法人（同法第二条第九項の外国関係法人をいう。以下同じ。）の外國銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第三項の外国銀行等をいう。以下同じ。）からの借入金の額に相当する額に限る。以下同じ。）

第二節 中小企業再生支援体制の整備

第二節 中小企業再生支援体制の整備

第一百三十三条 (略)

(認定支援機関)

第一百三十四条 (略)

2 前項の認定を受けた者（以下「認定支援機関」という。）は、他の法令に定めるもののほか、当該認定に係る第四項第四号ハの地域において、次の業務を行うものとする。

一～四 (略)

五 独立行政法人中小企業基盤整備機構からの委託に基づき、

第一百四十条第一号に掲げる業務の実施に必要な調査を行うこと。

3～5 (略)

第一百三十五条 (略)

(秘密保持義務)

第一百三十六条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる情報に関しては、適用しない。

一 独立行政法人中小企業基盤整備機構が第一百四十条第四号に掲げる業務を円滑に行うために認定支援機関から情報の提供を受けることが必要な場合において、当該認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務に関する情報

第一百二十六条 (略)

(認定支援機関)

第一百二十七条 (略)

2 前項の認定を受けた者（以下「認定支援機関」という。）は、他の法令に定めるもののほか、当該認定に係る第四項第四号ハの地域において、次の業務を行うものとする。

一～四 (略)

五 独立行政法人中小企業基盤整備機構からの委託に基づき、

第一百二十三条第一号に掲げる業務の実施に必要な調査を行うこと。

3～5 (略)

第一百二十八条 (略)

(秘密保持義務)

第一百二十九条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる情報に関しては、適用しない。

一 独立行政法人中小企業基盤整備機構が第一百三十三条第四号に掲げる業務を円滑に行うために認定支援機関から情報の提供を受けることが必要な場合において、当該認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務に関する情報

二 認定支援機関が第百三十四条第二項第一号に掲げる業務（同号口に掲げるものに係るものに限る。）及び同項第二号に掲げる業務を円滑に行うために独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言又は専門家の派遣を受けることが必要な場合において、認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務に関する情報

三 認定支援機関が第百三十四条第二項第二号に掲げる業務を円滑に行うために他の認定支援機関から情報の提供を受けることが必要な場合において、当該認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、当該他の認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員に提供する当該業務に関する情報

第一百三十七条・第一百三十八条 （略）

（中小企業信用保険法の特例）

第一百三十九条 認定支援機関であつて、特定中小企業再生支援事業（中小企業再生支援業務に係る事業であつて、中小企業再生支援協議会の決定を経たものをいう。）の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定支援機関を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「

二 認定支援機関が第百二十七条第二項第一号に掲げる業務（同号口に掲げるものに係るものに限る。）及び同項第二号に掲げる業務を円滑に行うために独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言又は専門家の派遣を受けることが必要な場合において、認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務に関する情報

第一百三十条・第一百三十二条 （略）

（中小企業信用保険法の特例）

第一百三十二条 認定支援機関であつて、特定中小企業再生支援事業（中小企業再生支援業務に係る事業であつて、中小企業再生支援協議会の決定を経たものをいう。）の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定支援機関を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百三十九条に規定する特定中小企業再生支援事業の実施に必要な資金の「借り入れ」とする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う再生支援業務）

第百四十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業の活力の再生を支援するため、次に掲げる業務を行う。

一 （略）

二 第百三十四条第二項第一号から第四号までに掲げる業務を行うこと。

三・四 （略）

第六章 雜則

第一百四十二条 （略）

（雇用の安定等）

第一百四十二条 認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者（以下この条及び第一百四十六条において「認定事業者」という。）は、認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画に従つて事業再編又は特別事業再編を実施するに当たつては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2～5 （略）

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百三十二条に規定する特定中小企業再生支援事業の実施に必要な資金の「借り入れ」とする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う再生支援業務）

第百三十三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業の活力の再生を支援するため、次に掲げる業務を行う。

一 （略）

二 第百二十七条第二項第一号から第四号までに掲げる業務を行うこと。

三・四 （略）

第六章 雜則

第一百三十四条 （略）

（雇用の安定等）

第一百三十五条 認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者（以下この条及び第一百三十九条において「認定事業者」という。）は、認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画に従つて事業再編又は特別事業再編を実施するに当たつては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2～5 （略）

第一百四十三条・第一百四十四条 (略)

第一百三十六条・第一百三十七条 (略)

(指定金融機関等に対する報告の徴収等)

第一百四十五条 (略)

2| 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとき

きは、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関から技術等情報漏えい防止措置認証業務に關し報告をさせ、又はその職員に、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3| (略)

4| 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す

証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5| 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第一百四十六条 (略)

(主務大臣等)

第一百四十七条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣とする。

一〇五 (略)

六 技術等情報漏えい防止措置に関する事項 促進指針の対象

(指定金融機関等に対する報告の徴収等)

第一百三十八条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関から事業再編促進業務に關し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(新設)

3| (略)

4| 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す

証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4| 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第一百三十九条 (略)

(主務大臣等)

第一百四十条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣とする。

一〇五 (略)

(新設)

となる事業者の事業を所管する大臣及び経済産業大臣

七 特定政府出資会社の株式の機構に対する譲受けの求めに關する事項

八 特定政府出資会社の設立を認可した大臣

2・3 (略)

(新設)

六 (略)

第一百四十八条～第一百五十条 (略)

第七章 罰則

第一百五十二条～第一百五十四条 (略)

第七章 罰則

第一百四十六条～第一百四十八条 (略)

第一百四十三条～第一百四十五条 (略)

第一百五十三条 第百五十一条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 (略)

(削る)

第一百五十四条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第九十三条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百五十五条 第百四十五条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨

第一百四十八条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第八十九条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百四十九条 第百三十八条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨

げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第一百五十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 第百四十四条第一項、第二項又は第四項から第六項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第百四十五条第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（削る）

第一百五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

第一百五十八条・第一百五十九条 （略）

第一百六十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役は、百万円以下の

げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第一百五十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 第百三十七条第一項、第二項又は第四項から第六項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第百三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第一百五十二条 削除

第一百五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、**第一百五十五条**の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

第一百五十三条・第一百五十四条 （略）

第一百五十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役は、百万円以下

過料に処する。

一 第八十三条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

二 第八十三条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかつたとき。

三 第九十九条第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

四 第百一条第三項の規定に違反して、業務を行つたとき。

五 第百三条第二項又は第百五条第一項の規定に違反して、資金供給の認可を受けなかつたとき。

六 第百六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 第百八条第二項又は第百十条第一項の規定に違反して、経済産業大臣に通知をしなかつたとき。

八 第百十四条第一項の規定に違反して、株式の譲渡の認可を受けなかつたとき。

九 第百十六条第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

十 第百十八条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

十一 第百二十一条第二項の規定による命令に違反したとき。

第一百六十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違

の過料に処する。

一 第七十九条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

二 第七十九条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかつたとき。

三 第九十五条第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

四 第九十七条第二項の規定に違反して、業務を行つたとき。

(新設)

五 第九十九条第二項又は第一百一条第一項の規定に違反して、経済産業大臣に通知をしなかつたとき。

(新設)

六 第百三条第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

七 第百五条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

八 第百七条第二項の規定による命令に違反したとき。

(新設)

反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第百二十条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第百二十条第一項の規定に違反して、公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第一百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第七十九条の規定に違反して、技術等情報漏えい防止措置認証業務に關し、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関であると明らかに誤認されるおそれのある表示をした者
- 二 第八十五条第二項の規定に違反して、その名称中に産業革新投資機構という文字を用いた者

第一百五十六条 第八十五条第二項の規定に違反して、その名称中に産業革新機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

（新設）

（新設）

○中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

目次

第一章 総則（第一条～第三条）

第二章 創業及び新規中小企業の事業活動の促進（第四条～第七条）

第三章 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進並びに中小企業等の経営力向上

第一節 経営革新（第八条・第九条）

第二節 異分野連携新事業分野開拓（第十条・第十一條）

第三節 経営力向上（第十二条～第十七条）

第四節 支援措置（第十八条～第二十五条）

第五節 支援体制の整備（第二十六条～第四十二条）

第四章 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備

第一節 新技術を利用した事業活動の支援（第四十三条～第四十八条）

第二節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備（第四十九条～第五十四条）

第三節 雜則（第五十五条）

第五章 雜則（第五十六条～第六十三条）

第六章 罰則（第六十四条）

附則

第一章 総則

現 行

目次

第一章 総則（第一条～第三条）

第二章 創業及び新規中小企業の事業活動の促進（第四条～第七条）

第三章 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進並びに中小企業等の経営力向上

第一節 経営革新（第八条・第九条）

第二節 異分野連携新事業分野開拓（第十条・第十一條）

第三節 経営力向上（第十二条～第十五条规定）

第四節 支援措置（第十六条～第二十条）

第五節 支援体制の整備（第二十一条～第三十条）

第四章 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備

第一節 新技術を利用した事業活動の支援（第三十一条～第三十六条）

第二節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備（第三十七条～第四十二条）

第三節 雜則（第四十三条规定）

第五章 雜則（第四十四条～第五十一条）

第六章 罰則（第五十二条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 (略)

(定義)

第二条 (略)

2 ～ 9
(略)

10 この法律において「経営力向上」とは、事業者が、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能力の向上のための情報システムの構築その他の方法であつて、現に有する経営資源又は次に掲げるいずれかの措置（以下「事業承継等」という。）により他の事業者から取得した又は提供された経営資源を高度に利用するものを導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいう。

一 吸収合併（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社及び同項第一号に規定する吸収合併消滅会社が中小企業者等である場合に限る。）により当該吸収合併存続会社となり、当該吸収合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

二 新設合併（会社法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社及び同項第一号に規定する新設合併消滅会社が中小企業者等である場合に限る。）により当該新設合併設立会社を設立し、当該新設合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

(目的)

第一条 (略)

(定義)

第二条 (略)

2 ～ 9
(略)

10 この法律において「経営力向上」とは、事業者が、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能力の向上のための情報システムの構築その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいう。

三 吸収分割（会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社及び同法第七百五十八条第一項第一号に規定する吸収分割会社が中小企業者等である場合に限る。）により当該吸収分割承継会社となり、当該吸収分割会社がその事業に関する有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

四 新設分割（会社法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社及び同項第五号に規定する新設分割会社が中小企業者等である場合に限る。）により当該新設分割設立会社を設立し、当該新設分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

五 株式交換（会社法第七百六十七条规定する株式交換完全親会社及び同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社が中小企業者等である場合に限る。）により当該株式交換完全親会社となり、当該株式交換完全子会社の発行済株式の全部又は一部を承継すること。

六 株式移転（会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社及び同項第五号に規定する株式移転完全子会社が中小企業者等である場合に限る。）により当該株式移転完全子会社となり、その発行済株式の全部を当該株式移転設立完全親会社に取得させること。

七 事業又は資産の譲受け（中小企業者等が他の中小企業者等から譲り受けの場合に限る。）

八 他の中企業者等の株式又は持分の取得（中小企業者等による当該取得によって当該他の中小企業者等が当該中小企業者等の関係事業者（他の事業者がその経営を実質的に支配していると認められているものとして主務省令で定める関係を

有するものをいう。)となる場合に限る。)

九 事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律

第一百八十一号）第三条第一号に掲げる事業協同組合をいう。）

）、企業組合（同条第四号に掲げる企業組合をいう。）、協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第一百八十五号）第三条第一項第七号に掲げる協業組合をいう。）の設立

11 この法律において「承継等中小企業者等」とは、中小企業者等が事業承継等（前項第一号から第四号までに掲げる措置及び同項第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。次項及び第十三条第四項、第十四条第三項並びに第二十三条第一項及び第二項において同じ。）を行う場合における当該中小企業者等をいう。

12 この法律において「被承継等中小企業者等」とは、承継等中小企業者等が他の中小企業者等から、事業承継等を行う場合における当該他の中小企業者等をいう。

(新設)

13 この法律において「事業再編投資」とは、投資事業有限责任組合（投資事業有限责任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限责任組合をいう。第十六条第一項及び第十七条第一項において同じ。）が行う中小企業者等に対する投資事業（主として経営力向上（事業承継等を行うものに限る。）を図る中小企業者等に対するものであることその他の経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。）であつて、当該中小企業者等に対する経営資源を高度に利用する方法に係る指導を伴うことが確実であると見込まれるものとして経済産業省令で定めるものをいう。

(新設)

16| 14|
• 15| (略)

この法律において「新事業支援機関」とは、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第四十九条第一項において「指定都市」という。）の区域において、新たな事業活動を行う者に対しても、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場等に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上の促進、資金の融通の円滑化その他の支援の事業（以下「支援事業」という。）を行う者であつて、第四十九条第一項に規定する事業環境整備構想において定められるものをいう。

17| (略)

(基本方針)
第三条 (略)

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)
二 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進並びに中小企業等の経営力向上に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 経営力向上に関する次に掲げる事項

(1) (3) (略)
事業再編投資の内容に関する事項
事業再編投資の実施方法に関する事項

(6) (4) (5) (1) (3) (略)
その他事業再編投資の促進に当たつて配慮すべき事項

二 経営革新及び異分野連携新事業分野開拓並びに経営力向上の支援体制の整備に関する次に掲げる事項

13| 11|
• 12| (略)

この法律において「新事業支援機関」とは、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第三十七条において「指定都市」という。）の区域において、新たな事業活動を行う者に対して、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場等に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上の促進、資金の融通の円滑化その他の支援の事業（以下「支援事業」という。）を行う者であつて、第三十七条第一項に規定する事業環境整備構想において定められるものをいう。

14| (略)

(基本方針)
第三条 (略)

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)
二 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進並びに中小企業等の経営力向上に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 経営力向上に関する次に掲げる事項

(1) (3) (略)

(新設)
(新設)
(新設)

二 経営革新及び異分野連携新事業分野開拓並びに経営力向上の支援体制の整備に関する次に掲げる事項

	(1) 経営革新等支援業務（第二十六条第一項に規定する経営革新等支援業務をいう。以下この号において同じ。）の内容に関する事項
(2) (略)	(2) (3) (略)
(3) (略)	(4) (2) (3) (略)
(4) (2) (3) (略)	(4) (2) (3) (略)
(5) (6) (略)	(5) (6) (略)
(6) (略)	(6) (略)
(7) (8) (9)	(7) (8) (9)
(8) 情報処理支援業務の実施体制に関する事項 情報処理支援業務の実施に当たって配慮すべき事項	(8) 情報処理支援業務（第三十八条第一項に規定する情報処理支援業務をいう。以下この号において同じ。）の内容に関する事項
(9) 情報処理支援業務の実施体制に関する事項 情報処理支援業務の実施に当たって配慮すべき事項	(9) 情報処理支援業務（第三十八条第一項に規定する情報処理支援業務をいう。以下この号において同じ。）の内容に関する事項
三 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に関する次に掲げる事項	三 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に関する次に掲げる事項
イ (略)	イ (略)
ロ 次に掲げる事項につき、第四十九条第一項に規定する事業環境整備構想の指針となるべきもの	ロ 次に掲げる事項につき、第三十七条第一項に規定する事業環境整備構想の指針となるべきもの
(1) (2) (略)	(1) (2) (略)
3 · 4 (略)	3 · 4 (略)
第二章 創業及び新規中小企業の事業活動の促進	第二章 創業及び新規中小企業の事業活動の促進
第四条（第七条）(略)	第四条（第七条）(略)

	(1) 経営革新等支援業務（第二十一条第一項に規定する経営革新等支援業務をいう。以下この号において同じ。）の内容に関する事項
(2) (3) (略)	(2) (3) (略)
(3) (略)	(4) (2) (3) (略)
(4) (2) (3) (略)	(4) (2) (3) (略)
(5) (6) (略)	(5) (6) (略)
(6) (略)	(6) (略)
(7) (8) (9)	(7) (8) (9)
(8) 情報処理支援業務の実施体制に関する事項 情報処理支援業務の実施に当たって配慮すべき事項	(8) 情報処理支援業務（第三十八条第一項に規定する情報処理支援業務をいう。以下この号において同じ。）の内容に関する事項
(9) 情報処理支援業務の実施体制に関する事項 情報処理支援業務の実施に当たって配慮すべき事項	(9) 情報処理支援業務（第三十八条第一項に規定する情報処理支援業務をいう。以下この号において同じ。）の内容に関する事項
三 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に関する次に掲げる事項	三 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に関する次に掲げる事項
イ (略)	イ (略)
ロ 次に掲げる事項につき、第三十七条第一項に規定する事業環境整備構想の指針となるべきもの	ロ 次に掲げる事項につき、第三十七条第一項に規定する事業環境整備構想の指針となるべきもの
(1) (2) (略)	(1) (2) (略)
3 · 4 (略)	3 · 4 (略)
第二章 創業及び新規中小企業の事業活動の促進	第二章 創業及び新規中小企業の事業活動の促進
第四条（第七条）(略)	第四条（第七条）(略)

拓の促進並びに中小企業等の経営力向上

拓の促進並びに中小企業等の経営力向上

第一節 経営革新

第一節 経営革新

第八条・第九条 (略)

第八条・第九条 (略)

第二節 異分野連携新事業分野開拓

第二節 異分野連携新事業分野開拓

(異分野連携新事業分野開拓計画の認定)

(異分野連携新事業分野開拓計画の認定)

第十条 (略)

第十条 (略)

2 異分野連携新事業分野開拓計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 異分野連携新事業分野開拓を共同で行う中小企業者（複数）の中小企業者がそれぞれの中、外の中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で異分野連携新事業分野開拓を行おうとする場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。第五号において同じ。）以外の事業者（以下この項において「大企業者」という。）がある場合又は異分野連携新事業分野開拓の実施に協力する大学その他の研究機関、独立行政法人、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第三十二条において同じ。）その他の者（以下この項において「協力者」という。）がある場合は、当該大企業者又は協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三〇六 (略)

三〇六 (略)

二 異分野連携新事業分野開拓を共同で行う中小企業者（複数）の中小企業者がそれぞれの中、外の中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で異分野連携新事業分野開拓を行おうとする場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。第五号において同じ。）以外の事業者（以下この項において「大企業者」という。）がある場合又は異分野連携新事業分野開拓の実施に協力する大学その他の研究機関、独立行政法人、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第二十四条において同じ。）その他の者（以下この項において「協力者」という。）がある場合は、当該大企業者又は協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

3 (略)

第十二条 (略)

第三節 経営力向上

第十二条 (略)

(経営力向上計画の認定)

第十三条 (略)

2 経営力向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 経営力向上の内容及び実施時期（事業承継等を行う場合にあつては、その実施時期を含む。）

四・五 (略)

3 前項第五号の「経営力向上設備等」とは、商品の生産若しく

は販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。第三十八条第一項並びに第五十二条第二項及び第三項において「情報処理促進法」という。）第二条第二項に規定するプログラムをいう。第五十二条第一項第一号において同じ。）であつて、経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものをいう。

4 第二項第三号に掲げる事項には、特定許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等

3 (略)

第十二条 (略)

第三節 経営力向上

第十二条 (略)

(経営力向上計画の認定)

第十三条 (略)

2 経営力向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 経営力向上の内容及び実施時期

四・五 (略)

(新設)

(新設)

であつて、それに基づく地位を被承継等中小企業者等が有する場合において当該地位が承継等中小企業者等に承継されることが経営力向上の円滑化に特に資するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に基づく被承継等中小企業者等の地位であつて、当該経営力向上のために事業承継等により当該承継等中小企業者等が承継しようとするものを記載することができ

る。

5| 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る経営力向上計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 第二項第一号から第三号までに掲げる事項が事業分野別指針（当該経営力向上計画に係る事業分野における事業分野別指針が定められていない場合にあつては、基本方針）に照らして適切なものであること。

二 第二項第三号から第五号までに掲げる事項が経営力向上を確実に遂行するため適切なものであること。

（削る）

3| 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る経営力向上計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が事業分野別指針（当該経営力向上計画に係る事業分野における事業分野別指針が定められていない場合にあつては、基本方針）に照らして適切なものであること。

二 前項第三号から第五号までに掲げる事項が経営力向上を確実に遂行するため適切なものであること。

4|

第二項第五号の「経営力向上設備等」とは、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。第四十条第一項第一号において同じ。）であつて、経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものをいう。

6| 主務大臣は、経営力向上計画に第四項に規定する特定許認可

等に基づく被承継等中小企業者等の地位が記載されている場合において、第一項の認定をしようとするときは、当該特定許認可等をした行政庁に協議し、その同意を得るものとする。

7

行政庁は、主務大臣及び第一項の認定の申請を行つた者に対し、前項の同意に必要な情報の提供を求めることができる。

(新設)

8 行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、第六項の同意をするかどうかを判断するものとする。

(新設)

9 前三項に定めるもののほか、第六項の同意に関し必要な事項は、政令で定める。

(経営力向上計画の変更等)

第十四条 (略)

3 | 2 (略)

3 | 2 (略)

主務大臣は、認定経営力向上計画に従つて事業承継等が行われる前に第一項の規定による変更の認定の申請がされ、かつ、その変更が次の各号のいずれかに該当するものである場合において、同項の認定をしようとするときは、当該各号に定める行政府に協議し、その同意を得るものとする。

一 前条第六項の規定による同意を得てした同条第一項の認定に係る経営力向上計画の変更 同条第六項に規定する行政庁（当該変更が特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位の全部又は一部の記載を削除しようとするものである場合においては、当該削除に係る特定許認可等をした行政府を除く。）

二 新たに特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位を記載しようとする変更 当該特定許認可等をした行政庁

4 | 前条第五項の規定は第一項の認定について、同条第七項から第九項までの規定は前項の同意について、それぞれ準用する。

(経営力向上計画の変更等)

第十四条 (略)

(新設)

前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(協力の要請)

第十五条 主務大臣は、前二条の規定の施行のために必要があると認めるときは、第三十四条第二項に規定する認定事業分野別経営力向上推進機関に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(事業再編投資計画の認定)

第十六条 事業再編投資を行おうとする投資事業有限責任組合は、事業再編投資に関する計画（以下この条及び次条において「事業再編投資計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めることにより、経済産業大臣に提出して、その事業再編投資計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 事業再編投資計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業再編投資の内容及び実施時期
- 二 事業再編投資を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 | 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る事業再編投資計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
① 前項第一号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。
② 前項各号に掲げる事項が事業再編投資を確実に遂行するためには適切なものであること。

(協力の要請)

第十五条 主務大臣は、前二条の規定の施行のために必要があると認めるときは、第二十六条第二項に規定する認定事業分野別経営力向上推進機関に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めるることができる。

(新設)

(事業再編投資計画の変更等)

第十七条 前条第一項の認定を受けた投資事業有限責任組合（以下「認定事業再編投資組合」という。）は、当該認定に係る事業再編投資計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならぬ。

2 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る事業再編投資計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業再編投資計画」という。）に従つて事業再編投資が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

第四節 支援措置

(中小企業信用保険法の特例)

第十八条 中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、経営革新関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認経営革新事業（承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業をいう。以下同じ。）に必要な資金に係るもの）をいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法

(新設)

(中小企業信用保険法の特例)

第十六条 中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、経営革新関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認経営革新事業（承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業をいう。以下同じ。）に必要な資金に係るもの）をいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法

の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が
(略)	中小企業等経営強化法第十八条第一項に規定する経営革新関連保証（以下「経営革新関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
(略)	中小企業等経営強化法第十八条第一項に規定する経営革新関連保証（以下「経営革新関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
(略)	中小企業等経営強化法第十八条第一項に規定する経営革新関連保証（以下「経営革新関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ

2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険（以下「海外投資関係保険」という。）の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第十八条第一項に規定する承認経営革新事業に必要な資金（以下「経営革新事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるの

の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が
(略)	中小企業等経営強化法第六条第一項に規定する経営革新関連保証（以下「経営革新関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
(略)	中小企業等経営強化法第六条第一項に規定する経営革新関連保証（以下「経営革新関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
(略)	中小企業等経営強化法第六条第一項に規定する経営革新関連保証（以下「経営革新関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ

2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険（以下「海外投資関係保険」という。）の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第十八条第一項に規定する承認経営革新事業に必要な資金（以下「経営革新事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるの

は「六億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

3 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第十八条第一項に規定する承認経営革新事業に必要な資金（以下「経営革新事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

4 普通保険、無担保保険、特別小口保険又は中小企業信用保険法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険（以下「流動資産担保保険」という。）の保険関係であつて、異分野連携新事業分野開拓関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証であつて、認定異分野連携新事業分野開拓事業（認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業をいう。以下同じ。）に必要な資金に係るもの）をいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用に

は「六億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

3 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する承認経営革新事業に必要な資金（以下「経営革新事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

4 普通保険、無担保保険、特別小口保険又は中小企業信用保険法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険（以下「流動資産担保保険」という。）の保険関係であつて、異分野連携新事業分野開拓関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証であつて、認定異分野連携新事業分野開拓事業（認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業をいう。以下同じ。）に必要な資金に係るもの）をいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用に

ついては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が
八条第四項に規定する異分野連携新事業分野開拓関連保証（以下「異分野連携新事業分野開拓関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	中小企業等経営強化法第十一条第六項に規定する異分野連携新事業分野開拓関連保証（以下「異分野連携新事業分野開拓関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ

5 海外投資関係保険の保険関係であつて、異分野連携新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三億円」とあるのは「四億円（中小企業等経営強化法第十八条第四項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓事業に必要な資金（以下「異分野連携新事業分野開拓事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保

ついては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が
六条第四項に規定する異分野連携新事業分野開拓関連保証（以下「異分野連携新事業分野開拓関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	中小企業等経営強化法第十一条第六項に規定する異分野連携新事業分野開拓関連保証（以下「異分野連携新事業分野開拓関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ

5 海外投資関係保険の保険関係であつて、異分野連携新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三億円」とあるのは「四億円（中小企業等経営強化法第十六条第四項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓事業に必要な資金（以下「異分野連携新事業分野開拓事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保

険関係については、「二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

6 新事業開拓保険の保険関係であつて、異分野連携新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業等経営強化法第十八条第四項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓事業に必要な資金（以下「異分野連携新事業分野開拓事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

7 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定経営力向上事業（認定経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業をいう。以下同じ。）に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものに係るもの）を受

険関係については、「二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

6 新事業開拓保険の保険関係であつて、異分野連携新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業等経営強化法第十六条第四項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓事業に必要な資金（以下「異分野連携新事業分野開拓事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

7 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定経営力向上事業（認定経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業をいう。以下同じ。）に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものに係るもの）を受

けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	中小企業等経営強化法第十八条第七項に規定する経営力向上関連保証（以下「経営力向上関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

8 海外投資関係保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第十八条第七項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金（以下「経営力向上事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」

8 海外投資関係保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第十六条第七項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金（以下「経営力向上事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」

けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	中小企業等経営強化法第六条第七項に規定する絏營力向上関連保証（以下「絏營力向上関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

とあるのは「六億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

9 新事業開拓保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第十八条第七項）に規定する認定経営力向上事業に必要な資金（以下「経営力向上事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

10・11 （略）

第十九条・第二十条 （略）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う経営力向上促進業務及び事業再編投資円滑化業務）

第二十一条 （略）

2 中小企業基盤整備機構は、事業再編投資を円滑化するため、認定事業再編投資組合が認定事業再編投資計画に従つて事業再

とあるのは「六億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

9 新事業開拓保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第十六条第七項）に規定する認定経営力向上事業に必要な資金（以下「経営力向上事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

10・11 （略）

第十七条・第十八条 （略）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う経営力向上促進業務）

第十九条 （略）
(新設)

編投資を実施するために必要な資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

（食品流通構造改善促進法の特例）

第二十二条（略）

2 前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項 第一号	第十八条第一項、第十九条及び第二十条 第一項第一号	第十四条第一项	第十三条第一项
第十二条各号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務 又は中小企業等経営強化法 第二十二条第一項各号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及 び中小企業等経営強化法（ 平成十一年法律第十八号）
第十二条各号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務 又は中小企業等経営強化法 第二十二条第一項各号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及 び中小企業等経営強化法（ 平成十一年法律第十八号）

（食品流通構造改善促進法の特例）

第二十条（略）

2 前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項 第一号	第十八条第一項、第十九条及び第二十条 第一項第一号	第十四条第一项	第十三条第一项
第十二条各号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務 又は中小企業等経営強化法 第二十二条第一項各号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及 び中小企業等経営強化法（ 平成十一年法律第十八号）
第十二条各号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務 又は中小企業等絏営強化法 第二十二条第一項各号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及 び中小企業等絏営強化法（ 平成十一年法律第十八号）

第二十三条第一号		第二十三条第一号		第二十一条第一号	(略)
第十九条	(略)	第十八条第一項	第十三条第一項、第十四条第一項	第十四条第一項	(略)
第十九条（中小企業等経営強化法第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	(略)	第十八条第一項（中小企業等経営強化法第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）	第十三条第一項、第十四条第一項	第十四条第一項（中小企業等経営強化法第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	(略)

第二十三条第一号		第二十三条第一号		第二十一条第一号	(略)
第十九条	(略)	第十八条第一項	第十三条第一項、第十四条第一項	第十四条第一項	(略)
第十九条（中小企業等経営強化法第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	(略)	第十八条第一項（中小企業等経営強化法第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）	第十三条第一項、第十四条第一項	第十四条第一項（中小企業等経営強化法第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	(略)

(特定許認可等に基づく地位の承継等)

第二十三条 認定経営力向上計画（事業承継等に係る事項の記載があるものに限る。）に第十三条第四項の特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位が記載されている場合において、当該認定経営力向上計画に従つて事業承継等が行われたときは、承継等中小企業者等は、当該特定許認可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位を承継する。

2 承継等中小企業者等は、当該認定経営力向上計画に従つて事業承継等を行つたときは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により承継等中小企業者等が特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位を承継した場合において、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を当該特定許認可等に係る行政庁に通知するものとする。

4 この法律に定めるもののほか、特定許認可等に基づく地位の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

(中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例)

第二十四条 中小企業者が認定経営力向上計画（事業承継等（第二条第十項第九号に掲げる措置に限る。）に係る事項の記載があるものに限る。）に従つて当該認定の日から二月を経過する

(新設)

(新設)

日までに当該認定に係る事業協同組合、企業組合及び協業組合を設立する場合における中小企業等協同組合法第二十四条第一項及び中小企業団体の組織に関する法律第五条の十五第一項の適用については、これらの規定中「四人以上」とあるのは、「三人以上」とする。

(事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等)

第二十五条 認定経営力向上計画に記載された被承継等中小企業者等であつて株式会社であるもの（以下この項及び第四項において単に「会社」という。）は、認定経営力向上計画（事業承継等（第二条第十項第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。）に係る事項の記載があるものに限る。）に従つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当該会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該会社に対して有しないこととなる者をいう。第三項及び第四項において同じ。）に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

前項の期間は、一月を下つてはならない。

第一項に規定する催告を受けた特定債権者が同項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該特定債権者は、当該事業の全部又は一部の譲渡を承認したものとみなす。

3 | 2 |

(新設)

特定債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該会社は弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を當む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業の全部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第五節 支援体制の整備

第二十六条 (略)

(欠格条項)

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
- 二 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
- 三 心身の故障により経営革新等支援業務を適正に行うこと�이できない者として主務省令で定めるもの
- 四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- 五 第三十一条の規定により認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
- 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三

第五節 支援体制の整備

第二十一条 (略)

(新設)

年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）

七 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（認定の更新）

第二十八条 第二十六条第一項の認定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
2 第二十六条第一項及び第三項並びに前条の規定は、前項の認定の更新に準用する。

（廃止の届出）

第二十九条 認定経営革新等支援機関は、その認定に係る業務を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第三十条 （略）

（認定の取消し）

第三十一条 主務大臣は、認定経営革新等支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。
一 第二十七条各号（第五号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

（新設）

第二十二条 （略）

（新設）

（認定の取消し）

第二十三条 主務大臣は、認定経営革新等支援機関が前条の規定による命令に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

（新設）

二 前条の規定による命令に違反したとき。

三 不正の手段により第二十六条第一項の認定又は第二十八条

第一項の認定の更新を受けたことが判明したとき。

(中小企業信用保険法の特例)

第三十二条 第二十六条第一項の規定による認定を受けた一般社団法人（その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。）、一般財團法人（その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）又は特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限り、かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）であつて、経営革新等支援業務の実施に必要な資金に係る同法第三条第一項又は第三条の二第二項に規定する債務の保証を受けたもの（以下この条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「中小企業等経営強化法第三十二条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第二十六条第一項に規定する経営革新等支援業務の実施に必要な資金の借り入れ」とする。

第三十三条・第三十四条 （略）

(新設)

(中小企業信用保険法の特例)

第二十四条 第二十一条第一項の規定による認定を受けた一般社団法人（その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。）、一般財團法人（その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）又は特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限り、かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）であつて、経営革新等支援業務の実施に必要な資金に係る同法第三条第一項又は第三条の二第二項に規定する債務の保証を受けたもの（以下この条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「中小企業等経営強化法第三十二条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第二十一条第一項に規定する経営革新等支援業務の実施に必要な資金の借り入れ」とする。

第二十五条・第二十六条 （略）
(改善命令)

(削る)

第二十七条 主務大臣は、事業分野別指針に照らし認定事業分野別経営力向上推進機関の事業分野別経営力向上推進業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定事業分野別経営力向上推進機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(削る)

第三十五条 (略)

(認定事業分野別経営力向上推進機関に対する能力開発事業としての助成及び援助)

第三十六条 政府は、経営力向上を行おうとする中小企業者等の雇用する労働者の能力の開発及び向上を図るため、認定事業分野別経営力向上推進機関(第三十四条第二項第一号に掲げる業務のうち労働者の知識及び技能の向上に係るものを行う場合に限る。)に対して、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うことができる。

(準用)

第三十七条 第二十七条から第三十一条までの規定は、認定事業分野別経営力向上推進機関について準用する。この場合において

(認定の取消し)

第二十八条 主務大臣は、認定事業分野別経営力向上推進機関が前条の規定による命令に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

第二十九条 (略)

(認定事業分野別経営力向上推進機関に対する能力開発事業としての助成及び援助)

第三十条 政府は、経営力向上を行おうとする中小企業者等の雇用する労働者の能力の開発及び向上を図るため、認定事業分野別経営力向上推進機関(第二十六条第二項第一号に掲げる業務のうち労働者の知識及び技能の向上に係るものを行う場合に限る。)に対して、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うことができる。

(新設)

て、第二十七条第三号及び第三十条中「経営革新等支援業務」とあるのは「事業分野別経営力向上推進業務」と、同条中「基本方針」とあるのは「事業分野別指針」と読み替えるものとする。

(認定情報処理支援機関)

第三十八条 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を行う者であつて、情報処理（情報処理促進法第二条第一項に規定する情報処理をいう。以下同じ。）に関する高度な知識及び経験を有するもののうち、次項に規定する業務（以下「情報処理支援業務」という。）を行うものであつて、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、情報処理支援業務を行ふ者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者（以下「認定情報処理支援機関」という。）は、経営能率の相当程度の向上を行おうとする中小企業者等に対する情報処理を行う方法（サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第四十条において同じ。）の確保を含む。）に係る指導、助言、情報の提供その他的情報処理に関する支援を行うものとする。

3 第一項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(新設)

二 事務所の所在地

三 情報処理支援業務に関する次に掲げる事項

イ 情報処理支援業務の内容

ロ 情報処理支援業務の実施体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

4

認定情報処理支援機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更（経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（中小企業信用保険法の特例）

第三十九条 前条第一項の規定による認定を受けた一般社団法人（その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。）又は一般財団法人（その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）であつて、情報処理支援業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの（以下この条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「中小企業等経営強化法第三十九条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第三十八条第一項に規定する情報

（新設）

「処理支援業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(独立行政法人情報処理推進機構の行う認定情報処理支援機関協力業務)

第四十条 独立行政法人情報処理推進機構（第五十二条及び第五十三条において「情報処理推進機構」という。）は、認定情報処理支援機関の依頼に応じて、その情報処理支援業務の実施に当たつてのサイバーセキュリティの確保に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

(中小企業基盤整備機構の行う認定情報処理支援機関協力業務)

第四十一条 中小企業基盤整備機構は、認定情報処理支援機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他情報処理支援業務の実施に關し必要な協力の業務を行う。

(準用)

(新設)

第四十二条 第二十七条から第三十一条までの規定は、認定情報処理支援機関について準用する。この場合において、第二十七条第三号及び第三十条中「経営革新等支援業務」とあるのは「情報処理支援業務」と、第二十七条第三号及び第二十九条中「主務省令」とあるのは「経済産業省令」と、第二十八条第一項中「五年」とあるのは「三年」と、第二十九条から第三十一条までの規定中「主務大臣」とあるのは「経済産業大臣」と読み替えるものとする。

第一節 新技術を利用した事業活動の支援

第四十三条～第四十六条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第四十七条 新事業開拓保険の保険関係であつて、特定新技術事業活動関連保証（中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する債務の保証であつて、特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金に係るもの）を受けて了、中小企業者に係るものについての同項及び同法第三条の八第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第二条第十五項に規定する特定補助金等（以下「特定補助金等」という。）に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

2 (略)

第一節 新技術を利用した事業活動の支援

第三十一条～第三十四条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第三十五条 新事業開拓保険の保険関係であつて、特定新技術事業活動関連保証（中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する債務の保証であつて、特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金に係るもの）を受けて了、中小企業者に係るものについての同項及び同法第三条の八第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第二条第十二項に規定する特定補助金等（以下「特定補助金等」という。）に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

2 (略)

第四十八条 (略)

第二節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備

第四十九条～第五十一条 (略)

(情報処理推進機構の行う情報関連人材育成推進業務)

第五十二条 情報処理推進機構は、新たな事業活動を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 情報処理に関して必要な知識及び技能の向上を図る事業であつて、プログラムの作成又は電子計算機の利用に係る能力を開発し、向上させるものとして経済産業省令・厚生労働省令で定めるもの（以下この節において「情報関連人材育成事業」という。）を行う新事業支援機関に対する次のイ及びロの業務

イ・ロ (略)

二・三 (略)

2 前項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第三十五条第二項中「又は第四十六条第一項の信用基金に充てるため」とあるのは、「第四十六条第一項の信用基金に充てるため」とあるのは、「第四十六条第一項の信用基金に充てるため」とあるのは、「第四十六条第一項の信用基金に充てるため又は中小企業等経営強化法第五十二条第一項第一号イに掲げる業務（以下「教材開発業務」という。）に必

第三十六条 (略)

第二節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備

第三十七条～第三十九条 (略)

(独立行政法人情報処理推進機構の行う情報関連人材育成推進業務)

第四十条 独立行政法人情報処理推進機構（以下この節において「情報処理推進機構」という。）は、新たな事業活動を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 情報処理（情報処理の促進に関する法律（次項及び第三項において「情報処理促進法」という。）第二条第一項に規定する情報処理をいう。次条において同じ。）に関して必要な知識及び技能の向上を図る事業であつて、プログラムの作成又は電子計算機の利用に係る能力を開発し、向上させるものとして経済産業省令・厚生労働省令で定めるもの（以下この節において「情報関連人材育成事業」という。）を行う新事業支援機関に対する次のイ及びロの業務

イ・ロ (略)

二・三 (略)

2 前項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第三十五条第二項中「又は第四十六条第一項の信用基金に充てるため」とあるのは、「第四十六条第一項の信用基金に充てるため又は中小企業等経営強化法第五十二条第一項第一号イに掲げる業務（以下「教材開発業務」という。）に必

必要な資金に充てるため」と、「又は第四十六条第一項の信用基金の」とあるのは、「第四十六条第一項の信用基金又は教材開発業務に必要な資金の」と、情報処理促進法第四十七条第二項中「並びに前条第一項の信用基金に係る出資」とあるのは、「前条第一項の信用基金に係る出資並びに教材開発業務に係る出資」と、情報処理促進法第四十八条第一項中「並びに第四十六条第一項の信用基金に係る各出資者」とあるのは、「第四十六条第一項の信用基金に係る各出資者」とする。

3 第一項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第四十九条の規定にかかるらず、独立行政法人通則法第十二条の二第一項第二号、第三号及び第六号、第十九条第六項及び第九項、第十九条の二、第二十五条の二（第一項を除く。）、第二十八条第一項、第二十八条の二第一項及び第三項、第二十九条第一項及び第三項、第三十条第一項及び第三項、第三十一条第一項、第三十二条（第三項を除く。）、第三十五条（第五項を除く。）、第三十五条の三、第三十八条第一項から第三項まで、第四十五条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十六条の二（第五項を除く。）、第六十四条第一項、第六十七条（同条第一号の場合及び同条第四号の場合）（同法第三十条第一項又は第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするときに限る。）に係るものに限る。）並びに第七十一条第一項第一号、第二号及び第六号の主務大臣は経済産業大臣（中小企業等経営強化法第五十二条第一項に規定する業務（以下この項において「情報関連人材育成推進業務」という。）に係るものについては、経済

必要な資金に充てるため」と、「又は第四十六条第一項の信用基金の」とあるのは、「第四十六条第一項の信用基金又は教材開発業務に必要な資金の」と、情報処理促進法第四十七条第二項中「並びに前条第一項の信用基金に係る出資」とあるのは、「前条第一項の信用基金に係る出資並びに教材開発業務に係る出資」と、情報処理促進法第四十八条第一項中「並びに第四十六条第一項の信用基金に係る各出資者」とあるのは、「第四十六条第一項の信用基金に係る各出資者」とする。

3 第一項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第四十九条の規定にかかるらず、独立行政法人通則法第十二条の二第一項第二号、第三号及び第六号、第十九条第六項及び第九項、第十九条の二、第二十五条の二（第一項を除く。）、第二十八条第一項、第二十八条の二第一項及び第三項、第二十九条第一項及び第三項、第三十条第一項及び第三項、第三十一条第一項、第三十二条（第三項を除く。）、第三十五条（第五項を除く。）、第三十五条の三、第三十八条第一項から第三項まで、第四十五条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十六条の二（第五項を除く。）、第六十四条第一項、第六十七条（同条第一号の場合及び同条第四号の場合）（同法第三十条第一項又は第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするときに限る。）に係るものに限る。）並びに第七十一条第一項第一号、第二号及び第六号の主務大臣は経済産業大臣（中小企業等経営強化法第四十条第一項に規定する業務（以下この項において「情報関連人材育成推進業務」という。）に係るものについては、経済

産業大臣及び厚生労働大臣) とし、独立行政法人通則法第十九条第四項及び第六項第二号、第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第八号、第三十一条第一項、第三十二条第二項、第三十八条、第三十九条第一項並びに第五十条の主務省令は經濟産業省令(情報関連人材育成推進業務に係るものについては、經濟産業省令・厚生労働省令)とする。

第五十三条・第五十四条 (略)

第三節 雜則

第五十五条 (略)

第五章 雜則

第五十六条・第五十七条 (略)

(調査、指導及び助言)

第五十八条 (略)

4 経済産業大臣は、認定事業再編投資組合について、その事業再編投資の状況を把握するための調査を行うものとする。

5 (略)

8 国は、認定事業再編投資計画に従つて行われる事業再編投資の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第四十一条・第四十二条 (略)

第三節 雜則

第四十三条 (略)

第五章 雜則

第四十四条・第四十五条 (略)

(調査、指導及び助言)

第四十六条 (略)

2・3 (新設)

4 (略)

5 (6) (新設)

業大臣及び厚生労働大臣) とし、独立行政法人通則法第十九条第四項及び第六項第二号、第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第八号、第三十一条第一項、第三十二条第二項、第三十八条、第三十九条第一項並びに第五十条の主務省令は經濟産業省令(情報関連人材育成推進業務に係るものについては、經濟産業省令・厚生労働省令)とする。

(報告の徴収)

第五十九条 (略)

2 経済産業大臣は、認定事業再編投資組合に対し、認定事業再編投資計画の実施状況について報告を求めることができる。
主務大臣は、認定経営革新等支援機関又は認定事業分野別經營力向上推進機関に対し、経済産業大臣は、認定情報処理支援機関に対し、それぞれ、経営革新等支援業務若しくは事業分野別経営力向上推進業務又は情報処理支援業務の実施状況について報告を求めることができる。

第六十条 (略)

(主務大臣)

第六十一条 (略)

2 第十条第一項及び第三項（第十一条第四項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項から第三項まで、第五十八条第二項並びに第五十九条第一項（認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状況に係るものに限る。）における主務大臣は、経済産業大臣及び認定異分野連携新事業分野開拓事業を所管する大臣とする。

3 (略)

4 第十三条第一項、第五項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）、第六項及び第七項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項から第三項まで、第十五条、第二十三条第二項及び第三項、第五十八条第三項並びに第五十九条第一項（認定経営力向上計画の実施状況に係るものに限る。）における主務大臣は、認定経

(報告の徴収)

第四十七条 (略)

2 主務大臣は、認定経営革新等支援機関又は認定事業分野別經營力向上推進機関に対し、それぞれ、経営革新等支援業務又は事業分野別経営力向上推進業務の実施状況について報告を求めることができる。

第四十八条 (略)

(主務大臣)

第四十九条 (略)

2 第十条第一項及び第三項（第十一条第四項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項から第三項まで、第四十六条第二項並びに第四十七条第一項（認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状況に係るものに限る。）における主務大臣は、経済産業大臣及び認定異分野連携新事業分野開拓事業を所管する大臣とする。

3 (略)

4 第十三条第一項及び第三項（第十四条第三項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項及び第二項、第十五条、第四十六条第三項並びに第四十七条第一項（認定経営力向上計画の実施状況に係るものに限る。）における主務大臣は、認定経営力向上事業を所管する大臣とする。

のに限る。）における主務大臣は、認定経営力向上事業を所管する大臣とする。

5 第二十六条第一項、第三項及び第四項、第二十八条第二項において準用する第二十六条第一項及び第三項、第二十九条から第三十一条まで並びに第五十九条第三項（経営革新等支援業務の実施状況に係るものに限る。）における主務大臣は、経済産業大臣及び業大臣及び内閣総理大臣とする。

6 第三十四条第一項、第三項及び第四項、第三十七条において準用する第二十八条第二項において準用する第二十六条第一項及び第三項、第三十七条において準用する第二十九条及び第三十一条、第三十七条において読み替えて準用する第三十条並びに第五十九条第三項（事業分野別経営力向上推進業務の実施状況に係るものに限る。）における主務大臣は、事業分野別経営力向上推進業務に係る事業を所管する大臣とする。

7 (略)

8 第二条第十項第八号、第十三条第一項、第十四条第一項及び第二十三条第三項における主務省令は、第四項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

9 第二十六条第一項、第三項及び第四項、第二十七条第三号、第二十八条第二項において準用する第二十六条第一項及び第三項並びに第二十七条第三号並びに第二十九条における主務省令は、第五項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

10 第三十四条第一項、第三項及び第四項、第三十七条において読み替えて準用する第二十七条第三号、第三十七条において準用する第二十八条第二項において準用する第二十六条第一項及び第三項並びに第二十七条第三号並びに第三十七条において準

5 第二十二条第一項、第三項及び第四項、第二十二条、第二十三条並びに第四十七条第二項（経営革新等支援業務の実施状況に係るものに限る。）における主務大臣は、経済産業大臣及び内閣総理大臣とする。

6 第二十六条第一項、第三項及び第四項、第二十七条、第二十八号並びに第四十七条第二項（事業分野別経営力向上推進業務の実施状況に係るものに限る。）における主務大臣は、事業分野別経営力向上推進業務に係る事業を所管する大臣とする。

7 (略)

8 第十三条第一項及び第十四条第一項における主務省令は、第四項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

9 第二十二条第一項、第三項及び第四項における主務省令は、第五項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

10 第二十二条第一項、第三項及び第四項における主務省令は、第六項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

用する第二十九条における主務省令は、第六項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

11 (略)

第六十二条 (略)

(権限の委任)

第六十三条 (略)

(権限の委任)

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第六十一条第十項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第六章 罰則

第六十四条 第五十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第五十条 (略)

(権限の委任)

第五十一条 (略)

(権限の委任)

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第四十九条第十項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第六章 罰則

第五十二条 第四十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 遺留分に関する民法の特例（第三条—第十一条）
第三章 支援措置（第十二条—第十五条）
第四章 雜則（第十六条・第十七条）
附則

第一 章 総則

第一 章 総則（略）

第二 章 遺留分に関する民法の特例

第三 章 支援措置（略）

（経済産業大臣の認定）

第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に該当することについて、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 会社である中小企業者（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六

現 行

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 遺留分に関する民法の特例（第三条—第十一条）
第三章 支援措置（第十二条—第十五条）
第四章 雜則（第十六条・第十七条）
附則

第一 章 総則

第一 章 総則（略）

第二 章 遺留分に関する民法の特例

第三 章 支援措置（略）

（経済産業大臣の認定）

第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に該当することについて、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 会社である中小企業者（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六

十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。以下この項において同じ。）次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 当該中小企業者における代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、死亡したその代表者（代表者であつた者を含む。）又は退任したその代表者の資産のうち当該中小企業者の事業の実施に不可欠なものを取得するために多額の費用を要することその他の経済産業省令で定める事由が生じて、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。

ロ 当該中小企業者が、他の中小企業者の役員（当該他の中小企業者が法人である場合に限る。次号ロ及び第三号において同じ。）又は親族（他の中小企業者が法人である場合にあつては、当該他の中小企業者の代表者の親族を含む。次号ロ及び第三号において同じ。）の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることとその他経済産業省令で定める事由が生じて、ことにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行う

十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。）当該中小企業者における代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、死亡したその代表者（代表者であつた者を含む。）又は退任したその代表者の資産のうち当該中小企業者の事業の実施に不可欠なものを取得するために多額の費用を要することその他の経済産業省令で定める事由が生じて、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。

（新設）

ものであると認められること。

二 個人である中小企業者 次のイ又はロのいずれかに該当すること。

二 個人である中小企業者 他の個人である中小企業者の死亡等に起因する当該他の個人である中小企業者が當んでいた事業の経営の承継に伴い、当該他の個人である中小企業者が當んでいた事業の経営の承継に伴い、当該他の個人である中小企業者が當んでいた事業の実施に不可欠な資産のうち当該個人である中小企業者の事業の実施に不可欠なもの取得するため多額の費用を要することその他經濟産業省令で定める事由が生じているため、当該個人である中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。

イ 他の個人である中小企業者の死亡等に起因する当該他の個人である中小企業者が當んでいた事業の経営の承継に伴い、当該他の個人である中小企業者の資産のうち当該個人である中小企業者の事業の実施に不可欠なために多額の費用を要することその他經濟産業省令で定める事由が生じているため、当該個人である中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。

ロ 当該個人である中小企業者が、他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の經營を承継しようとする者を確保することが困難であることその他經濟産業省令で定める事由が生じてることにより、当該個人の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の經營の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。

三 事業を営んでいない個人 当該事業を営んでいない個人が他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業

(新設)

者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることその他経済産業省令で定める事由が生じていることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。

2

(略)

(中小企業信用保険法の特例)

第十三条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて、経営承継関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、前条第一項の認定を受けた中小企業者（同項第一号イ及び第二号イに該当する者に限る。以下この項において同じ。）の事業に必要な資金に係るものをいう。）を受けた当該中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証（以下「経営承継関連保証」という。）	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証（以下「経営承継関連保証」という。）
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証（以下「経営承継関連保証」という。）	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証（以下「経営承継関連保証」という。）

2

(略)

(中小企業信用保険法の特例)

第十三条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて、経営承継関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、前条第一項の認定を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）の事業に必要な資金に係るものと同一の事業に必要な資金に係るものをいう。）を受けた認定中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証（以下「経営承継関連保証」という。）	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する絏営承継関連保証（以下「経営承継関連保証」という。）
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する絏営承継関連保証（以下「経営承継関連保証」という。）	中小企業における絏営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する絏営承継関連保証（以下「経営承継関連保証」という。）

) に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2

前条第一項の認定を受けた中小企業者（前条第一項第一号に該当する者に限る。以下この項において同じ。）の代表者であつて、特定経営承継関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、当該代表者が経営の承継に伴い当該中小企業者以外の者から株式等を取得するための資金その他の当該代表者が必要とする資金であつて当該中小企業者の事業活動の継続に必要なものとして経済産業省令で定めるものに係るもの）を受けていたものについては、当該代表者を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条から第三条の三まで及び第四条から第八条までの規定を適用する。

3 中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて、経営承継準

る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2

認定中小企業者（前条第一項第一号に掲げる中小企業者であるものに限る。以下この項及び次条第一項において同じ。）の代表者であつて、特定経営承継関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定中小企業者の代表者が経営の承継に伴い当該認定中小企業者以外の者から株式等を取得するための資金その他の当該代表者が必要とする資金であつて当該認定中小企業者の事業活動の継続に必要なものとして経済産業省令で定めるものに係るもの）を受けていたものについては、当該代表者を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条から第三条の三まで及び第四条から第八条までの規定を適用する。

（新設）

備関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、前条第一項の認定を受けた中小企業者（同項第一号口及び第二号口に該当する者に限る。以下この項において同じ。）が他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産を取得するために必要な資金に係るもの（をいう。）を受けた当該中小企業者に係るものについての次の中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定

第三条第一項	保険価額の合計額が	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第三項に規定する経営承継準備関連保証（以下「経営承継準備関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	経営承継準備関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ

第三条の二第二項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち	経営承継準備関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
当該債務者 債務者	経営承継準備関連保証及び その他の保証ごとに、当該	

4 前条第一項の認定を受けた同項第三号に掲げる事業を営んでいない個人であつて、特定経営承継準備関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、当該事業を営んでいない個人が他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産を取得するための資金に係るもの）を受けてものについては、当該事業を営んでいない個人を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条から第三条の三まで及び第四条から第八条までの規定を適用する。

（株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例）

第十四条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一号又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条の規定にかかるわらず、第十二条第一項の認定を受けた中小企業者（同項第一号イに該当する者に限る。以

（株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例）

第十四条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一号又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条の規定にかかるわらず、認定中小企業者の代表者に対し、経営の承継に伴い当該認定中小企業者以外の者か

（新設）

下この項において同じ。)の代表者に対し、経営の承継に伴い当該中小企業者以外の者から株式等を取得するための資金その他の当該代表者が必要とする資金であつて当該中小企業者の事業活動の継続に必要なものとして経済産業省令で定めるもののうち別表の上欄に掲げる資金を貸し付けることができる。

2 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、株

(新設)

式会社日本政策金融公庫法第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条の規定にかかわらず、第十二条第一項の認定を受けた同項第三号に掲げる事業を営んでいない個人に対し、他の中企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産を取得するための資金その他の当該事業を営んでいない個人が必要とする資金であつて経済産業省令で定めるもののうち別表の上欄に掲げる資金を貸し付けることができる。

3 前二項の規定による別表の上欄に掲げる資金の貸付けは、株式会社日本政策金融公庫法又は沖縄振興開発金融公庫法の適用については、それぞれ同表の下欄に掲げる業務とみなす。

(指導及び助言)

第十五条 (略)

3 2 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者の経営の承継の円滑化のため、商工会又は商工会議所の依頼に応じて、専門家の派遣その他必要な協力の業務を行う。

ら株式等を取得するための資金その他の当該代表者が必要とする資金であつて当該認定中小企業者の事業活動の継続に必要なものとして経済産業省令で定めるもののうち別表の上欄に掲げる資金を貸し付けることができる。

2

前項の規定による別表の上欄に掲げる資金の貸付けは、株式会社日本政策金融公庫法又は沖縄振興開発金融公庫法の適用については、それぞれ同表の下欄に掲げる業務とみなす。

(指導及び助言)

第十五条 (略)

(新設)

第十六条·第十七条

(略)

第十六条·第十七条

(略)

改 正 案

第一条 （略）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「共済契約」とは、中小企業者が独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）に掛金を納付することを約し、機構がその中小企業者の取引の相手方たる事業者につき次の各号のいずれかに該当する事態（以下「倒産」という。）が生ずることに關し、この法律の定めるところにより共済金を貸し付けることを約する契約をいう。

一・二 （略）

現 行

第一条 （略）

（定義）

2 この法律において「共済契約」とは、中小企業者が独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）に掛金を納付することを約し、機構がその中小企業者の取引の相手方たる事業者につき次の各号のいずれかに該当する事態（以下「倒産」という。）が生ずることに關し、この法律の定めるところにより共済金を貸し付けることを約する契約をいう。

一・二 （略）

（新設）

三 電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第二項に規定する電子債権記録機関（同法第五十六条に規定する業務規程において金融取引の停止に係る事項を定めており、かつ、経済産業省令で定める数以上の金融機関が参加するものに限る。）において、その電子債権記録機関で電子記録債権を取り扱う金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれらの金融機関に対してされること。

四 前二号に掲げるもののほか、過大な債務を負つていてことにより事業の継続が困難となつているため債務の減免又は期限の猶予を受けることを目的とするものと認められる手続であつて、その開始日を特定することができるものとして経済

三 前二号に掲げるもののほか、過大な債務を負つていてことにより事業の継続が困難となつているため債務の減免又は期限の猶予を受けることを目的とするものと認められる手続であつて、その開始日を特定することができるものとして経済

産業省令で定めるものがされること。

3～7 (略)

第三条～第六条 (略)

(契約の解除)

第七条 (略)

2 機構は、次に掲げる場合には、共済契約を解除しなければならない。

一 共済契約者が経済産業省令で定める一定の月分以上について掛金の納付を怠つたとき（経済産業省令で定める正当な理由がある場合を除く。）。

二 (略)

3～5 (略)

第八条～第二十二条 (略)

産業省令で定めるものがされること。

3～7 (略)

第三条～第六条 (略)

(契約の解除)

第七条 (略)

2 機構は、次に掲げる場合には、共済契約を解除しなければならない。

一 共済契約者が経済産業省令で定める一定の月分以上について掛金の納付を怠つたとき。

二 (略)

3～5 (略)

第八条～第二十三条 (略)

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第二百四十七号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

目次

第一章	総則（第一条—第六条）
第二章	役員及び職員（第七条—第十四条）
第三章	業務等（第十五条—第二十五条）
第四章	雑則（第二十六条—第三十二条）
第五章	罰則（第三十三条—第三十五条）
附則	

第一章 総則

第一条～第六条 （略）

第二章 役員及び職員

第七条～第十四条 （略）

第三章 業務等

（業務の範囲）

第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一〇八 （略）

現 行

目次

第一章	総則（第一条—第六条）
第二章	役員及び職員（第七条—第十四条）
第三章	業務等（第十五条—第二十五条）
第四章	雑則（第二十六条—第三十二条）
第五章	罰則（第三十三条—第三十五条）
附則	

第一章 総則

第一条～第六条 （略）

第二章 役員及び職員

第七条～第十四条 （略）

第三章 業務等

（業務の範囲）

第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一〇八 （略）

九 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十一条第一項及び第二項の規定による債務の保証、同法第三十三条、第三十五条及び第四十一条の規定による協力並びに同法第五十四条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等を行うこと。

十九 四十四 （略）

十五 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十

二条、第十八条、第三十六条及び第五十一条の規定による債務の保証、同法第一百十七条第一項の規定による協力並びに同法第一百三十三条の規定による出資その他の業務を行うこと。

十六～二十二 （略）

二十三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十五条第二項の規定による助言及び同条第三項の規定による協力をを行うこと。

二十四・二十五 （略）

一～五 （略）

六 委託を受けて、中小企業等経営強化法第五十四条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

七・八 （略）

三・四 （略）

五 機構は、第一項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十九条第一項に規定するものに限る。）、第一項第九号に掲げる業務（中小企業等経営強化法第五十四条第一項に規定するものに限る。）及び第一項第十三号に掲げる業務については、

九 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十九条の規定による債務の保証、同法第二十五条及び第二十九条の規定による協力並びに同法第四十二条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等を行うこと。

十九 四十四 （略）

十五 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十

三条、第十九条、第三十八条及び第五十三条の規定による債務の保証、同法第一百十七条第一項の規定による協力並びに同法第一百三十三条の規定による出資その他の業務を行うこと。

十六～二十二 （略）

二十三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十五条第二項の規定による助言を行うこと。

二十四・二十五 （略）

一～五 （略）

六 委託を受けて、中小企業等経営強化法第四十二条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

七・八 （略）

三・四 （略）

五 機構は、第一項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十九条第一項に規定するものに限る。）、第一項第九号に掲げる業務（中小企業等経営強化法第四十二条第一項に規定するものに限る。）及び第一項第十三号に掲げる業務については、

地方公共団体の要請に基づき行うものとする。ただし、賃貸その他の管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

第十六条・第十七条 (略)

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 (略)

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業等経営強化法第二十一条第一項及び第二項に規定するものに限る。）、同項第十号に掲げる業務、同項第十五号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）、同項第十六号に掲げる業務及び同項第十七号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三～五 (略)

2 (略)

第十九条～第二十一条 (略)

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十九条第一項の規定によるものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業

地方公共団体の要請に基づき行うものとする。ただし、賃貸その他の管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

第十六条・第十七条 (略)

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 (略)

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業等経営強化法第十九条に規定するものに限る。）、同項第十号に掲げる業務、同項第十五号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）、同項第十六号に掲げる業務及び同項第十七号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三～五 (略)

2 (略)

第十九条～第二十一条 (略)

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十九条第一項の規定によるものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業

務（中小企業等経営強化法第五十四条第一項第一号に掲げるものに限る。）及び第十五条第一項第十九号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2～6 （略）

第二十三条～第二十五条 （略）

第四章 雜則

第二十六条～第三十二条 （略）

第五章 罰則

第三十三条～第二十五条 （略）

附 則 抄

第一条～第八条の六 （略）

（産業競争力強化法等の一部を改正する法律による改正前の産業競争力強化法に係る業務の特例）

第八条の七 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第号）の施行前

務（中小企業等経営強化法第四十二条第一項第一号に掲げるものに限る。）及び第十五条第一項第十九号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2～6 （略）

第二十三条～第二十五条 （略）

第四章 雜則

第二十六条～第三十二条 （略）

第五章 罰則

第三十三条～第三十五条 （略）

附 則 抄

第一条～第八条の六 （略）

（新設）

に機構が締結した債務保証契約に係る同法附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法第三十八条の業務及びこれに附帯する業務を行う。

第九条～第十三条の二　（略）

第十三条の三 機構は、附則第八条の五各号に掲げる業務ごとに、それぞれその業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額（附則第十四条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行つてある金額に限る。）のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

2　（略）

第十三条の四 機構は、附則第八条の七に規定する業務を終えた

後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額（次条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行つてある金額に限る。）のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

第十三条の三 機構は、附則第八条の五各号に掲げる業務ごとに、それぞれその業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額（次条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行つてある金額に限る。）のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

2　（略）

（新設）

2 附則第十三条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の

適用がある場合について準用する。

(業務の特例に係る予算等の特例)

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の七までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十九条第一	(略)	第十八条第一項第二号	(略)	第十七条第一項第三号	(略)	(略)
	(略)	附帶する業務	(略)	含む。)	(略)	(略)
	(略)	の五及び第八条の七の業務	(略)	含む。) 並びに附則第七条の業務、附則第八条の三第一号から第三号までに掲げる業務並びに附則第八条の五及び第八条の七の業務	(略)	(略)

(業務の特例に係る予算等の特例)

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の六までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十九条第一	(略)	第十八条第一項第二号	(略)	第十七条第一項第三号	(略)	(略)
	(略)	附帶する業務	(略)	含む。)	(略)	(略)
	(略)	の五の業務	(略)	含む。) 並びに附則第七条の業務、附則第八条の三第一号から第三号までに掲げる業務及び附則第八条の五の業務	(略)	(略)

第十五条 (略)	第三十五条第二号	(略)		第二十一条第一項	(略)	第二項の業務	項
	第二項	(略)	(略)	掲げる業務	(略)	第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の七まで	
	第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の七まで	(略)	(略)	掲げる業務、附則第八条の三第一号及び第三号に掲げる業務並びに附則第八条の五及び第八条の七の業務	(略)	第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の六まで	

第十五条 (略)	第三十五条第二号	(略)		第二十一条第一項	(略)	第二項の業務	項
	第二項	(略)	(略)	掲げる業務	(略)	第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の六まで	
	第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の六まで	(略)	(略)	掲げる業務、附則第八条の三第一号及び第三号に掲げる業務並びに附則第八条の五の業務	(略)	第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の六まで	

○独立行政法人中小企業基盤整備機構法（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

目次

第一章	総則（第一条—第六条）
第二章	役員及び職員（第七条—第十四条）
第三章	業務等（第十五条—第二十五条）
第四章	雑則（第二十六条—第三十二条）
第五章	罰則（第三十三条—第三十五条）
附則	

第一章 総則

第一条～第六条 （略）

第二章 役員及び職員

第七条～第十四条 （略）

第三章 業務等

（業務の範囲）

第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一〇十四 （略）

現行

目次

第一章	総則（第一条—第六条）
第二章	役員及び職員（第七条—第十四条）
第三章	業務等（第十五条—第二十五条）
第四章	雑則（第二十六条—第三十二条）
第五章	罰則（第三十三条—第三十五条）
附則	

第一章 総則

第一条～第六条 （略）

第二章 役員及び職員

第七条～第十四条 （略）

第三章 業務等

（業務の範囲）

第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一〇十四 （略）

十五 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十
二条、第十八条、第三十六条及び第五十一条の規定による債
務の保証、同法第七十八条及び第一百三十一条第一項の規定に
よる協力並びに同法第一百四十条の規定による出資その他の業
務を行うこと。

十六～二十五 （略）

十六～二十五 （略）

第十六条・第十七条 （略）

第十六条・第十七条 （略）

（区分経理）

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞ
れ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項
第八号及び第九号に掲げる業務（それぞれ次号及び第三号に
掲げるものを除く。）、同項第十一号から第十四号までに掲
げる業務、同項第十五号に掲げる業務（産業競争力強化法第
七十八条及び第一百三十一条第一項に規定する協力並びに同法
第一百四十条に規定する出資その他の業務に限る。）並びに第
十五条第一項第二十号から第二十三号までに掲げる業務並び
にこれらに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれ
らに附帯する業務並びに同条第二項第一号から第四号まで及
び第七号に掲げる業務

2
（略）
二～五 （略）

十五 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十
二条、第十八条、第三十六条及び第五十一条の規定による債
務の保証、同法第一百十七条第一項の規定による協力並びに同
法第一百三十三条の規定による出資その他の業務を行うこと。

十六～二十五 （略）

（区分経理）

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞ
れ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項
第八号及び第九号に掲げる業務（それぞれ次号及び第三号に
掲げるものを除く。）、同項第十一号から第十四号までに掲
げる業務、同項第十五号に掲げる業務（産業競争力強化法第
七十八条及び第一百三十一条第一項に規定する協力及び同法
第一百四十条に規定する出資その他の業務に限る。）並びに第
十五条第一項第二十号から第二十三号までに掲げる業務並び
にこれらに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれ
らに附帯する業務並びに同条第二項第一号から第四号まで及
び第七号に掲げる業務

2
（略）
二～五 （略）

第十九条～第二十五条 (略)

第四章 雜則

第二十六条～第三十二条 (略)

第五章 罰則

第三十三条～第三十五条 (略)

第十九条～第二十五条 (略)

第四章 雜則

第二十六条～第三十二条 (略)

第五章 罰則

第三十三条～第三十五条 (略)

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係）

百二十九百六十（略）	百十九の二 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第六十八条第一項（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定）の認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定（更新の認定を除く。）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
		（略）	（新設）	（新設）
		千円	き一万五千	一件につ

現 行

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係）

百二十九百六十（略）	百十九の二 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第六十八条第一項（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定）の認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定（更新の認定を除く。）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
		（略）	（新設）	（新設）
		千円	き一万五千	一件につ

○情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（附則第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（業務の範囲等）

第四十三条 機構は、第三十二条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一〇八 （略）

九 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十条に規定する業務を行うこと。

一〇十二 （略）

十三 中小企業等経営強化法第五十二条第一項各号に掲げる業務を行うこと。

二〇四 （略）

現 行

（業務の範囲等）

第四十三条 機構は、第三十二条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一〇八 （略）
（新設）

九〇十一 （略）

一二 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十条第一項各号に掲げる業務を行うこと。

二〇四 （略）

○情報処理の促進に関する法律（附則第二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（業務の範囲等）

第四十三条 機構は、第三十二条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一〇十 （略）

十一 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十七条に規定する業務を行うこと。

一二〇十四 （略）

二〇四 （略）

現 行

（業務の範囲等）

第四十三条 機構は、第三十二条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一〇十 （略）

（新設）

一一〇十三 （略）

二〇四 （略）

改 正 案

（中小企業等経営強化法の特例）

第六十六条（略）

2(4)（略）

5 特定中小企業者及び特定組合等が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新についての中小企業等経営強化法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

			（略）
経済産業省令・財務	中小企業者及び組合等	中小企業者	（略）
内閣府令・経済産業	特定中小企業者等	特定中小企業者	（略）

現 行

（中小企業等経営強化法の特例）

第六十六条（略）

2(4)（略）

5 特定中小企業者及び特定組合等が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新についての中小企業等経営強化法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

			（略）
経済産業省令・財務	中小企業者及び組合等	中小企業者	（略）
内閣府令・経済産業	特定中小企業者等	特定中小企業者	（略）

一項 第六十四条第一項		項 第六十条第二項	一項 第五十九条第一項	五項 第五十八条第一項	一項 第五十八条第一項	一項 第五十七条第一項				
第五十九条	經濟産業大臣	經濟産業省令	都道府県知事	行政庁	都道府県	中小企業者	行政庁	都道府県	省令	省令・財務省令
第五十九条第一項（ 沖縄振興特別措置法）	内閣総理大臣及び経 済産業大臣	省令 内閣総理大臣及び経 済産業	沖縄県知事 内閣府令・経済産業	沖縄県知事	沖縄県	特定中小企業者	沖縄県知事	沖縄県		

一項 第五十二条第一項		二項 第四十八条第一項	一項 第四十七条第一項	四項 第四十六条第一項	一項 第四十六条第一項	一項 第四十五条第一項				
第四十七条	經濟産業大臣	經濟産業省令	都道府県知事	行政庁	都道府県	中小企業者	行政庁	都道府県	省令	省令・財務省令
第四十七条第一項（ 沖縄振興特別措置法）	内閣総理大臣及び経 済産業大臣	省令 内閣総理大臣及び経 済産業	沖縄県知事 内閣府令・経済産業	沖縄県知事	沖縄県	特定中小企業者	沖縄県知事	沖縄県		

第六十六条第五項の
規定により読み替え
て適用する場合を含
む。) 及び第二項

第六十六条第五項の
規定により読み替え
て適用する場合を含
む。) 及び第二項

改 正 案

（業務の範囲等）

第二十二条 国立大学法人は、次の業務を行う。

一～六 （略）

七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十

一条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと

。

八 （略）

2・3 （略）

（業務の範囲等）

第二十九条 大学共同利用機関法人は、次の業務を行う。

一～五 （略）

六 産業競争力強化法第二十一条の規定による出資並びに人的

及び技術的援助を行うこと。

七 （略）

2 （略）

現 行

（業務の範囲等）

第二十二条 国立大学法人は、次の業務を行う。

一～六 （略）

七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十

一条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと

。

八 （略）

2・3 （略）

（業務の範囲等）

第二十九条 大学共同利用機関法人は、次の業務を行う。

一～五 （略）

六 産業競争力強化法第二十二条の規定による出資並びに人的

及び技術的援助を行うこと。

七 （略）

2 （略）

改正案

（産業競争力強化法との関係）

第六十一条 機構は、再生支援をするに当たっては、必要に応じ
、再生支援対象事業者に対し、産業競争力強化法第二十三条第
一項の事業再編計画の認定又は同法第二十五条第一項の特別事
業再編計画の認定の申請を促すこと等により、同法により講じ
られる施策と相まって、効果的にこれを行うように努めなけれ
ばならない。

2
(略)

現行

（産業競争力強化法との関係）

第六十一条 機構は、再生支援をするに当たっては、必要に応じ
、再生支援対象事業者に対し、産業競争力強化法第二十四条第
一項の事業再編計画の認定、同法第二十六条第一項の特定事業
再編計画の認定又は同法第二百二十二条第一項の中小企業承継事
業再生計画の認定の申請を促すこと等により、同法により講じ
られる施策と相まって、効果的にこれを行うように努めなけれ
ばならない。

2
(略)

改正案

現行

（再生支援決定）

第二十五条（略）

（略）

（再生支援決定）

第二十五条（略）

（略）

3 第一項の申込みをする事業者が独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第一百三十四条第一項に規定する認定支援機関をいう。以下同じ。）から第六十一条第二項の規定による書面の交付を受けた中小企業者であるときは、当該書面を添付して申込みをすることができる。

4～8

（略）

（産業競争力強化法との関係）

第六十一条（略）

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構は産業競争力強化法（百四十条第二号（同法第一百三十四条第二項第一号に係る部分に限る。）の規定により、認定支援機関は同項第一号の規定により、中小企業者に対し指導又は助言を行うに際し、機構による再生支援を受けることが当該中小企業者の事業の再生を行うために有効であると認めるときは、その旨を明らかにした書面を当該中小企業者に交付して、機構に對して再生支援の申込みをすることを促すことができる。

（産業競争力強化法との関係）

第六十一条（略）

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構は産業競争力強化法（百三十一条第二号（同法第一百二十七条第二項第一号に係る部分に限る。）の規定により、認定支援機関は同項第一号の規定により、中小企業者に対し指導又は助言を行うに際し、機構による再生支援を受けることが当該中小企業者の事業の再生を行うために有効であると認めるときは、その旨を明らかにした書面を当該中小企業者に交付して、機構に對して再生支援の申込みをすることを促すことができる。

改 正 案

（産業競争力強化法との関係）

第五十九条 機構は、再生支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し産業競争力強化法第二十三条第一項の事業再編計画の認定又は同法第二十五条第一項の特別事業再編計画の認定の申請を促すこと、被災地域において設置された認定支援機関であつて経済産業省令で定める要件を満たすもの（以下「産業復興相談センター」という。）及び被災地域において設立された同法第二百三十三条第一号に規定する特定投資事業有限責任組合であつて経済産業省令で定める要件を満たすもの（以下「産業復興機構」という。）との連携を図ること等により、同法により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めなければならない。

2
(略)

現 行

（産業競争力強化法との関係）

第五十九条 機構は、再生支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し産業競争力強化法第二十四条第一項の事業再編計画の認定、同法第二十六条第一項の特定事業再編計画の認定又は同法第二百二十二条第一項の中小企業承継事業再生計画の認定の申請を促すこと、被災地域において設置された認定支援機関であつて経済産業省令で定める要件を満たすもの（以下「産業復興相談センター」という。）及び被災地域において設立された同法第二百三十三条第一号に規定する特定投資事業有限責任組合であつて経済産業省令で定める要件を満たすもの（以下「産業復興機構」という。）との連携を図ること等により、同法により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めなければならない。

2
(略)

改 正 案

現 行

（支援決定）

第十九条（略）

（支援決定）

第十九条（略）

3 第一項の申込みをする事業者が独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第一百三十四条第二項に規定する認定支援機関をいう。以下同じ。）から第五十九条第二項の規定による書面の交付を受けた中小企業者であるときは、当該書面を添付して申込みをすることができる。

3 第一項の申込みをする事業者が独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第一百二十七条第二項に規定する認定支援機関をいう。以下同じ。）から第五十九条第二項の規定による書面の交付を受けた中小企業者であるときは、当該書面を添付して申込みをすることができる。

4（7）（略）

4（7）（略）

（産業競争力強化法との関係）

第五十九条 機構は、再生支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し産業競争力強化法第二十三条第一項の事業再編計画の認定又は同法第二十五条第一項の特別事業再編計画の認定の申請を促すこと、被災地域において設置された認定支援機関であつて経済産業省令で定める要件を満たすもの（以下「産業復興相談センター」という。）及び被災地域において設立された同法第一百四十条第一号に規定する特定投資事業有限責任組合であつて経済産業省令で定める要件を満たすもの（以下「産業復興機構」という。）との連携を図ること等により、同法により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよ

第五十九条 機構は、再生支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し産業競争力強化法第二十三条第一項の事業再編計画の認定又は同法第二十五条第一項の特別事業再編計画の認定の申請を促すこと、被災地域において設置された認定支援機関であつて経済産業省令で定める要件を満たすもの（以下「産業復興相談センター」という。）及び被災地域において設立された同法第一百三十三条第一号に規定する特定投資事業有限責任組合であつて経済産業省令で定める要件を満たすもの（以下「産業復興機構」という。）との連携を図ること等により、同法により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよ

に努めなければならない。

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構は産業競争力強化法第百四十三条第二号（同法第百三十四条第二項第一号に係る部分に限る。）の規定により、認定支援機関は同項第一号の規定により、中小企業者に対し指導又は助言を行うに際し、機構による再生支援を受けることが当該中小企業者の事業の再生を行うために有効であると認めるときは、その旨を明らかにした書面を当該中小企業者に交付して、機構に対して再生支援の申込みをすることを促すことができる。

うに努めなければならない。

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構は産業競争力強化法第百三十三条第二号（同法第百二十七条第二項第一号に係る部分に限る。）の規定により、認定支援機関は同項第一号の規定により、中小企業者に対し指導又は助言を行うに際し、機構による再生支援を受けることが当該中小企業者の事業の再生を行うために有効であると認めるときは、その旨を明らかにした書面を当該中小企業者に交付して、機構に対して再生支援の申込みをすることを促すことができる。

改正案

（国家公務員退職手当法の特例）

第十九条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第一号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業（国家戦略特別区域において、創業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十項第二号、第四号及び第六号に掲げる者をいう。以下この条及び第三十六条の三第一項において同じ。）が行う事業の実施に必要な人材であつて、国の行政機関の職員としての経験を有するものの確保を支援する事業をいう。次項及び別表の七の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二条）第二条第一項に規定する職員（国の行政機関の職員に限る。以下この項において単に「職員」という。）のうち、内閣官房令で定めるところにより、引き続いて創業者（当該区域計画に定められた次項の創業者に限る。）に使用される者（以下この項において「特定被使用者」という。）となるための退職（同法第七条第一項に規定する退職手当の算定の基礎となる勤続期間が三年以上である職員の退職に限り、当該退職が同法第十二条第一号に規定する懲戒免職等処分を受けた職員の退職又は国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十六条の規定による失職（同法第三十八条第一号に該当する場合を除く。）若しくはこれに

現行

（国家公務員退職手当法の特例）

第十九条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第一号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業（国家戦略特別区域において、創業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十三項第二号、第四号及び第六号に掲げる者をいう。以下この条及び第三十六条の三第一項において同じ。）が行う事業の実施に必要な人材であつて、国の行政機関の職員としての経験を有するものの確保を支援する事業をいう。次項及び別表の七の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二条）第二条第一項に規定する職員（国の行政機関の職員に限る。以下この項において単に「職員」という。）のうち、内閣官房令で定めるところにより、引き続いて創業者（当該区域計画に定められた次項の創業者に限る。）に使用される者（以下この項において「特定被使用者」という。）となるための退職（同法第七条第一項に規定する退職手当の算定の基礎となる勤続期間が三年以上である職員の退職に限り、当該退職が同法第十二条第一号に規定する懲戒免職等処分を受けた職員の退職又は国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十六条の規定による失職（同法第三十八条第一号に該当する場合を除く。）若しくはこれに

準ずる退職に該当する場合を除く。第三項において「特定退職」という。)をし、かつ、引き続き特定被使用者となつた者であつて、引き続き特定被使用者として在職した後特定被使用者となつた日から起算して三年を経過した日までに再び職員となつたもの(特定被使用者として在職した後引き続いて職員となつた者及びこれに準ずる者として内閣官房令で定める者に限る。以下この条において「再任用職員」という。)が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

2
9
(略)

に準ずる退職に該当する場合を除く。第三項において「特定退職」という。)をし、かつ、引き続き特定被使用者となつた者であつて、引き続き特定被使用者として在職した後特定被使用者となつた日から起算して三年を経過した日までに再び職員となつたもの(特定被使用者として在職した後引き続いて職員となつた者及びこれに準ずる者として内閣官房令で定める者に限る。以下この条において「再任用職員」という。)が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

2
9
(略)

改正案

（国家公務員退職手当法の特例）

第十九条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第一号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業（国家戦略特別区域において、創業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十四項第二号、第四号及び第六号に掲げる者をいう。以下この条及び第三十六条の三第一項において同じ。）が行う事業の実施に必要な人材であつて、国の行政機関の職員としての経験を有するものの確保を支援する事業をいう。次項及び別表の七の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第一項に規定する職員（国の行政機関の職員に限る。以下この項において単に「職員」という。）のうち、内閣官房令で定めるところにより、引き続いて創業者（当該区域計画に定められた次項の創業者に限る。）に使用される者（以下この項において「特定被使用者」という。）となるための退職（同法第七条第一項に規定する退職手当の算定の基礎となる勤続期間が三年以上である職員の退職に限り、当該退職が同法第十一条第一号に規定する懲戒免職等処分を受けた職員の退職又は国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十六条の規定による失職（同法第三十八条第一号に該当する場合を除く。）若しくはこれに

現行

（国家公務員退職手当法の特例）

第十九条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第一号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業（国家戦略特別区域において、創業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十項第二号、第四号及び第六号に掲げる者をいう。以下この条及び第三十六条の三第一項において同じ。）が行う事業の実施に必要な人材であつて、国の行政機関の職員としての経験を有するものの確保を支援する事業をいう。次項及び別表の七の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第一項に規定する職員（国の行政機関の職員に限る。以下この項において単に「職員」という。）のうち、内閣官房令で定めるところにより、引き続いて創業者（当該区域計画に定められた次項の創業者に限る。）に使用される者（以下この項において「特定被使用者」という。）となるための退職（同法第七条第一項に規定する退職手当の算定の基礎となる勤続期間が三年以上である職員の退職に限り、当該退職が同法第十一条第一号に規定する懲戒免職等処分を受けた職員の退職又は国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十六条の規定による失職（同法第三十八条第一号に該当する場合を除く。）若しくはこれに

に準ずる退職に該当する場合を除く。第三項において「特定退職」という。)をし、かつ、引き続き特定被使用者となつた者であつて、引き続き特定被使用者として在職した後特定被使用者となつた日から起算して三年を経過した日までに再び職員となつたもの(特定被使用者として在職した後引き続いて職員となつた者及びこれに準ずる者として内閣官房令で定める者に限る。以下この条において「再任用職員」という。)が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

2
9

(略)

準ずる退職に該当する場合を除く。第三項において「特定退職」という。)をし、かつ、引き続き特定被使用者となつた者であつて、引き続き特定被使用者として在職した後特定被使用者となつた日から起算して三年を経過した日までに再び職員となつたもの(特定被使用者として在職した後引き続いて職員となつた者及びこれに準ずる者として内閣官房令で定める者に限る。以下この条において「再任用職員」という。)が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

2
9

(略)

改 正 案

附 則

（特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置）

第六十八条 産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第号）第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。附則第八十三条において「旧産業競争力強化法」という。）第二十六条第一項に規定する特定事業再編計画について同項の認定を施行日前に受けた法人の施行日以後に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、旧租税特別措置法第五十五条の三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「に同法」とあるのは「に産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四号）附則第八十三条の四十三の三第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第八十三条の四十三の三第一項」とあるのは「に産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第号。以下この項及び第四項第一号において「産業競争力強化法改正法」という。）第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（以下この項及び同号において「旧産業競争力強化法」という。）」と、「（同法」とあるのは「（産業競争力強化法改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧産業競争力強化法」と、「記載された同法」とあるのは「記載された旧産業競争力強化法」と、同条第三項中「第六十八条の四十三の三第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第八十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の四十三の三第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十三の三第一項」とする。

現 行

附 則

（特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置）

第六十八条 旧租税特別措置法第五十五条の三第一項に規定する計画の認定を施行日前に受けた法人の施行日以後に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「第六十八条の四十三の三第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第八十三条の四十三の三第一項」とあるのは「に産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四号）附則第八十三条の四十三の三第一項」とあるのは「に産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第号。以下この項及び第四項第一号において「産業競争力強化法改正法」という。）第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（以下この項及び同号において「旧産業競争力強化法」という。）」と、「（同法」とあるのは「（産業競争力強化法改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧産業競争力強化法」と、「記載された同法」とあるのは「記載された旧産業競争力強化法」と、同条第三項中「第六十八条の四十三の三第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第八十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の四十三の三第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十三の三第一項」とする。

特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）

第六十八条の四十三の三第一項」と、同条第四項中「第六十八条の四十三の三第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十三の三第一項」と、同項第一号中「産業競争力強化法」とあるのは「産業競争力強化法改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧産業競争力強化法」と、同条第五項、第六項及び第十項中「第六十八条の四十三の三第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十三の三第一項」とする。

（連結法人の特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置）

第八十三条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧産業競争力強化法第二十六条第一項に規定する特定事業再編計画について同項の認定を施行日前に受けたものの施行日以後に開始する各連結事業年度の連結所得の金額の計算については、旧租税特別措置法第六十八条の四十三の三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「に同法」とあるのは「に産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号。以下この項及び第四項第一号において「産業競争力強化法改正法」という。）第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（以下この項及び同号において「旧産業競争力強化法」という。）」と、「（同法」とあるのは「（産業競争力強化法改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧産業競争力強化法」と、「記載された同法」とあるのは「記載された旧産業競争力強化法」と、「第五十五条の三第一項」とす

（連結法人の特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置）

第八十三条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八条の四十三の三第一項に規定する計画の認定を施行日前に受けたものの施行日以後に開始する各連結事業年度の連結所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第五十五条の三第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第六十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五条の三第一項」と、同条第三項、第四項及び第九項中「第五十五条の三第一項」とあるのは「旧効力措置法第五十五条の三第一項」とす

一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第六十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五条の三第一項」と、同条第三項及び第四項中「第五十五条の三第一項」とあるのは「旧効力措置法第五十五条の三第一項」と、同項第一号中「産業競争力強化法」とあるのは「産業競争力強化法改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧産業競争力強化法」と、同条第九項中「第五十五条の三第一項」とあるのは「旧効力措置法第五十五条の三第一項」とする。

○復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五条）（附則第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

附則

（他の法律の適用の特例）

第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

（略）	産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十 八号）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	内閣府又は 又は省令	内閣府、復興 府又は 、復興庁令（ 告示を含む。 ）又は省令
（略）	（略）	（略）

2・3（略）

現行

附則

（他の法律の適用の特例）

第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

（略）	産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十 八号）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	内閣府又は 又は省令	内閣府、復興 府又は 、復興庁令（ 告示を含む。 ）又は省令
（略）	（略）	（略）

2・3（略）